

第七十二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 八 号

昭和四十八年十二月十七日(月曜日)
午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 稻村佐四郎君 理事 左藤 惠君

理事 塩川正二郎君 理事 田中 六助君

理事 武藤 嘉文君 理事 板川 正吾君

理事 中村 重光君 理事 神崎 敏雄君

天野 公義君 理事 浦野 幸男君

小川 平二君 越智 伊平君

越智 通雄君 越智 茂君

小泉純一郎君 小泉 正巳君

小島省二君 近藤 鉄雄君

塩崎 潤君 島村 一郎君

田中 榮一君 田中 寛君

中村 弘海君 八田 貞義君

松永 光君 宮崎 茂一君

村岡 兼造君 保岡 興治君

岡田 哲児君 加藤 清政君

加藤 清二君 佐野 進君

土井たか子君 山崎 始男君

渡辺 三郎君 木下 元二君

米原 稔君 近江已記夫君

小濱 新次君 松尾 信人君

玉置 一徳君 宮田 早苗君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

通商産業大臣 中曾根康弘君

運輸大臣 徳永 正利君

自治大臣 町村 金五君

國務大臣 (経済企画庁長官) 内田 常雄君

出席政府委員

内閣官房副長官 大村 襄治君

公正取引委員会 委員長 高橋 俊英君

公正取引委員会 事務局長 吉田 文剛君

行政管理局 事務次官 小澤 太郎君

経済企画庁長官 有松 晃君

官房参事官 青木 慎三君

経済企画庁調整局長 喜多村治雄君

生活局長 小島 英敏君

経済企画庁物価局長 田宮 茂文君

科学技術庁原子力局長 藤本 孝雄君

環境政務次官 春日 齊君

環境庁大気保全局長 森 整治君

環境庁水質保全局長 大河原良雄君

外務省アメリカ局長 田中 秀穂君

外務省中近東・フリカ局長 宮崎 弘道君

外務省経済局長 松永 信雄君

外務省条約局長 鈴木 文彦君

外務省国際連合局長 吉田太郎一君

大蔵省銀行局長 森下 元晴君

通商産業政務次官 矢野俊比古君

通商産業大臣官房審議官 小松勇五郎君

通商産業省産業政策局長 林 信太郎君

通商産業省立地公害局長 橋本 利一君

通商産業省生活産業局長 山形 榮治君

資源エネルギー庁長官 山形 榮治君

委員外の出席者

防衛庁長官官房防衛審議官 水間 明君

防衛庁防衛局運用課長 伊藤 参午君

防衛庁装備局武器需品課長 友藤 一陸君

大蔵省主計局主計官 藤仲 貞一君

大蔵省関税局輸出課長 齊藤 盛之君

労働省職業安定局長 岩崎 隆造君

労働省職業安定局長 岩崎 隆造君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

参考人 (石油開発公社) 島田 喜仁君

同日

補欠選任

中村 弘海君 塩崎 潤君

村岡 兼造君 越智 通雄君

土井たか子君 竹村 幸雄君

小濱 新次君 松尾 信人君

同日

補欠選任

中村 弘海君 塩崎 潤君

村岡 兼造君 越智 通雄君

土井たか子君 竹村 幸雄君

小濱 新次君 松尾 信人君

同日

補欠選任

中村 弘海君 塩崎 潤君

村岡 兼造君 越智 通雄君

土井たか子君 竹村 幸雄君

小濱 新次君 松尾 信人君

同日

補欠選任

中村 弘海君 塩崎 潤君

村岡 兼造君 越智 通雄君

土井たか子君 竹村 幸雄君

小濱 新次君 松尾 信人君

同日

補欠選任

中村 弘海君 塩崎 潤君

村岡 兼造君 越智 通雄君

土井たか子君 竹村 幸雄君

小濱 新次君 松尾 信人君

同日

補欠選任

中村 弘海君 塩崎 潤君

村岡 兼造君 越智 通雄君

土井たか子君 竹村 幸雄君

小濱 新次君 松尾 信人君

同日

補欠選任

中村 弘海君 塩崎 潤君

村岡 兼造君 越智 通雄君

土井たか子君 竹村 幸雄君

同(林百郎君紹介)(第三九号)
同(東中光雄君紹介)(第四〇号)
同(正森成二君紹介)(第四一号)
同(増本一彦君紹介)(第四二号)
同(三浦久君紹介)(第四三号)
同(三谷秀治君紹介)(第四四号)
同(村上弘君紹介)(第四五号)
同(松本善明君紹介)(第四六号)
同(米原昶君紹介)(第四七号)
同(野間友一君紹介)(第四八号)
同(平田藤吉君紹介)(第四九号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第五〇号)
灯油値上げ反対等に関する請願(多田光雄君紹介)(第一四三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石油需給適正化法案(内閣提出第四号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用の強化に関する件

○濱野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、石油需給適正化法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 けさの新聞でも出ておりましたが、また個々の運転手が自殺をした。毎日、新聞をそのようなことでにぎわしているのではありませんが、最初に遠洋漁業の関係についてお伺いをしたいと思います。

これは今月六日の船からの連絡ということになっているわけですが、この内容を見てみますと、「ケーブタウンで十日停止した。七十キロ補給後、モンバサに向けて走っている。モンバサで補給ができるかどうかかわからない。」「オーストラリア、百七十キロ補給申請したが、三十キロしかもらえず、なお現地で折衝中。」「ハワイと中南

米の中間海域で操業中、二百五十キロの燃料補給を依頼したにも、タンカーシナからの補給は百キロしかできないことになり、しかもタンカーは十二月七日にバルボアを出航、補給は十二月末になるとのこと、船会社とも検討の結果、十二月末に内地着の予定で早期切り上げ、漁獲百六十トン、十二月六日ハワイ寄港、食料と水のみ補給する。」「十一月中旬ケーブタウン沖操業中石油の不足との情報のために一カ月操業を繰り上げて帰港。同じような船が他に二隻あり。」「ジャワ沖で操業中なるも、インドネシア補給不能のため、補給ははるか南のフリマントルにて行なうことになった。」「このように「南アフリカは全部だめ。ダーバンでは強力に頼み込んで数日かかる。今後の見込みなし。インドネシア全くだめ。オーストラリアはシェルが確保する」といっており、従来の日艦連利用の順位により補給可能。ハワイはだめ。」「こういふふうのいろいろあるわけですが、ここでこの燃料不足によるトラブルが起るであろう。」「いまだ起こっていないようでありすが、起るであろうという心配であります。

二つ目には、補給不能や休業中のために、また延期等によるために船員の生活上の問題が起ってくると思ひます。

三つ目には、内地日艦連系統の油で一キロリットル一万九千円、これは十二月一日現在のようでありすが、パナマのバルボアは比較的安いといふふうにいわれておりますが、ここでは一キロリットル二万五千円、これはおそろしく値上がりが見込みだ。ペナンでは三万円、南米のやみ値は五万円から六万円以上というのが通相場場のようでございます。このような額になりますと、当然操業ができなくなってしまうのではないかと、こういうことで早急な対策が必要だと思ひのであります。

これが六日の入電ですから、もう相当日にちがたっている点から見ますと、ますます困難な事情が起っていると思ひのでありますが、これに対してどのような措置を講じられたか、明らかにし

ていただきたいと思ひます。

○山形政府委員 漁船向けのA重油でございますけれども、当初われわれとしては、内地用六百三十万キロリットル、外航用六十万キロリットルを予定して手配を進めておいたわけでございますが、いま御指摘のとおり世界的な逼迫で、海外において給油ができない事情が現出しております。海条約で相互に油を積むということが本旨でございますので、外務当局が各国と着々具体的な問題を踏まえまして折衝を続けておるわけでございすが、緊急にどうしても間に合わないというやうな場合がございしますので、そういう場合には、現在農林省と緊急手配用の油、これを極端にいいますと小型の油送船で現地に送るということまで含めまして、その所要の油については責任をもって手配するということをいたしておるわけでございします。外務当局も各国政府と折衝いたしまして、私の聞いているところでは着々と解決しておると思ひておるわけでございします。

○岡田(哲)委員 とにかく国際的なトラブルの発生というやうな心配もあるわけでありすが、いま言われましたように、早急に万全な措置を講じていただくように強く要請をいたしておきたいと思ひます。

次に、いまこのような非常に極端な石油欠乏という事態にあるわけでありすが、企業機密の点についてであります。ある程度技術上の機密というもののについては一応別といたしまして、価格メカニズム、流通メカニズムに関係するものについては一切企業機密があつてはならないといふふうに考へるわけでありすが、本来保護されるべき企業機密、こういうこともあわせて、この法の裏づけとしての施策を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○山形政府委員 本来保護されるべき企業の秘密というところでございすが、これは非常にむずかしい問題でございます。非常に抽象論でございますが、大まかに言いますと、企業の存立と活動の

遂行上不可欠な事項で、これを公にすることによりまして当該企業活動に重大な不利益をもたらすやうなものは一応企業の秘密であるという定義が定説に相なっておりますけれども、現在のやうな緊急事態でございますれば、技術問題はこれは企業秘密と思ひますけれども、相当程度企業の自由活動に制約を加えるのは当然だと思ひます。たとえば価格で申し上げますと、われわれといたしましては、一応各社の内容もできる限り正直に出していただきまして、それをもとにして業界の標準的な価格構成等も知り得ませんと標準価格の設定等も行ない得ないわけでございしますので、われわれといたしましては的確にそれをつかみたい。ただ、企業におきまして、コストアロケーション等がわかりましようけれども、その辺はこういう緊急事態に依りまして、われわれといたしましては、できる限りの把握と、その結果に基づきます標準的なものの公表等につきましては努力いたしたいと思ひうわけでございします。

○岡田(哲)委員 大臣、この点について、私はいま企業の技術上の機密は一応別として、流通メカニズムあるいは価格メカニズムに乗るものについては一切企業機密は認めないという強い態度をこの際出さないと、できるだけというやうなことは不満足だといふふうに思ひますが、この点についての大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 世の中の理解と御協力を得るためにも、できるだけ協力することが好ましいと思ひております。したがいまして、標準的なものに関しましては公表できるようにしたいと思ひます。

○岡田(哲)委員 一切認めないということは言明できないのですか。

○中曾根国務大臣 やはり各企業企業によつて経理の内容も違いますし、いろいろな会計経理上の困難とか、やりくりもあるだろうと思ひます。そういう面から全部それをさらけ出すというやう

なことはなかなかできにくいと思うので、標準的なものについてはできる限り出すことが好ましい、われわれもそう考えて、そういうふうな努力をしてみたいと思います。

○岡田(哲)委員 これであまり時間を使いたくありませんので、先ほども言いますように、技術上の機密というものについては一応別として、価格に關係するものについては、こういう緊急事態ですから、きちんとした態度で臨んでいただきたいことを強く要請しておきます。

次に、ガソリンスタンドの關係についてであります。連合審査のときに井上委員からの発言で、新規については受けつけないということが言明されたのであります。しかし、現在の状態から見ますと、飯能市あるいは所沢というところ、現に現地と非常にトラブルが起きているということでごさいます。こういう時期が時期だけに、方針としてはできるだけこういう事情の中では新設をさせないという方向が打ち出されているのですから、十分な措置をとって、できれば、一度認可したものでありまして紛争中のものについては適切な措置でやめさしていくというような措置を講じていただきたい、私はこういうふうに思うのですが、いかがですか。

○山形政府委員 ガソリンスタンドにつきましては、本年千五百カ所のワクを一応設定いたしましたわけでごさいますけれども、こういう石油の緊急事態の発生等を踏まえて、先日御答弁申し上げましたように、先週末をもちましてその確認申請を一時凍結いたしましたわけでごさいます。いま御指摘のとおり、それまでに一応認められましたがものにつきましては、さかのぼりましてこれを取り消すということは行政行為として非常にトラブルが起るわけでごさいますので、われわれといたしましては、至急にわれわれ及び通産局職員等に各地元の事態の調査をさせまして、その建設につきまして地元と円満に解決がつくように責任を持って対処したいと存するわけでごさいます。

○岡田(哲)委員 次に、選抜販売ということにつ

いてお伺いをするわけですが、現在の流通機構の中で現にトラブルが起きているというのを見ますと、従来からの使用実績によるもの、あるいはプレミッブきで販売をしている、情実によつて選別される、あるいは価格によつてやられるというようにいろいろあると思うのであります。こういう法をつくるにあたって、このような選抜販売についてどういう態度を考へられているのか、明確にさせていただきたいと思うのです。

○山形政府委員 現在まで取引の形態というのは非常に自由に行なわれておったわけでごさいます。したがって、いま御指摘のとおり、いわゆる顧客というのでございまして、かつこれが上得意というふうな關係のものもあるわけでごさいます。こういうふうな油が足りなくなりますと、營業の方針として顧客を大事にして新規のお客さんを粗末にするという傾向は確かに否定し得ないことでごさいます。最近もそういうトラブルが各地で起つておるわけでごさいます。われわれとしましては、本旨は、この足りないものをみんな公平に使うというのがこれからの世の中の本筋でございまして、いま苦情処理等を通じてそれぞれ新しい販売のルートをつくる努力をいたしておるわけでごさいます。

今後法律が通りましたら、よりその辺ははっきりさせると同時に、あつせん所の機能等もそういう意味で活用してまいりたいと思ひますが、本法の最終段階でございまして割り当て等にも突入いたす場合には、これは個々のユーザーに対する必要量と、それがどういふ経路で入手できるかというところまで關係をつけまして、必要なものが必ず入手できるようにいたしたいと思つております。

いづれにしましても、いま混乱期でございまして、そういう新規なお客さんに対する取り扱いの不備という点は確かに起つておるわけでごさいます。石油の販売業者、小売り業者等を通じて、これは是正をいまやっておる段階でございまして、むしろそういう問題が起りましたら、個別

に苦情処理等を通じて、われわれのほうにぜひお申し出くださいまして、具体的にそれを解決し、新しい販売ルートをおのりつくり上げていくというふうなことにございまして、われわれ努力するつもりでございまして。

○岡田(哲)委員 灯油の問題についてでございしますが、大ワクとして民生用に三分の二、工業用に三分の一、こういうことで五万八千キロリットルを確保したということになっておるわけでありまして。しかし、最近よく承知はされていると思うのであります。軽油の削減によりましてディーゼルエンジンを使つてゐる車、こういうものが灯油と軽油を混合することによつて動かすという形が非常に多く出ているように聞いているわけでありまして。こういうふうな考えますと、せっかく民生用の五万八千キロリットルを確保したと言つたとしても、この民生用の灯油はスタンドで売られる場合には一々その使用目的を確かめることはできないわけでありまして、どうも民生用の灯油を食つていくのではないかと。そういたしますと、この確保した油については全然効果があらな、せっかく確保しながらも守られないという結果が現に出てくるのじゃないか、こういう心配があるわけでありまして、この点についてどういふ措置でこれを確保するということにするのか、明確にさせていただきたいと思つておるわけでごさいます。

○山形政府委員 私も新聞紙上でそれを見たわけでごさいます。もしそうでございしましたら非常にゆゆしい問題でございまして。

灯油につきましては、先生御存じのとおり、最も重要な民生用の油ということで、一番最初に通産省としまして、その確保と価格の凍結を行なつたわけでごさいます。十月末におきまして在庫を六十三日分積み増しまして、ほかの油種に比べて非常に大きな在庫を灯油につかましては積み増しまして、その量の確保をはかつたわけでごさいます。それがもしトラック用のA重油の不足に応じて流れておるといふことでございしましたら、これは大問題でございまして。灯油關係につきまし

ては業界としても最優先で取り扱つておりますので、そういうことはないと思ひますが、これを機会により一そう至急にその事態を調べまして手配したいと思ひます。

なお、A重油は、確かに得率上の問題もございまして足りなくなつてきております。この辺につきましては、従来から申し上げましたように、いま運輸省で全部の交通体制、A重油に即して言いますと、トラックの營業用、家用、バスの營業用、家用、その辺の全体の配分のしかたにつきまして検討中であると思ひます。これは今週早々に案がでるそうでございまして。その辺に即しましてA重油の確保をはかり、その前提におきまして灯油のほうからの横流し等はまたこれをチェックするというふうな体制をつくりたいと考えております。

○岡田(哲)委員 チェックするというのですかね、私はこのチェックがむずかしいということをお言ひつてゐるのです。当然灯油として売られる場合に一々その業者がこれはディーゼルエンジンに使うのですかというふうなことを確かめて売られるわけではないわけでありまして。ですから私は、チェックをするというそのチェックのしかたをどういふふうにするのかという点をお伺ひしてゐるわけでごさいます。しかも、軽油は、御存じのように税金もかかつてゐるのです。灯油のほうには税金もない、こういうことになるわけですので、その点を含めてそのチェックのしかたをはつきりしてください。

○山形政府委員 いま先生のおっしゃいますように、ガソリンスタンドで従来からそういうふうな行為がございまして。たとえばガソリンを売り出すに際しまして、これをほかのものを不良——自分では不良と言ひませぬけれども、ほかのものを売るといふようなことをいふゆる世間で言ひます不良ガソリンという問題が前からございまして、われわれとしましては、本年の四月ごろにスタンドのサンプル調査を行ないまして、不良ガソリンのチェックを行ないまして、それでそれは一応是正されたかっこうになつておりますけれども、今

回の問題も同じような問題だと思つてござい
ます。何ぶんにも非常に数の多いガソリンスタン
ドでございましてたいへんでございすけれど
も、一応そういう不良軽油といふは、不良軽
油チェックというものをいま準備いたしておりま
す。これはサンプリングをしましてガソリンスタ
ンドに通産局の人間が立ち会つて、全石商連がこ
の検査を行なうわけにございまして、そういうよ
うなチェック方法を通じて、いまのような不
良なる行為をなくすようにいま準備中でござい
ます。近く実施の予定でございす。

○岡田(哲)委員 私はいまの御答弁によるチェッ
クのしかたではいかぬと思つて。これはもつ
と抜本的な手を打たないと、せっかく確保した民
生用の灯油が欠乏する、こういう不安が消えない
わけでありす。これはもうほんとうに今後を通
じて明らかにしていただきたいと思つて。この法
案の提出の理由は、わが国への石油の大幅な供給
不足が生ずる事態に対処するため、適正な供給を
確保するための措置をするためのものだといふ
ふうになってゐるわけでありす。しかも、経済閣
僚会議でも一六%減といふことで一致をしてゐる
ようでありす。この大幅な不足を生じた、こ
の不足をこれからの折衝でとつてくる、一六%
減つた、それを外国からとつてくる、一六%
あるのか、それとも一六%減といふものを何とし
ても守つていくといふは、そういう意味での
ものか、この中でいってございす「適正な」とい
ふことばと「確保」といふ点について非常に不明
確だと思つてございす。この「確保」といふ
点について定義といふは、これをき
ちつとしておいていただきたいと思つてござい
す。

○山形政府委員 この法律の目的第一条の「石油
の適正な供給を確保し」といふことは、その前段
に、先生のおっしゃいますように大幅な供給不足
が生じておるわけにございすので、この不足の
状態において必要なそれぞれの分野にカットはか

かりながらもそれぞれの分野が適正に供給がはか
られるように、公平にはかられるという概念が一
つだと思つて。それからやはり非常に重要な公共部門等につき
ましては、その確保のしかたについて配慮がなさ
るべきというふうなことを、この「確保」といふ
ことばにはそういうことを意味してゐるのではな
いかと思つて。○岡田(哲)委員 私の言つてゐるのは、たとえば
一六%減といふことで一応閣議がその見通しの上
で確認されてゐます。問題は、一六%足らぬ、こ
の供給を確保するためにはこの足らぬという前
提でよそから持つてくるのか、あるいは一六%減
といふものを土台にしてこれだけは絶対に保障す
るといふは、維持するんだ、こういうこととな
のか、どうも「適正な」といふことと「確保」す
るといふ点が非常に不明確だ、こういうことを
言つてゐるのです。

○山形政府委員 そういうことにつきまして
ちよつと不明確でございまして恐縮でございまし
た。たとえば一六%供給がカットされたという場合
に、これを外から供給の努力をしてふやすのかと
いうことでございす。それはなかなか私無理
だと思つてございす。それで一つ考えられ
ますのは、供給を確保するといふために、国内で
持つております備蓄をどういふふうに減らしてい
くか、備蓄の吐き出し、食いつぶしといふことが
一つあるかと思つて、そういう備蓄の食
つぶしを行なうことによつて、少ない供給量にそ
の備蓄の食いつぶし分を足してそれで需要をまか
なり、そういうふうな御理解願ひたいと思つて。○岡田(哲)委員 用語でいいますと、陣地を確保
するとかあるいは権利を確保するとかいふ意味で
使われてゐるわけですが、この確保といふのはあ
くまでも攻めるということよりも守る、そういう
意味だといふふうな考えますと、一六%減つた、
これはよその外国に行つて足らない分を持つてく
るんじゃないに、この減つた分をいかに節約して

使つていくか、そういう守りの状態で需給の適正
化をするということがこの法の目的だといふふう
に考えてゐるのですか。

○山形政府委員 先生のおっしゃるとおりでござ
います。

○岡田(哲)委員 そういたしますと、一六%減つ
たから各分野で一六%節約してください、こうい
うことだけでは私は非常に能のない話だといふ
うに思つてゐます。しかも現在、非常に量だけが
問題にされてゐると思つてゐますが、最近の
価格上昇の点から見まして、これはたいへんな問
題だといふふうな思つてゐます。一バーレ
ル十七ドル、これは三倍から四倍といふような値
段もいまうわさをされてゐるわけでありす。今
後とも量の削減とあわせて価格の点が切つても
切り離せないものになってくる、こういうふう
に思つてゐます。そこで、その考え方をひと
つ明らかにしておいていただきたいと思つて
あります。

○山形政府委員 御存じのとおり、十月の十六日
にOPECが公示価格の七割のアップを通告
し、それが新しい石油ラウンドに組み込まれたわ
けでございす。OPEC諸国といふものは非
常に安く原油を出してゐたといふことで、年々
非常なる不満があつたわけにございす。それ
も、最近の世界の経済の成長に關係する石油の需
要の強さを前提に年々希望を相当強い形で実現
をしたわけにございす。しかしながら、その十
月十六日の公示価格の改定で実勢相場が三ドル六
十五といふことに想定されたわけにございす。
これはアラビアン・ライトでございす。それ
と上がっておりますが、その段階で現在大体横ば
いで推移いたしております。

ただ、先生の御指摘のとおり、一部のスポット
ものに対しては各国の需要が殺戮してゐるせい
か、非常に高値が現出しております。最近では
ナイジェリアの十三ドル、ごく最近におきまして
はイランのDDオイルで十六、七ドルといふ高値

が出たわけにございす。これはあくまでス
ポットのものでございまして、日本に入つてお
りますほとんど九割何分といふ非常に大きなもの
は、依然として平均四ドル三十五、六といふ現在
入つておるわけにございす。今後メジャーの
一つの行き方といひまして、これをどんどんと
大幅に上げるようなことは私はないのぢやないか
と思つてゐます。若干のじり高といふことは想定し
ておかなければいかぬ事例ではないかと考えるわ
けでございす。

○岡田(哲)委員 私は、当然、この量だけでなし
に価格の点があわせて非常に問題になると思つて
あります。

ちよつと大臣にお尋ねをいたしたいのでありま
すが、一九七〇年の秋以降降り広げられましたO
PECとメジャーとの対立、いわゆる石油戦争と
いわれてゐる問題のときにつくづく感じた問題で
すが、特にわが国のように九九・七%も輸入にた
よつてゐる、こういう非常に大きなウェートを占
める日本がつんばさじきに置かれたといふ経験を
ここで味わつたわけでありす。このときからい
うならば、低廉豊富な時代から、高価、供給不足、
不安定な時代に入つたといふふうな認識をしなけ
ればならなかつたのぢやないか。この資源と価格
の形式で最近目立つのは、メジャーの支配体制に
あること、それにOPECの意思が価格決定に強
く作用をしてゐるということでありす。そのほ
かにもいろいろあるのでありまして、メ
ジャーやOPECの強い作用でブライスマカニズ
ムは動かない、このような、わが国の意思など反
映したくても反映しにくいという現状にあると思
つてゐます。

こういう現状の中でさらに一つ思ひますのは、
OPECの強硬な政策とかたい団結、二つには公
害防止のために世界的な低硫黄燃料の需給増加、
こういうものが価格上昇にはね返る。三つ目には、
これからの石油開発への諸条件はさらに一そう悪
くなつていくところが多いんじゃないか。また、
その利権の取得の問題につきましても、これはた

いへんになってくる。そういったと、開発コストは当然上昇すると見なければならぬと思うのです。四つ目には、世界全体の工業化がさらに一

そう進むでありまして、生活水準も急速に上昇していく。それに比例してエネルギーの需要というものが増大する。そうなりますと、勢いこれも価格にはね返るのではないかと。さらに、エネルギー全体の中で石油の占めている比重が現在五六・七、一九八〇年度では六六・七というところで、

まださらにこれが増加をしていくという傾向にあるんじゃないかと思うのであります。さらに、最近ではアメリカの石油政策というものが輸入重視の方向に転換をしてきている。こういうように考えますと、いま長官が言われたのであります、私はそんなことでなしに、ここ当分は不安定であり、低廉というものはそのときどきの一番安いものを買うという状態にしかならぬ、そういうふうにはまずわれわれとしては覚悟をしなければならぬじゃないか、こういうふうに見えるわけであり

す。そういうふうにと考えると、安全供給のためにはOPECやメジャーなどに対する対外折衝といいますが、そういうあり方とあわせて折衝が非常に大事な点になってくるのではないかと、こう思うのであります。このウェイトが高くなればなるほど、折衝に当たる政府の関係者、こういう者はやはり強力な対抗力といえますか、そういうものを持ちたいというふうには私は当然考えると思うのであります。そのためには、国内のエネルギー市場を完全に握るかあるいは押えるか、支配ということばが適切かどうかはわかりませんが、そういうことのために、いままでの議論の中で石油公団を強化するといふのもその一つでありまして、そういう強力な対抗力をつけるためにこの法案が必要だ、こういうふうにと考えているのではないかと私は思うのであります。そういう裏づけを持ちながら強硬に今後折衝していくという、そのためにはこれは暫定法でなしに、将来にわたってこれをバックにしていこうというねらいがあるよう

な気がするのであります。大臣の見解をただしておきたいと思ひます。

○中曽根閣僚大臣　そういう意図は、この法案にはございせん。この法案は緊急事態、特に石油を大幅に削減された場合の国民生活並びに国民経済の円滑な運営のためにつくられておるのであります。対外交渉能力のウェポンにしよう、そういう考えは毛頭ございせん。

しかし、前段でお示しになりましたOPEC及びメジャーズとの関係等にかんがみまして、石油政策というものをわれわれが遂行していく上には、いままでのような安易な考えではだめだ、やはり日本は日本としての立場を主張し得る何ものかを考えなければいけないということを痛切に感じておるわけでは、それが何であるかといえ、一つは、日本は巨大なマーケットである、最大の輸入者であり、最大のマーケットの一つである、そういう意味から、OPECの諸国は日本に工業建設あるいはインフラストラクチャーに対する建設の協力を非常に要請しておるわけでは、その要請にこたえるという点で、日本としては非常に強い立場ではないかと思ふのです。それをいかに有効に使用してOPEC諸国と協調し、共存共栄していくかということが一つの大きな問題ではないかと思ひます。

それから、メジャーズに対しては、やはり日本は世界最大のマーケットの一つであることには変わりございせん。それで、石油の需給関係は将来いままでもよりは窮屈になりそうでありまして、けれども、しかし、それにしても最大のマーケットを失いたくないという気持ちはメジャーズにあるだろうと思ふのです。いままでも安易時代はメジャーズが日本に対して販売戦をやりまして、日本は買手市場で、すわってれば安い石油が入るといふことで、それが日本をこういう経済成長をさせた一つの原因でもございせんけれども、情勢は変わりました。変わりましたけれども、やはり最大のマーケットの一つであるという事態は変わらな

い、そういう立場も考えながら、積極的に石油政策を推進していくための機構、たとえば開発について、石油公団の法律を改正してもっと積極的な活動が行なえるようにするとか、あるいは通産省内部における石油政策推進の機構についていままでもやっていることを改善するとか、あるいは業界と通産省とある程度協力しながら、相互補充しつつ石油政策を進めていく方法を新しく構想するか、そういうような諸点についてわれわれとして改革すべき点があるように思ひます。

○岡田(哲)委員　時間が来ましたので、最後の点でお伺いをいたします。

通産省は、この十三日に、明年一月から実施をする第二次石油緊急対策の原案を出されたわけでありまして、これに関連をしてありますが、この対策は、この法でいう三条の発動かどうか、これは通常の行政指導なのかどうか。

それから、第二次というふうになっているんだが、第三次、第四次というふうにならばこの対策が強化をされていくようなものなのか。大きく分けて、行政措置でやれるものと、それから配給段階といいますが第二段階、一段、二段という段階だといふふうにと受けるわけでありまして、この十一一条に、事態を克服することが著しく困難と認められた場合というのがあるわけですが、この段階の分かれ目といいますが、これは一体どういう時点で分かれるのか、その分かれ目を明確にしたいでございます。

それから三つ目には、現にLPGなどについては法人、個タク二対一という割り当てを決定して、しかもその運用上、実質的にはこれはもう配給制になつていふんじゃないか、こういうふうな思ふのであります。これはいよいよ十一一条の発動だといふふうな思ふのであります。この辺の点をお伺いしておきたいと思ひます。

○山形政府委員　現在われわれが行なっておりますのは、十一月十六日の閣議決定に基づきまして行なつておるわけで、完全な行政指導でござい

す。それは、これは行政指導でやっておりますものを法律上の根拠をもつて、より適正に、的確に行なうという目的でございまして、それから、その次に来ますのが、いわゆる先生の申し上げる十一一条のより直接的な割り当て、配給でございまして、この区分でございまして、法律上の第一段階は、私の私見も入りますけれども、油のカット量でございます。大体二割近いところではないかと思ひますが、第三段階といいますが、十一一条に入りますのは、それがより一そうきびしくなつたところではないかと思ひます。ただ、この場合に、油のカットの量だけの問題でございまして、油種ごとにつきましては非常に逼迫の度が強く、かつニューザーの数も多いというふうなことで、カットの量にかかわりなく、相当程度のきめのこまかいことをやらせんといかぬという状態も出ると思ふわけでございまして、そういう場合におきましては、そういう油種及びその現状につきましてはカットの率と関係なく、十一一条的な必要も出てくるのではないかと私は思ふわけでござい

す。

それから、現在運輸省が行なおうとしておりますタクシーの配分でございまして、これはまだ法律も通つておりませんが、これは行政指導の段階でございまして、一応タクシー業者の法人系及び個人系、それから油の供給業者側、その三者が寄り寄り相談をし、それを運輸当局が御指導いたしまして行なおうとしておるわけでございまして、これはあくまで行政指導の段階でございまして、形は、先生のおっしゃいますように、個別の割り当てでございまして、法規に基づき罰則を伴うようなものでないことは確かでございます。これが実施されまして、それでもトラブルが非常に多くてどうしようもないというふうな場合には、おそらく法律が通りましたら法律に基づくより明確な形での個別の割り当て、配給等が行なわれることに相なるのではないかと考えるわけでござい

す。

○岡田(哲)委員　もう時間が過ぎましたので、以上で終わります。

○濱野委員長 加藤清二君。

○加藤(清二)委員 お許しを得まして、私は、ただいま上程をされております石油需給適正化法案についてお尋ねをしてみたいと存じます。

総理は、予算委員会におきまして、この法律がかりに通る前といえども、便乗値上げはさせない、便乗公害はともによらせないと明言をしておられます。しかし、その明言を国会でいらっしゃる最中に、便乗値上げや便乗公害が次々と発生をいたしております。これは一体どうしたことございましょうか。総理はおそらく入院中でございまして、それにかわるべきお方にお答え願いたいと存じます。

○濱野委員長 中曾根国務大臣、国務大臣として答弁したいと思います。

○中曾根国務大臣 便乗値上げあるいは公害の規制等については、政府としても重大な関心を持っておりまして、公害の規制については法律の限度を必ず守るようにはやっています。便乗値上げは許さぬように行政指導しております。また、この二法案が通りましたら、法の背景をもちましてさらに強力に指導してまいりたいと思っております。

○加藤(清二)委員 これは通産大臣に聞いているのじゃございせんから、総理の代理として答弁のできる人から聞きたいのです。

○濱野委員長 いまの答弁は国務大臣としての答弁でありますから、責任のないことではないと思っております。総理の代理として……

○加藤(清二)委員 さらばお尋ねいたします。現在あったらどうされますか。

○濱野委員長 現在あったらとは、どういう意味ですか。

○加藤(清二)委員 具体的に出しますよ、便乗値上げと便乗公害。

○濱野委員長 それはあなたの自由ですけれども、国務大臣として答弁するよりほかはないだろう、とつさの場合。そういう意味で……

○加藤(清二)委員 とつさではありません。私は

ちゃんと時間に間に合うように要求を出してございます。

○濱野委員長 しかし、実際は総理がおいでになればいいんですけども、御案内のとおりでありますから、国務大臣として答弁していただくということが適法であらう、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○加藤(清二)委員 それでは質問を続けます。

私は公害に関する限り許容基準をゆるめる必要はないと存じます。なぜならば、削減されるところの石油はローサルではなくて、一番のハイサルでございます。ハイサルが一番削減されるわけなんです。さすればS含有量はマクロの立場からいって少なくなるはずでございます。しかも、それがたかれるのが少なくなれば、大気中のSO₂も少なくなるはずでございます。にもかかわりませず、その地方におけるローカルカラーに適應した公害規制の上のせ、横出しをこの際削らなければならぬという理由が、私にも国民にも納得できないわけでございます。お答え願いたい。

○濱野委員長 ちょっとお待ちください。加藤さん、官房副長官でいいですか。官房副長官がおいでになりましたか……

○加藤(清二)委員 やむを得ません。

○大村政府委員 ちょっとおくれて来まして、最初の質問を十分聞いておらなかったのでございますが、ただいま官房長官は病院に総理と打ち合わせに行っておりまして、そういうわけで出席いたしかねますので、私がかわって参上いたしました次第でございます。そういうわけで、通信病院にいまいお見舞いに行き、また、いろいろ重要問題について打ち合わせ中でございますので、あしからず御了承を賜わりたいと思っております。

○加藤(清二)委員 答弁にならない。

○大村政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、確かに石油の総量が減ってくるわけでございますけれども、そういったことにもかかわらず、やはり公害に対する方針というものは、私どもとしましてはかたく守っていく考えてございま

す。

○加藤(清二)委員 環境庁の長官。

○藤本政府委員 石油危機に関連いたしまして、わが国の経済の各方面に大きなショックが与えられていることは御承知のとおりでございますが、環境政策に限りましては、人の生命並びに健康を最優先するという基本方針を要する必要は考えられておりません。御指摘の点につきましては、石油の消費量が全体として減るわけでございますから、マクロとしては硫酸化物の排出が減つてくる。したがって、環境基準並びに排出基準の緩和をする必要はないという加藤先生の御意見に私も全く同感でございます。

○加藤(清二)委員 完全に意見が一致しているようでございます。しかるところ、中曾根大臣のいままでの答弁を聞いておりますと、環境基準をある程度ゆるめなければならぬ事態になるかも知れぬとおっしゃってたり、あるいは環境基準はゆるめないとおっしゃってたり、どうもいただけない節がございまして、通産大臣としてはいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 通産大臣といたしましても、一貫して申し上げていることは、法律で定められた環境基準は厳守いたしますと、そういうことを申し上げてまいりました。

○加藤(清二)委員 それでは、各地方自治団体あるいは当該県、市等々が公害企業と協定を結んでおります。それにはある程度の上のせ、横出しがございまして、それについても、通産省としては干渉をしない、いままでどおりよろしい、こう明言できますか。

○中曾根国務大臣 法律に定められた基準は、これを厳守するということをまず基礎にいたしまして、それ以上の上のせの分については、これは石油事情の悪化の情勢等にもらみ合せて、そしてぎりぎりの線になってきた場合に、家庭用のものをふやすためにそちらのほうを少しゆるめるか、あるいは家庭用のものはまんしてもらって、そちらのものは依然として続けていくか、そういう

ような判断をすべき場合がもし万一将来きた場合には、そのときの情勢判断によって考えざるを得ない、そういうふうに御答弁申し上げます。

○加藤(清二)委員 家庭用とおっしゃられますと、まず最初は灯油、その両隣にあります軽油それから重油、ところが通産大臣のいままでの御答弁によりまして、灯油は間違いなく確保しているというお話でございます。間違いなく確保しておれば、灯油を余分に精製するがゆえに、A重油の生産を削るとか、あるいはナフサを削るとかいうことはさまで必要がないではないか。もし、必要でありとするならば、どの時期に至るとどの程度削らなければならないかという数字の明示がない限り、これはいただけないことと存じます。はたして、それでは灯油が確保されていないから、にわかにはA重油その他から削って灯油に精製しなければならぬという状況になっておるのですか。

○中曾根国務大臣 灯油については量的には確保してあります。問題はLPG、プロパンガス等の場合であります。

○加藤(清二)委員 お尋ねします。

電力会社がこれを目にかけて緩和をしてもらいたい、電気事業連合会からの申請があったか、なかったか。

○中曾根国務大臣 目下のところございません。

○加藤(清二)委員 新聞が報じていたことを御存じか、御存じでないか。

○山形政府委員 新聞紙上では見ましたけれども、われわれのところ正式に要請といえますか、そういうものはございせん。

○加藤(清二)委員 もし要請があった場合に、どうなさいますか。

○中曾根国務大臣 法律に命ぜられた規定を順守していくようにわれわれは指示いたします。

○加藤(清二)委員 それを聞いて国民、特に公害被害地区の方々が安心なさるでございましょう。かりにいま通産大臣がおっしゃられましたように、プロパンの需要増、その生産減あるいは輸

入減ということ、その穴埋めのために石油精製のある程度の品目別の生産数量を変えなければならぬという事態が発生するかもしれない。しかし、いま電力会社がプロパンを発電用に使っているという事はきわめて少のうございませう。もしそれが多におっしゃるならば、火力電気のエネルギー、総需要に占めるプロパンの量を尋ねなければならぬが、まあこの際、そういふこまかい詰めをしようとは思っておりません。

もう一度お尋ねいたします。電力関係、電気事業連合会等々から申請があった場合にも、いまの明言、それから総理大臣代理あるいは環境庁の長官代理と意見を同じうして対処する、こういうことが言えますか。

○中曾根国務大臣 法律で定められた基準をあくまで順守するように指しいたします。

○加藤(清二)委員 そのことを聞いて安心してございませう。

さはさりながら、とにかく日本の石油が削られていくという事は事実でございませう。きのう、おとこの通産大臣の答弁に、リビア原油の引き取りについて、きわめて前向きのお話でございまして、これについて外務大臣は、国民、われわれ聞いている側にとっては、何やらわかったかわからぬような御答弁でございまして。

そこでお尋ねいたします。リビア原油の取引について、一体、この危急を救うために、総理大臣としてはどう考えてみえるか。——いなければ代理、総理大臣が出来ることになっておったのですから、(病氣だ)と呼ぶ者あり)それはやむを得ません。

○大平国務大臣 本件につきましては、通産省のほうから御相談がございまして、外務省でいま検討中でありまして、結論を出すにつきましては、総理大臣の御意見を聞いた上でいたしたいと考えておりますが、まだ総理大臣に上げておりません。

○加藤(清二)委員 すでに通産省からは外務省へ話がいった。そこで検討をしている。検討のネックとなるものは何でございませうか。

○大平国務大臣 産油国の資源につきましては、産油国が主権を持っているわけでございまして、どのように処理してまいりませうか、本来原則として、これは産油国の主権に属することであると思っております。将来、この問題はそういうことを軸にして考えられてしかるべきものと思うのでございませう。

問題は、今日までのことでございませうが、産油国の資源が外国資本が入りまして開発されておりました。リビアにつきましては、これについて国有化が敢行されたわけでございまして、国有化を行なうということ自体につきましては、いまやこれをばむ力は世界にないようございませうが、国有化の条件につきまして問題があったように伺っております。したがって、いま問題になっておる油が、そういう係争にかかるといふものであるか、そういうものでないか、係争にかかるといふものでないか、それを取り扱うこと、その輸入を受けることがわが国の石油確保に必要にして、将来にわたって支障をきたさず、ことになりはしないかどうかという点の事実を確かめ、かつこれまでの経緯を確かめてまいりませう。それが私どもの任務であらうと存じまして、鋭意、各方面の情報を収集いたしまして、検討を急ぎつつある段階でございませう。

○加藤(清二)委員 リビア石油を通産省側は積極的に引き取りたいという意向です。私ども社会党も引き取ってしかるべきである、こういう趣旨でございませう。それで、ネックとなるのが国有化をめぐって係争中の油であるか、いなかの問題だとおっしゃられたが、これは外務省で調べればすぐわかることとございませう。よしそれが係争中の問題でありとしても、係争中の油でありとしても、私はあえて引き取ってしかるべきであるという本質的結論を持っておりませう。どうしてそういうことが言えるか。それはメジャーをよく調べなければならぬ。問題はメジャーとの関係でございませう。

そこで、通産大臣にお尋ねする。日本がOPE

Cから買入れている油は総輸入量の四〇%程度である。イラン、イラクを入れれば八〇%余になるでしょう。しかし、マクロの立場からいって、せいぜい四〇%アローアンスがつきますけれども、そこがかりに二割五分上をせして五%、いまの時点では二割五分、それをかりに三割と大きく見積もっても、全体には削られる量は二割二分でございませう。にもかかわりませず、通産省は一六%程度の削減を要求し、精製業界は二四、五%の削減を要求した。その結果一九%から二〇%ということにおさまったようございませう。これは国民にとつてはいたらないこととございませう。しかし、業界が二四%を要求するという意味はわかるのです。なぜならば、それは削減を日本に通告してきたところの輸入量は大体四〇%であるけれども、全体の量を九〇%以上握っているのはメジャーなんだ。日本は産油国から直接取引をしていない。あるものもあるけれども、それはほんのわずかである。九〇%以上メジャーに握られている。その日本への仕向け量が減る。ゆえにほんとうは一割二分、一二%程度でいいのに一五%、一六%、結論は二〇%近く削られなければならないという羽目におちいっている。これはメジャーが、アメリカ、オランダその他全部ストップさせられたところの分を削って全体に押し及ぼしているからである。この点は日本だけではない。イギリスもそうなんです。イギリスは全然削減されていなければならぬ。これは九月以前の実績、冬の実績と季節変動もありませうけれども、なおそれがあるからである。現に全部ストップさせられたオランダは、じゃあしたから全部ストップしたかというところではない。あそこは西欧諸国に向ける大きな大きなタンクがあるからです。それはだれが握っておるかといえはメジャーだ。こういう観点に立った場合に、メジャーは、日本に対して、産油国が削減しないのに削減してきておる、こういう事実がある。その対応策としてもこれは買

油精製会社がたくさんございませう。日本石油という日本名前の石油会社がございます。しかし、この精製部門の資本はどの資本であるか。これを調べてごらんになりますと、日本の銀座や赤坂に中華料理店というものがあつた。働いておる従業員は日本人であつたけれども、実質の実権を握っておる人は第三国人であつたと同様に、日本の石油精製から化学の経営は、ほとんどこれまた半数以上がメジャーに握られておる。これは御案内のとおり、昭和三十七年石油業法ができたときに、私も、そのような状況ではいけないから、国策会社をつくるべきであると言つたにもかかわらず、できたのは共石だけである。共石は諸外国に向かつての鉱区権もなければ試掘権、採掘権もない。いわんやそれを引き取る権利もない。ただ、国内で精製し、国内で配給するということのみに専念してきた。だれの責任であるかといふ問うときではありませう。そんなひまがありません。したがって、ネックはメジャーとの関係であるとするならば、メジャーみずから、日本に油をほしがつておる自分の子や孫がいるというところはちゃんとわかつておるのです。しかも、メジャーにとつては世界じゅうで一番いいお得意さんなんです。そんなにメジャーに遠慮しなければならぬのか、私は意味がわかりませう。国民が納得するように、特に石油精製業の専門家が納得するような御答弁をいただきたい。

○大平国務大臣 産油国側の供給制限の分量に応じて最終消費国が公正な配分を受ける状況であればよろしいのでありますけれども、中間に介在いたしました配分が恣意的に行なわれることによつて公正を欠いておるのではないかと、今日の結果はそれを物語っておるのではないかと、今日の御指摘でございませう。私は、ある程度加藤さんのおっしゃることは理解できるわけでございませうが、しかしそればかりでもないと思つてございませう。いまの世界全体の石油経済の流通秩序はたいへん乱れております。また、中東戦争の結果、油送パイプの

破壊その他もございまして、供給された分量が最終消費地に着くまでの間の秩序が乱れておる結果、輸入国の輸入油と量というものに影響がないとはいえない面も確かにあると思うのでございします。その点は御理解いただきたいと思うのであります。しかし、それにいたしまして、加藤さんがおっしゃるように、メジャーの持つ機能というもの、日本との関係についての御指摘の部分はいへんよく理解できるわけでございします。だからといって、リビア石油の問題につきまして、それに遠慮して二の足を踏んでおるといふことではないのであります。事態をよく調べまして、非常に大事な、微妙な時期でございしますので、一滴もほしいときであるがゆえに、こういう問題についての取り扱い方に誤りがないようにわれわれはしておかなければならぬ。引き取るにいたしまして、引き取ることを断念するにいたしまして、いづれにいたしまして、これは十分の検討を遂げて間違いない措置を講じておきたいというのがわれわれの希望でございまして、せっかく必要なデータを集め途中でございまして、政府全体といたしまして早いところ結論を出したいと考えております。

○加藤(清二)委員 せっかくよく調査して検討したい、こういうことでございしますが、それはもう当然のことだと存じます。ぜひ日本の国策から考え、長期展望に立つての施策をしていただきたい。メジャーはこれを武器に使っている。アメリカもこれを国防上の問題として扱っている。すでに、メジャー、メジャーと申しますけれども、西欧先進諸国では、そのメジャーの友好国でありながら、なおそれに対抗措置として国策会社をそれぞれが持っている。これがないのは日本だけである。そういう立場からいまして、過去にいい例がございします。私はここではっきり名前を申し上げます。高橋経企庁長官というりっぱな方がみえます。野党がはめるのですから間違いないでしょう。野党が与党の大臣をはめるのですから。りっぱな方がおられました。そのときの外務大臣は重光葵

さんでした。農林大臣は河野一郎さんでした。油がない、ようやくアラビア石油が権利を取った。しかし、これはハイサルである。これの対応策を立てなければならぬという話が出まして、野党鈴木茂三郎委員長にも話がありました。その命を受けて私は緑の下のかげ橋をいたしました。その結果、オキエバード・ジャパン時代であったにもかかわらず、ソ連へ行つて、ソ連の油六百万トンと、あなたもお古いですがよく御案内のとおりです。国策に沿うためです。野党は何でも反対だという人がありますが、そうばかりではありませぬ。国家の危急存亡と長期展望に立つた場合には、内部ではどれだけでも争いまししょう、しかし事波きわから向こうに向かった場合に、私は小異を捨てて大同につき、一致結束してこれに当たるべきである、こういう信念を持っております。それをかつての高橋さんも、農林大臣河野さん、これは漁業交渉とのからみがあったからです。時の重光葵外務大臣も一致結束なさった。鈴木委員長もこれと共同してあの危機を救った。

こういう事実にかんがみて、いままぜそれができないのでしょいか。私も協力しますと言っているのです。そういうことを検討の場合に、外務省の方々にあなたからよく話して、前向きな姿勢、もうオキエバード・ジャパン時代にもなおこれをやられた先輩のこの業績に負けないような今回の行動をとってもらいたいということを申し上げる。もって、いかがか。

○大平国務大臣 加藤さんの御所見、よく承りまして、御提言拝聴いたしました。十分私も念頭に置いて処理いたしたいと思ひます。

○加藤(清二)委員 それでは次の問題に移ります。もう一つ、いま石油が削減される。そこでナフサを主体としてつくっているのが化学の繊維でございします。この繊維の輸出契約を破棄せざるを得ない状況に追い込まれているわけでございします。しかし遺憾なことに、この輸出契約なるものは半年先まで売りつないでいるわけなんです。輸

出契約は行なわれてしまっているわけなんです。内地のもの、これまた三品市場で六カ月前までヘッジしちゃっているわけなんです。それを卒然として原料を切られた。いまはまだいいです。手持ち品があります。仕掛けの中のものもございします。しかし、来年二月、三月、どうやって切り抜けるのですか。だからこそ、いま三品市場においては振りかえ需要と称して、関係の一番少ない綿糸が四十番手で二十万円を突破するといふような状況に追い込まれているでしょう。幸いなるかな、通産省の先見の明よろしくあつて、三品市場の取引に対して行政措置をなさつたから、これは——荒

尾君おりません。実にりっぱな子分——子分と言つては失礼ですね。弟子を持つて、通産大臣はしあわせです。うまく手を打ったからいいようなものの、あれが沸騰して二十万円をこえたらどういふことになりますか。完全なるパニックです。さて、それはそれでですが、輸出契約を破棄したためにどういふ結果が生じたか。イランは、そんなばかな話があるか、クレームなんです。国内法でいへば倍額請求が成立するわけなんです。いわく、わが国イランは、日本に向かって石油を削減したのではない、石油削減の理由によつてな

ぜわれわれが契約した化学繊維を購入することができないのか、なぜ削減しなければならぬのか、業界だけでできぬとするならば、これは一にかかつて政府の責任である、国家がさうなことをするからこういふことになったんだ、同業者のあなたたちに責任はない、国家で責任を負うてもらおうじゃないか、こういう話し合いがいま行なわれております。先物契約まで破棄しなければならぬ、これは逼迫してきている。こういうことをよく踏まえて外務省は油を買いなやを検討していただきたい。この問題について、総理としてはどうい

う対策がありますか。これは国家的な問題です。○大平国務大臣 この石油問題は、関係石油の生産国、消費国ばかりでなく、第三世界にも重要な影響を及ぼす異常な危機であると私は思つており

ます。いま、たまたま加藤さんはナフサを原料とする繊維の輸出契約破棄の問題に及んだわけでございますけれども、それ以外におきまして、わが国の造船は、三年も四年も先物長期契約を持っておりまして、わが国の肥料は、アジアはじめ各国に對してすでに輸出のコミットメントをいたしておるわけでございします。製品の時期を待つておる輸入国といたしましてはたいへんな問題であらうと思つてございします。したがうして、こういった問題につきましてどのように対応してまいりますかということはまことに重要な問題で、まさにあなたが総理大臣を指名されてお尋ねになるに値する課題であると私は思ひます。

問題は、いま政府は、当面石油の供給制限に際会いたしまして、国内対策をいたしましてどのようになす消費の規制をお願いするかという点に焦点をしぼつての施策を急いでおるわけでございしますが、あわせていま御提示になりました問題につきましても、一企業、一業界が対処できるような性質のものではないことは私もよく承知いたしておるわけでございします。いま御提示にかかりました問題につきましては、国策全体の問題といたしまして、政府全体といたしまして真剣に検討させていただいて、対処に誤りがないように、可能な限りのことをしなければならぬといふ考

えておるところでございまして、検討に時間をかけていただきたいと思います。○加藤(清二)委員 おりあしく総理は出席不可能でございしましたが、やがて総理になられるであらうと国民がひとしく思つておる大平外務大臣、中曾根通産大臣の御両所にお尋ねするのですから、総理大臣になつたつもりで御答弁願ひたい。御退席の要求がありますから、それには応じます。それには応じますが、最後に、もう一度申し上げ

ます。大先輩の高橋さん、河野さん、重光さん、オキエバード・ジャパンの時代でもなお日本の、あのときは警察配下で敵視していた国とでも取引をしたのです。野党も使い走り、この私がしたのです。

そして何と六百万トンですよ、確保したのです。その先例にかながみて、大先輩たちのあの業はやがてOPECに、いろいろ好悪取りまぜたが、結論としては、日本人かなかなやろ、うっかりできないぞということになり、日本の開銀その他が融資を拒んで、そのすき間に彼らが日本の精製工場をつくってしまつた、こういう事実があります。つまり敵に回すよりは仲よくしたほうがいい、共同したほうがいいという結論にメジャーもきています。ですから結論、この問題について退席前に、高橋さん以下あの当時苦慮して、あえてその行為をした先輩たち以上の行為ができるかできないか。

○大平内閣大臣 たいへん親切で、そして貴重な示唆をいただいたことを感謝いたします。

まことに重大な時期でございます。私も全力をあげて対処してまいりたいと思っておりますが、加藤さんはじめ在野の皆さまにおかれまして、こういう重大な時期でございますので、既往におきまして今後におきましても全幅の御協力を願ひ申し上げます。

○加藤(清二)委員 それでは通産大臣にお尋ねいたします。

私も、リビア石油は買わなければならない、少々のトラブルが予見されてもあえて今回はそれをなすべきであるという観点に立っております。なぜそうかといえ、これは国際問題に発展するからでございます。さきのイラン—イラン、イラクといえ、日本が石油を一番たくさん、しかも削減されずに買っている国でございます。OPEC並びにOPECの六〇%以上がそこから来ている。その国に対して石油製品を契約上渡すことができない、この状態に対して通産省としてはどう対処なさいませうか。

○中曾根内閣大臣 イランやインドネシアのように日本に特に好意を持って油を供給してくださっている国について、そのできた油の製品についてやはり期待されているように、全面的に努力して

期待を裏切らないようにやることは、私はいいと思ひます。そういう方針を私は伝えてあります。そういう方針をできるだけ完遂するように監視して努力してまいりたいと思ひます。

す、こういうことを申し上げてきたのです。これは東南アジアやあるいはアフリカの諸国について、も同じような考えでやっていきたいと思ひますが、その中にあってインドネシアやイランのようには油を日本に供給して、そのできた油の製品についてはやはりそういう好意におこたえするような措置を輸出の面でも考えなければいかぬ、そういうことを私、当局に指示しております。具体的問題、どういうトラブルが起こっているか、今日私まだ存じませんけれども、もしそういうことが起これば善処していきたいと思ひます。

○加藤(清二)委員 それではお尋ねします。いまのおこたえは、私は顔面とお受け取ります。大賛成です。しかし、具体的にどういう措置がなされているのか。たとえば二割削減というても、一括これを全般に二割削減するのか。民生には悪影響を及ぼさない、こういうお話でございます。それからそれは除外になるのか。あとの残りは優先順位がつくのか、これは一体スケジュールができておりますか。

○加藤(清二)委員 通産大臣の総論には賛成です。それで各論を開いておるのです。石油はカットせずにストリートで日本へ送ってきている、その石油からつくった糸を削られるとは何事であるか、ベナルレーを要求する、当然の仕打ちだと思ひます。もちろんそれだけではございません。肥料も、もちろんそれだけではございません。化学繊維だけはストリートに石油製品です。どうしてそれが聞かれないというならば、倍額請求か、ないしはわが国もOPECにならうてあなたの国への石油を削減せざるを得ない、こういうことになる。ですから、契約破棄をするというところは、やがて日本にとっては天に向かつてつばをはくことになる。

○中曾根内閣大臣 大体おまかな割り当てと申しますか配当の計画は、いままでの実績によつて考えられておるわけです。しかし、東南アジアやアフリカ諸国等に対する輸出についてもいままでどおりをできるだけ維持したい、これは日本の国内も非常に困つておりますけれども、日本をたよりにして、いままで国家建設をやつてきた国々に不測の迷惑をできるだけかかれない、こういうときこそ日本人が苦勞しながらも好意を持って国家建設に協力してくれて、いるんだという誠意を示すときではないかと、私、そう思ひまして、できるだけ輸出をカットしないように、そしてぎりぎりどうしてもやむを得ぬという事態が出てきた場合には、やむを得ぬ場合には、日本国民が犠牲を受けている程度のもはや犠牲を受けてもらわなければならぬ場合もあり得る。これは数日、日タイ経済関係会議がありまして、タイから通産大臣が見えまして、その問題について二人でいろいろ相談したときにも、いまのようなことを私申し上げまして、日本としてはできるだけ一番心配しているのは肥料です。あるいは鋼材、そういうような問題についてできるだけ従前どおり維持したいと思ひます。しかしどうしてもやむを得ぬという事態になった場合には、少なくとも国内カットの限度まではもちがまんしてももらわなければならぬかもしれませぬ、しかし努力しま

す、このようにお尋ねしているのです。配給に対して除外例があるのか、あるいは優先順位をつけるのか、この法律が施行されたら直ちに実行に移さなければならぬ。しかし、受けざらとなる実行計画の細目がありますか。

○中曾根内閣大臣 まだ具体的にはこまかくできておりません。しかし、私は方針を輸出関係の当局に伝えてありますから、そういう線に沿ってやるように、この法律が通りましていろいろ具体的に進める場合には処理したいと思っております。

○中曾根内閣大臣 通産省の關係の皆さんは、ほんとに疲勞こんぱいしてみえるというところを知っております。たいへんな御努力のゆえに疲勞こんぱいしてみえる。こういうところへ出てきて、みえる。私は毎日、夜、見にいきました。毎日廊下を通過して歩きます。夕べも行き来しました。夕べはぱたり会つちやいました。一生懸命やってみることはもうよく承知しております。通産省の方々がなまけてみえるなどとはつゆさから考えておりません。私も選挙のときと同じだ。一日四時間ぐらいいし、疲勞こんぱい、それがいつまで続くだろうか。疲勞こんぱい、よそからくる電話の応対、クレームの応対、もうそれだけで手一ぱいであるということも見て知っています。

○中曾根内閣大臣 私はそういう方針を指示しております。それがいまどの程度作業が進行しているか、国会のほうに忙殺されております。まだ目を通しておりません。おこたえでございます。優先順位の問題をきめて発表できるようにしたいと思ひます。

○中曾根内閣大臣 通産省の方々は、ほんとに疲勞こんぱいしてみえるというところを知っております。たいへんな御努力のゆえに疲勞こんぱいしてみえる。こういうところへ出てきて、みえる。私は毎日、夜、見にいきました。毎日廊下を通過して歩きます。夕べも行き来しました。夕べはぱたり会つちやいました。一生懸命やってみることはもうよく承知しております。通産省の方々がなまけてみえるなどとはつゆさから考えておりません。私も選挙のときと同じだ。一日四時間ぐらいいし、疲勞こんぱい、それがいつまで続くだろうか。疲勞こんぱい、それがいつまで続くだろうか。疲勞こんぱい、よそからくる電話の応対、クレームの応対、もうそれだけで手一ぱいであるということも見て知っています。

○加藤(清二)委員 この法案が参議院に回ったところにはそれは出ますか。事務局に聞きます。

○山形政府委員 一口に優先ということばでございませうけれども、これは役所の関係で言いますと関係各省が非常に多いわけでございませう。それから、たとえば運輸部門におきまして、同じトラックでも営業用と自家用、またそれが生鮮食料品用であるかどうかというような各省の中のかまかい作業もまたあるわけでございませう。私の率直な意見を申し上げますと、両三日にできるというようなめどはついておりません。ただ、現時点におきまして農林省との関係、運輸省との関係等は、大ワタが考え方として徐々にでき上がりつつありますので、全関係省庁のものを取り急いで毎日やっておるわけでございませうが、参議院にいつ出るかわかりませんが、この数日間にそれが御提示できるという自信はないわけでございませう。

ただ、いま先生のおっしゃいましたような輸出の長期の取り扱い、特に産油国との関係の問題等につきましては非常に特殊な配慮を加える必要があるかどうかと考えるわけでございまして、その辺をよく御趣旨を体しましてこれからの作業に反映さしてまいりたいと考えておるわけであります。

○中曾根国務大臣 いま長官が申されましたように、いま個別に進行してまいりまして、運輸省との間、それから農林省との間、厚生省との間、これもおけさ、大ワタと数量の大体の見当がつきました。こういうふうにして、大体何省にはどの程度という割り当てと申しますか、配当をきめて、内部のことは各省におまかせしているわけでございませう。これは各省におまかせしているわけでございませう。これはもう当然のことです。そこで各省と相談をして、そして各省の優先、それからわれわれが見た優先順位の今度は配当の問題、具体的に引き取りの問題がありますから、そういうような問題を考えますと、この両三日中にできるという簡単な作業では実はないわけですね。各省と全部相談していかなきゃなりません。そこで、その大綱について、で

き得べくんば、緊急対策本部で各省大臣が集まったときに、こういう方向でいくという了承を求めた、そしてその大体のランクをきめていきたい。まあ大まかには一般家庭用、それから中小企業、農漁業あるいは通信、鉄道、運輸機関あるいはそのほか教育とか、いろいろ考えております。おりますけれども、いざ具体的に各論的に示せと言われますと、いまのような手続が要りますから若干時間がかかると思っています。しかし、事態はすでに進行しておりまして、事実上はそういうふうな方向でやられているわけであります。

○加藤(清二)委員 各省との折衝は行なった、そして大綱はきまった、しかし細目はこの両三日に提出することは不可能である、こう受け取ってよろしいですか。

それから内容としては、輸出契約、特に産油国との友好関係、産油国から日本への契約は、そのままだけに以前にストリートで来ている国に対する輸出、しかも石油製品、それは特別に考慮する、こう受け取ってよろしいですか。

○中曾根国務大臣 けっこうでございます。

○加藤(清二)委員 当然そうあつてしかるべきだと存じます。言うまでもなく、この石油業法をつくりましたおりに、特にこの第三条に産油国の石油供給計画なるものが入っておりますが、このときにも論議した問題なんです。同時にまた、戦時統制令はなやかなりしころにできました物統令で、あれにも第八条には除外例というのがございませう。その除外例の筆頭に、外国との契約をしたものについては、こういう除外例がございませう。したがって、物統令はかけていないわけなんです。したがって、これを適用しないにしても、法律をつくる以上は、制限法をつくる以上は、私は、経過措置、移行措置があつてしかるべきだと存じます。それでこそ、この法律が動くにあつて、支障なく市場擾乱なく行なえると思ひます。ですから、ほんとうは私は、本法案の四党共同修正の中にそれを入れたかったのでございませうが、これは時間のかかる問題で、だから一年期限として来

年はもう一度見直す、こういうことにしようというので、いま法案について折衝されております。最中ですから、私は法案のことについては触れませんが、除外例とか、そこまでできないでも、経過措置として、売っているものだけ、六カ月前まで売っているからそれだけは支障を来たさないということにならないうと、三品市場は沸騰いたします。振りかえ需要で沸騰いたします。そのときには証拠金の増徴し等々ではどうにもならなくなつて、結果あそこモラトリアム、停止のやむなきに至るだらうと思ひます。そういうパニック前夜でございませうから、重々心得てやっていただいたいの思ひます。

○中曾根国務大臣 よく検討いたしましたして、慎重に周到な手配をしてやうと思ひます。

○加藤(清二)委員 この法案が通つたら民生を安定させるのと総理も答えているのですから、そういう悪影響を及ぼさないように受け止めるをつくると思ひます。

○中曾根国務大臣 イランやその他の輸出国に対する輸出と、それから商品市場との関係がどういう直接の結びつきがあるか、私は加藤先生のいうに権威者でありませうから中身のことはよくわかりませうが、ともかく商品市場に対しては商品市場としての規制というものがあつて思ひます。しかし、そういうような結びつきがどういふふうに移移していくものか、よく検討して慎重に対処していきなうと思ひます。

○加藤(清二)委員 次に進みます。

わが国のメジャー対策、石油に関するアメリカ対策、これがあつたらその基本理念を承りたい。○中曾根国務大臣 一言で申し上げれば、やはり国際協調を旨として、国際秩序を日本が擾乱しないような配慮をしつつ、できるだけ多量の原油を日本に入手する、そういう方針でやってきております。

○加藤(清二)委員 世界の年間の産出量が約三十億、日本の必要量が三億キロ、貿易で動いているのが約十五億、その貿易で動いている量の九〇%

はメジャーが握っている。ほとんどの鉱産権から、輸送することから、流通機構、次には石油精製の面まで握っている。絶対無視できない。先ほど申し上げましたように、日本の石油精製会社もメジャー資本で行なわれているほうが多い。民族資本と称するのは出光をはじめほんの微々たるものである。こういうふうになつて行なう場合に、どうして石油対策、メジャー対策が行なわれないでしようか。一言にして言へば、日本の過去の政策は、核の関係はアメリカの核のかさの下にいた、金はドルのかさの下にいた、油はメジャーのかさの下にいたと言つて過言でない。しかし、そのメジャーはいま何をしているか。アメリカやオランダが削減されたら、その分の穴埋めを取引先全般に及ぼしている。しかるところ、オランダもイギリスも、メジャーに対抗する国策会社を持つている。なぜ日本に国策会社ができないうか。基本理念が言えなかつたら、具体策で、対抗策というとなつてございませうが、メジャーの横暴から国内の産業を守るといふことは、絶対必要不可欠な条件だと思ひます。これは三十七年石油業法のときに何度も言つたことである。が、今日に至るもその具体策は遅々として進まない。対策があつたら承りたい。

○中曾根国務大臣 今日の時点になりますと、大体キャパシティ、製造能力におきましてはメジャー系と国産系が五〇、五〇ぐらいになりました。しかし、販売におきましては、まだメジャー系が五五％前後、国産系が四五％程度で、販売力が弱い。しかし、石油精製の質を見ますと、大体メジャー系は上等な油、いわゆる軽質油系統、白い油と称せられるもののキャパシティが非常に強い。民族系は重い油、いわゆる黒い油というふうなもの、キャパシティが強い。そういう変化があつて、質から見るとまだ民族系はどちらかといへば劣弱、資本があまり要らないでやれるという体系でございませう。だがしかし、今日の時点になりますと、私はメジャー系もあるいは国産ないし民族系というものも一視同仁でやること

インも引けるようになる。環境は通り越えて問題
はなくなってくる。一番得するのはアメリカだと
思いますが、いかがでございましょう。

○中曾根國務大臣 先生の御発言は、傾聴したところでありました。しかし、いまの情勢を見ますと、先生のおっしゃる通りにマルクや円やポンドは下落を続けドルは強くなる。アメリカの輸入超過はびたつとやまって輸出超過の方向にねかに転じてきておる。そしてECや日本は経済的に非常に弱まってきておるが、アメリカの経済は大体自給自足ですから経済は強まってきておる。パイプライン法も通過した。そういう点を見ると、やはりアメリカはそんなに損はないのかなあという気もいたします。しかし、われわれは外で見ていくわけですから、内部ではさまざまな困難も起きて、ハイウエーの自動車の制限とか、そのほかも一生懸命やっておられるようですから、われわれにはわからないような困難もあるのではないかと思います。

○加藤(清二)委員 最後に、与えられた時間があと三分になりましたので二分で終わります。

一番損するのが国民である。その国民の損は、いまもうすでに出てきております。中小企業の倒産が出てまいりました。名古屋の工場、一宮の工場でも、繊維工場は人員カットが始まりました。合議を主体にしている工場は縮小されて合議に行つたのです。そのまた合議を削減されたらどこへ行つたらいでしょう。やめるよりはかに手はない。したがって、人員カットが始まってきています。人員カットはやがて労働者の首切りになるんです。すでにそれが始まっておる。この対策はどうなさるでございましょうか。年の瀬を越すにあたって物価上昇で賃上げ分は全部食われてしまった。そののみか首切り通告なんです。しかもなお、いまはまだ継続中、在庫品、仕掛かり中のものがあつてよろしいけれども、二月を越えた段階で税金やあるいは金利支払いやらが重なり重なってきたときに、一体日本の中小企業はどうなるでございましょうか。

油が削られようがどうしようがトカゲ方式で、大企業は必ず自分の母体だけは残します。いままですに倒産、首切りの始まっているのは系列外なん

だ。系列外は削る。しかし、自分の系列だけは生かす。公取委員長よく聞いていただきたい。ここに系列化が始まるのです。今回のこの結果は、しわが一番弱いところへ寄つて、そのあぐくの果てに残るものは系列強化である。系列に入つておればもらえる。それが証拠に見てごらん下さい。個人タクシーは半減されたけれども、大企業タクシーは半減されていないでしょう。満タンで走っている。と同様なことが産業界に次から次へと行なわれている。金融引き締めをしたら系列外が締められると同じなんだ。金融引き締めの場合、中小企業対策として特別措置が行なわれる。今度の問題で、これができますか、中小企業。それを承つて終わりにします。

○中曾根國務大臣 先生がおっしゃるような危険性は十分あると思います。したがって、これは労働者だけでなくて内閣全体で真剣に取組んでいかなければならぬ問題であると思ひまして、われわれは万全を期する次第であります。

○加藤(清二)委員 終わります。

○濱野委員長 土井たか子君。

○土井委員 運輸大臣と環境庁の政務次官の御都合によりまして、先にお二方に関係のある質問をさせていただきます。あと問題のほうに移つていきたく存じます。

すでにこれは再三再四にわたつて問題にされてきたところでありますが、十一月十三日に通産省の石油審議会が、いま石油危機のあらしが吹きまくるさなかに、昭和五十二年年度完成予定の石油精製設備増設計画、これはもう一つ完全を期していうと、昭和五十一年度、五十二年完成予定というふうに申し上げなければいけません。御承知のとおり十四社、十六製油所、日産百十三万三千バレルを許可したわけでありまして、その中に、見てまいりますと、実は瀬戸内海に直接あたる場所が入っているわけでありまして、具体的に名前をあげますと、たとえば丸善・大分、九石・大分、日石精・下松、出光・兵庫、この四社の計画が入っているわけでありまして。

ところで、御承知のとおり、前回の特別国会で熱烈な瀬戸内海周辺の地域住民の方々の熱意を生かした議員立法として誕生したのが瀬戸内海環境保全臨時措置法であります。十一月二日から施行されております。まさか通産大臣も法律を無視してこういう許可について決定なさるはずはないと私は確信しているわけでありまして、ひとつこの問題につきまして、環境庁としてどういうふうな態度で、どういふお考えでこの問題を受けとめ、取り組む御用意がおりになるか、その辺をまず聞かせていただきたい。

○藤本政府委員 去る十一月の石油審議会におきまして、製油所の増設が認められましたのは、御承知のように、石油の需給の観点から認められたわけでございます。しかしながら、その製油所が建設される場合には地元の了承が行なわれなければなりませんし、また、環境保全という観点から慎重に厳重に規制が行なわれることは申し上げるまでもないところでございます。

いま土井先生御指摘の四カ所につきましては、瀬戸内海沿岸に建設されるわけでございまして、その建設にかかる特定施設につきましては瀬戸内海環境保全臨時措置法の趣旨にのっとりまして、そういう開発が行なわれる場合に未然に公害の防止をはかるという意味から、その事業が環境にいかなる影響を与え、またその程度、内容等について事前に科学的な手法をもちまして調査を行なう環境アセスメントを十分に行ないまして、そういう建設問題につきましては慎重に対処してまいりたいと考えております。

○土井委員 これには環境アセスメント、環境アセスメントとしきりに言われるのだけれども、非常に大切な忘れられて困ることは、この法律の中に盛り込まれている三年計画で四十七年度のCODの二分の一にしなければならぬという至上命題があることでもあります。これはただごとじゃない、これを実施しようとしたら各府県段階では一体どうやっていったらいいのかわからぬ、この辺にありとわかれていくのであります。

て、これは環境保全という点からすると相当の大英断をもつて臨まなければならぬものではないという問題がもうすでにあるわけなんです。そこへ持つてまいりまして、今回の設備許可の三三％を事実集めているわけでありまして、瀬戸内海周辺についての許可の自身は。私はこれ自身もまたただことではないと思う。ただいま需給計画に従つてということを言われましたが、なるほど石油業法に従つてお考えになる予定の計画であらうと思われまが、しかしそれとて、いまの環境をまるで度外視して無視して行なわれる設備は、もはやこれから成り立たないというところは常識であります。しかも、特別法優先の原則というものがあつたわけでありまして、そういう点から考えて、通産大臣は、石油業法によってやはり許認可権というものを持つていらつしやる。その辺からして、この問題に対する取り扱い今後いかんということをはひとつお伺いします。

○中曾根國務大臣 今回の審議会の答申につきましては、各工場とも地元の了承を得ている、そういうことが条件になつておりました。その市町村あるいは知事さん等の了承したというふうな添付書類のついてきているものもあるし、あるいは口頭でそういうことを言ってきたものもあります。やはり地元の了解なくしてそういうことをやつてはいけません。そういう了承がついていくということ、それから今回答申で出てきた分につきましても、これはいますぐ許可するという段階ではなくして、向こうが計画を出してきて、そうして事業に着手するといふときに、いろいろ状況を点検して許可する。大体五十一年、五十二年の需給計画全般を見て、この程度のものは必要であらうという判定をもつてわれわれはこれを見ておられますけれども、それを実行するといふ場合には当然地元との話し合いがさらに精密に行なわれ、環境基準については瀬戸内海環境保全法の制約のもとに認められるといふ工場でなければならぬ。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕

そういう考えに立つてわれわれは対処していきたい

いと思っております。

○土井委員 五十一年、五十二年の需給計画に従ってと言われますが、いままんなものが事実、計画として見通し可能なんですか。大体そういうことを平気の平左で答弁なさることに私はたいへんに不信を感じます。現に一年間先の見通しだつてどうもこのところ見通しがつかないといういま現状じゃないでしょうか。しかも、今回のこの十一月十三日の案の中身の試算というものは一体どこに基準を置いてなされたか。これはことしの三月の需給計画というものが基本にあることは言うまでもありません。しかし、需給計画それ自身は、御承知のとおりで、経済成長率であるとか鉱工業生産指数というふうなものから需給バランスを見てつくられるわけでありまして、いま、まさしくその二つともくずれてきているじゃないですか。その二つというのは、一つは経済成長率であり、一つは鉱工業生産指数であります。したがって、そういう点からいって、これは基本的にはやはり十一月十三日の案に対しては見直しが必要なんです。ましてや、この瀬戸内海についてはさらに特別法があるという事情であります。したがって、いまの御答弁じやどうも私は納得がいかない。その辺ははっきりひとつお願いします。

○山形政府委員 石油の設備の許可の問題につきましては、石油業法で毎年五カ年間の先を見込んでこれを運営いたしておるわけでございます。われわれは、いま先生の御指摘のとおり、大体成長率はいまの成長率より下げましたか。こうで一応の試算を行なったわけでございます。これからの石油の入手の見通しにつきましては、御指摘のとおり非常にむずかしい状態でございます。一年先もどうなるかわからないような状態でございますけれども、しかし、一応日本経済の長期の計画的な進展というものはやはり別途考えておかなければいかぬものであらうかと思ひまして、そのための土地の入手、環境基準とのすり合わせ等を長期的にあらかじめ調整しておく必要があるという

配慮のもとに今回百十三万を認めたわけでございす。しかしながら、この運営につきましては、いま大臣から御答弁ございましたように、実際の運営の段階におきましてその事情の推移を見つ、かつ瀬戸内法との調整は当然はかることを前提に運営いたしたいと思っております。

なお、よいことかもしませんが、各地で、イラン等々で現地精製の問題が起りまして、進んでおります。これの日本に対する輸入の問題もございす。現在でございます計画の一番早いものが五十二年以降でございますので、五十二年までは適切な国民経済と国民生活の保持のためには、やはり国内精製の妥当なる数量の設備を考へ方としては保持しておく必要があるというものの配慮でこういうことをやられたわけでございす。

○土井委員 よけいな御答弁は以後ひとつ御遠慮願いたいと思ひます。時間が一時三十分までありますから、何としてもこれは一問一答形式で、私の質問に対してがっちりかみ合う御答弁を一言いただいたらいんです。

そこで、環境政務次官お急ぎのようですから、これは追って、あと具体的な中身については、公害対策特別委員会の方に持っていくて私は質問をさらに続行しますから、どうかお立ちくだすってけっこうです。

さて、いまの問題は、基本的な通産行政の姿勢ということもかんでいる問題でありますから、あと少し運輸大臣に対する質問を終えてから、そちらのほうにももう一度質問の矢を持っていきたいと思ひますが、運輸大臣には、これは単刀直入に申します。

昨日、連合審査の席で島本虎三委員がここで質問されました北海道の苫小牧東部大規模開発の問題なんです。あの港灣計画は、現行の港灣法に従って考えますと、四十八条の二項からして、運輸大臣には最終的には決定権がございす。したがって、いまこういう事情のもとで五十二年までを一つの目途としながら、しかし行く行くは六十

年に向けての大規模開発というふうなものについて洗い直しをして再検討しなければならぬというのが、私はいまの国民的常識だと思ひます。そういう点からしますと、目の前に迫っているのが十九日の審議会ですが、この審議会に対してどういうふうな態度で大臣は臨まれるのか、これをひとつはつきり聞かしておいていただきたいんです。

○徳永國務大臣 昨日、島本先生の御質問にもございまして、いままた、六十年計画を前提にして、第一期としていゆる五十二年計画を進めておるこの段階でというふうな御質問でございますけれども、六十年計画というのには前にあつたようでございます。これは事実あつたに違ひありません。しかし、それがどうしても六十年計画が成り立たない。これはまあ環境の問題とか、いろいろな問題があらうかと思ひます。成り立たないからその計画を五十二年に改めた。したがって、私どもは五十二年の計画だということを受けておるものであります。五十二年の目標でこの計画を策定したものである。

それから、いまお説のございましたように、港灣法は、まあいろいろ順序はございすけれども、最終的には審議会の答申を受けて私が可否を決定する、こういうことになっておるのはお説のとおりでございます。いままでこの苫小牧につきましてはいろいろな歴史があつたようでございす。私も聞いておりますけれども、いろいろな曲折があつて今日に來ている。そうして、事務的にも順序を踏んで積み上げてまいりまして、また道議会あるいは港灣管理組合の議会の議を経て、そうして計画をここに持つてきておるわけでございすから、これをいまの時点で、私に審議会にかけろのをやめろという、中止したらどうかというふうな御意見も確かに拝聴しております。しかし、これはもう私といたしましては、各部門に事務的に積み上げたことに問題がなければ、間違いない手続を踏んでおれば、私は、ここでこれをもう一べん練り直せという、突っ返すだけのことは

実はいま考えておりません。なお、審議会にかけて、それぞれの専門の方々からの十分な御審議をいただきまして、その上で、その審議の過程やあるいは答申の内容等も十分尊重いたしまして最後の結論を出したい、かように考えておる次第でございます。

○土井委員 いまの御答弁からすれば、合法的な手続を踏んでいさえすればこれを拒否するいわれはないという御答弁であります。

ところでお尋ねいたしますが、合法的な手続といふものに私は二面があると思ひます。形式面と実質面とあります。形式的に手続を正當に踏んでいさえすればそれでよいというのは法律万能主義なんです。これは誠に慎みむべき問題だと私は思ひます。これは誠に盛られて、どうも肝心の立場に立ち、何を目的として、どういうふうに行なわれるかというところが肝心であります。

それからしますと、昨日の島本委員の質問をここであえて繰り返す余裕は私にはありません。時間的余裕もなければ大臣のお時間もありません。したがって、それを繰り返す言ひませんが、五十二年について、いろいろな実質的な中身からするとどうかと思はれる節があるのです。しかも、現在石油についての需給の見通しが成り立たない現在の状況で、そのときにどうして審議会で、この港灣計画についてつくることのできるかどうかというふうな問題についての賛否を大急ぎでしなければならぬか。これは一つはどうも解せないところなんです。大臣の胸一つです。港灣法によれば大臣に決定権があるわけでありまして、ああ運輸大臣はよくぞがんばつてもらえた、あれでこそ大臣だといわれる絶好のチャンスはいまなんです。いまのこの世の中で国民は一体どういふふうな状態かという、秒読みで上がっている物価高の中で政治不信、政府不信、国会不信という状況になりつつあるわけでありす。その中で一大臣ぐらいはがんばつてもらわな

いと、私は国民的政治というものはや不在といわなければならぬ。運輸大臣、どうですか。これは大英断をもって臨む大規模計画だと私は思うのです。いまだかつてない大規模の計画なんでありました。したがって、これについては、いまこの時点で運輸大臣の決定権こそ私は非常に大事な意味を持っている権限だというふうに思います。したがって、もう一度そういうふうな意味においての御答弁をお願いしまして、次に移ります。はつきり御答弁をお願いします。

○徳永国務大臣 おっしゃることは、一々私にもよくわかります。よくわかりますが、先ほども申し上げましたように、私は法律万端で、法律の手續を踏んだから、すぐ右から左にこうというわけではございません。もろもろのことを考え合わせ、結論は審議会の専門の皆さんの、港灣審議会の先生方の慎重な御審議をわづらわして、いろいろな問題点があるかと思ひます。そういう問題点を羅列して、また国会でいろいろ御指摘があった点も、こういうところが御指摘があった、こういうものはどう考えるべきかというようなことをもあわせて審議会の皆さんの御審議をわづらわして、そうしてその結論、その審議の経過というものを十分尊重して、それから私がいよいよ最後にかきめることとさせていただきます。そういうふうなつもりで間違いないように、先生の御趣旨を体して今後やってみようと思ひます。

○土井委員 いまの御答弁は先ほどの繰り返しであります。それじゃ観点を改めて、もう一問言ひましょう。

これは五十三年度までの全体計画に基づく四十九年度の予算措置でありますから、もう目の前の予算編成について運輸大臣の態度決定が非常に大きな意味を持つわけでありまして、大蔵省のほうだって、運輸大臣がどうお考えになるかによって四十九年の予算のつけ方が違ふわけですね。そういう点からするとタイムリミットがあるわけですよ、目の前のタイムリミットがある。審議会の答申を待って、審議会のお考え待ちでとおっしゃいます

が、それでは一体、いつごろ運輸大臣はその問題についておきめになる予定でありますか。

○徳永国務大臣 審議会は十九日に開かれる、これにかけざるを得ぬと思っておりますが、その審議会で右から左にすぐオーケーと出てくるものか、あるいは審議会ですらにいろいろ御検討なすつて、あるいはそれから先に延びるものか、これは審議会の審議を尊重するよりはかたに私のほうからどうこうという指図をする筋合いのものではないと思ひます。はつきりすることにならうと思ひます。

なお明年度の予算につきましては、先ほどいろいろこの国会でも御審議あるいはまた政府も答弁しておりましたように、総需要抑制の立場からこれを決定したから、すぐこれが来年から予算がついて事業が動き出すというものではございません。

一応決定は決定として、事業は別の観点から、まだこの港灣の問題については漁業補償の問題等、いろいろな問題があるかと思ひます。そういうものをあわせて慎重な事業の推進になると思ひますが、審議会の問題は先ほどお答え申し上げたとおりでございます。

○土井委員 これはいつまで押しても押し問答みたいなものでありまして、運輸大臣も実はつらい立場にお立ちになっているのであらうと思ひます。それは地元のいろいろな事情であるとか、あるいは全体の視野に立って考えた立場であるとか、あるいは運輸大臣としてやはりこのことに對して責任担当大臣でありますから、どういふふうな港灣計画を独自の立場で考えていくべきかと、いろいろな苦衷は察するに余りあります。しかし、これはやはり大事な時期であるといふことをもう十分御認識のすべでありますから、ひとつ悔いのない態度で臨んでいただかなければ困る。

そこで、大蔵省のほうにちょっと聞きたい。これはすでに四十八年度には十九億ついていますね。そして五十三年度までの全体計画といふことを認めることによつて四十九年度の予算といふものが計上されていくと思うのであります。五十三

年度までは千五百三十億の総工費、ところが中身を見ていきますと、取り扱い貨物というのには二千八百十万吨、割り振りをしていますと、一トン当たり建設費は五千四百四十五万円かかってくるわけでありまして、前例がないといへんな投資だといふことを言わなければならぬ。ここに誘致される四、五社の設備にこれだけの予算をつぎ込むといふことはいかかと思ひます。公共投資、民間投資についての削減といふものが昨今問題になっているやさきでありますから、そういうことから考えて、四十九年度のこの予算についてこの港灣計画、特に苦小牧東部開発計画についてどういふ態度で臨まれるのか、その辺を少し聞かしておいてください。

○藤仲説明員 お答えいたします。

苦小牧東部港區の開発計画につきましては、先日米御審議がございますように、港灣審議会において十九日に御審議を始める、かようなことを承つておるわけでございます。それで、この全体の計画につきましては、おそろしく長期的な観点あるいはその他種々な観点から、港灣審議会におきまして、あるいはまた関係省庁におきまして検討を加えられるものというぐあいに考えておりますが、その結論といたしまして、計画が五十三年度までに幾ら幾らというぐあいにきまつてまいりまして、これが直ちに四十九年度における事業実施といふことを意味しないと思ひます。何となれば、そのためには現行の港灣整備五カ年計画の改定といふことが必要になるのではないかと、かように考えるわけでございます。

さしあたり四十九年度はどうするか、こういう御質問でございますが、御案内のような情勢から、財政当局といたしましては、四十九年度予算における公共事業費につきましては相当程度の圧縮をはかる、かような考えで臨むつもりでございます。その圧縮の規模あるいは内容につきましては現在検討中でございます。ここで申し上げる段階ではございせんが、その一つの方向といたしましては、大型事業のスローダウン、こういうことを

考えておるわけでございます。

このような意味におきまして、四十九年度の予算につきましては、苦小牧東部港區につきましては、事業費におきまして約七十億円の要求があるわけでございますが、関係各省庁とも十分協議いたしまして予算をきめてまいるわけでございますが、私どももいたしましては極力これを圧縮したい、かように考えておる次第でございます。

○土井委員 極力とおっしゃる中身をもっとも詰めていきたいわけでありまして、これはあとにひとつお伺いしたい質問が残っているわけですから、できたらきょうは大臣の御出席を求めてお思ひしておりますが、それは一体いつごろにそれでは具体的な中身が決定される段取りでいま作業が進行中かだけを一言お伺ひして、先に進みます。

○藤仲説明員 私どもが伺つておりますところは、大蔵原案は二十二日に閣議に提出する、かように承つておりますので、それまでには大蔵原案としての四十九年度予算額を決定する必要がある、かような状況でございます。

○土井委員 そうしますと、十九日の審議会の中身いかんといふことが非常に大きな意味を持つてくることははつきり浮き彫りにされるわけでありまして、その問題は非常に大事なもので、いまタイムリミットのあることでもありますからさらにお伺ひしたいのですが、先ほど申し上げたとおり、大臣の御出席があった上でどういふふうに考えておりました。したがって、これはまたいづれかの機会に問題にしたいと思ひます。

さて、今回の石油需給適正化法案の問題に移りました。いわけでありまして、これは現行法としてある石油業法との関係でどうなるかといふことで、時間の関係から一点だけ聞きたいわけでありまして、それは石油業法による石油供給計画は単なる年度ごとの需給規定だけでなくて、石油政策の基本的な骨格を現にしているわけなんです。たとえば、供給計画策定の時点で日本の精製パターン、いわゆる精製得率を決定して、製品輸入ワックを想定して、さらに石油精製設備の必要量をはき出

して、許可額めどをつけて精製設備許可の布石にできたというのがいままでの行き方なんです。これら一連の作業というのが適正化法の実施と同時にたな上げか一時凍結になるかというふうないろんな世上的問題が出てくるわけでありまして、かりにいま適正化法が十二月の国会で成立したといたしましょう。おそらくはすぐに告示が出るであらうでしょう。三月末の石油業法による供給計画というものがどういうことになるかというところのかね合も出てくるわけでありまして、そこで一つ問題にしたい点が出てくるわけでありまして。

現行の精製得率、ガソリン、ナフサペース二三%前後というパターンをどうするかという問題であります。実は、今度の適正化法案審議の途上、常にわれわれは民生用優先ということを言ってきました。民生用優先ということになってまいりますと、原油処理量の中で何よりもLPG、灯油、軽油、ガソリンなどを確保していかなければならないという至上命題が出てくる。一方いま現に石油業法に従って考えられていった石油会社の生産設備というものは、現行の石油供給計画による精製パターンを前提として構成されているわけでありまして。したがって、適正化法によっていきなり灯油、軽油、LPGを増産せよといっても即座に対応できるものじゃなからうというのが当然考えられるところなんです。したがって、こういう点からすると、精製得率の問題を一体どう考えるか。これは私は一つのきめ手になるのじゃなからうかと思ひます。一つは供給順位の判断、これも非常に大事な問題です。だから、おそらく産業の上で考えられるのは、電力、ガスの公益事業というものを念頭に置いてそれを優先的に考えるということがありまして、それから順を追って優先順位をどういうふうに考えていくか非常にむずかしい問題ではありますけれども、これ自身も一つははっきりしておかないと、いまもう現に実際の商取引で石油会社個々の判断によって一〇%から三〇%供給制限というものが行なわれて

しまつて、十一月二十日の石油、電力一律一〇%削減の行政指導というふうなものが非常な混乱状態を起しているという現状ですね。ですから、そういう点からも考えまして、一つはこの得率の問題と、もう一つは、いまの優先順位というものをどういうふうに考えるかということ、これはひとつははっきりさせておかなければならない問題だと思ひます。再三再四これに対しては繰り返しての御質問があったように思ひますが、ひとつこの問題をはっきりさせておきたいと思ひて質問しました。

○山形政府委員 得率の問題でございますが、得率は自由自在になるものではございません。おのずからの限界はあるわけでございますが、私のほうの現在の基本的な考え方は、ガソリンをなるべく得率を落としまして、そうしますと自動的にナフサの得率が上がりますので、ナフサは産業用に非常に使われており、原料用にも使われておりますけれども、このナフサを産業用にうんと使うことによりまして、たとえばガスのためにたいしておすLPGをナフサに転換することによりましてLPGを確保する、そういうような油種間のバランスを得率の変更によりまして行ないたいと思ひておるわけでございます。

それから優先順位の問題は、先ほど来いろいろと出ておりますように、いま各省ともこまかい各論の詰めも行なっておりますので、その前提に従つて優先順位をできる限り詳細にきめていきまして、それに即応するそれぞれの油種の確保を行ないたいと思ひておるわけでございます。

○土井委員 それは通り一べんの、教科書でいうと第一ページに書いてあるような答弁でありまして、もう少し具体的に、たとえば供給計画について、来年三月におそらくは出さなければならぬ中身に、この得率については民生優先ということを確認した中身にすることの確約ができるかどうかというあたりは、やはり具体的に答えていただかないと答弁にならないと思ひます。その辺はいかがです。

○山形政府委員 石油業法に基づきます計画は五年間想定するわけでございますが、こういう緊急事態でございますので、いま御審議いただいております石油需給適正化法案、これが通りますれば、むしろこの適正化法に基づく供給目標、それに基づきます供給計画、それが先行すべき段階だと思ひわけでございます。石油業法のほうの五カ年計画をつくるという作業は三月というところが予定されておりますが、これは延ばさざるを得ないと私は考えております。

○土井委員 それは需給についてのある程度のめどが立ったときというところでありましようが、三月を延ばさざるを得ないといつて、一体いつごろというふうにいふ考えていらつしやいますか。

○山形政府委員 いま申し上げましたように、御審議いただいております需給適正化法案のほうの供給目標、供給計画をつくりまして——この三月につくるというところは省令でもつてきまつておるわけでございますので、今後の石油の事情、長期的な展望のめどがつきますところで来年中に石油業法に基づきます計画をつくるようなことを期待しておるわけでございます。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

○土井委員 そうしますと、手続の上からいへば省令についての改正、さらにはもう一つ言うと、石油業法第三条についての改正ということの必要性もあり得るということになってまいりますね。

○山形政府委員 省令の改正は私は必要だと思ひます。

○土井委員 その問題で民生優先という——さらにこれも得率の問題を詰めていきたいのですが、時間が制約されるというのはいまうたいへんに困つた問題で、質問についての追い打ちをさらにかけたいとあとの一つ聞きたい問題が消えてしまひますから、これは民生優先という点から、ここに具体的に上がっていることについて一つお伺ひしておきたいことがあるのです。

それは、二十日に電源開発調整審議会が行なわれます。略して電調審と申しますが、そこでおそ

らくは問題になるであらうということが予期されるものに、山形にございます酒田の共同火力の問題がございます。住友軽金属と東北電力による酒田共同火力の問題でございますが、共同出資をいたしまして設備を整備するという問題であります。

これは聞くところによりまして、住軽アルミは五十一年には完成をして操業を開始したいということであるらしいのですが、アルミ年産十八万トン、電力三十五万キロワット二基。ところでこれは一つ民生優先という点から考えて看過できないことがあります。御承知のとおり、アルミ製錬という問題は電気のかん詰めといわれるぐらいに電気をたくさん食ふのです。概算地金一トン当たりについて大体二万キロワット必要だといわれておる。しかも、これだけたくさん電気を食ふわけでありまして、そのためにわざわざ発電所をつくつて、しかも低廉な電気料金でまかなうということになっていっているわけなんです。いまこういう状況のもとで、需給見通しがつくまで審議会というふうなものを開かないのが通常常識じゃないかと私は思ひますが、この問題についてどういうふうな考えをいらつしやるかということを一言尋ねたいのです。

○山形政府委員 いわゆる電調審といふものは通産省でございますので、企画庁の所管でございます。私のほうから縣々にものを言うべきではございませんで、それにつながら電力、結局エネルギー多消費産業の改善ということが当然産業構造問題の大きな問題でございますので、私の個人的な見解でございますが、そういうものの取り扱いにつきましては慎重に取り扱ふのが本筋ではなからうかと考える次第でございます。

○土井委員 慎重にという中身をもうちよつと具体的に言つて下さい。もう慎重に慎重にというのは、どうも政府答弁からするとこの一番御都合のよい日本語でありまして、もうちょっと中身についてははっきりしていただかないと、この節、

それこそほんとうに慎重な答弁にはなり得ないと思うのであります。どうですか、もうあと一言言ってください。

○山形政府委員 アルミの問題、私実は所管でございませんでよくわかりませんけれども、確かに電力のかん詰めみたいな感じがいたしておりますので、今後日本でアルミの製錬の設備を増設するという点については、まあうしろ向きということばがあるかどうか知りませんけれども、そういう意味で、なるたけつくりたくない方向という意味で慎重にそれこそ検討すべきであると思うわけでございします。

○土井委員 それはアルミ製錬についての新增設というものは認めないのが本旨じゃなからうかという御趣旨ですね。

○山形政府委員 エネルギー庁長官といたしましてはそれとおりでございしますが、アルミの—これはもうみんな生活に直結している製品につながる問題でございまして、日本のアルミの需給問題それから海外の開発の問題等、これは所管のところで御検討を願うべきだと思います。

○土井委員 もう時間ですから、最後に一通産大臣にお聞かせいただきたいことを申し上げて終わりにいたします。

それは、いま石油事情が逼迫しているのは自由主義国共通の問題であります。わけてもアメリカやイギリスに比較して日本というのは、これから経済計画なり産業構造なりに対して根本的な手直しを迫られている事情があるというところは重々念頭に置いておかなければならない問題だと思ひます。そういう点から考えまして、先日来国民に對してのけちけち運動、国民に對しての節約運動、これの奨励をしきりになすっているわけでありますが、アメリカやイギリスに比しますとやはりその点についての感覚というのが少しずれておりまして、私は、もっと合理的にといひますか、生活面からすると、もう一つこういうふうに向つていったらそれは国民的合意のもとに節電というふうな方向に向つていけるんじゃないかならうかと思わ

れる問題が一つあるわけです。それはサマータムですね。夏時間に切りかえるというふうな計画なんでありまして、これ自身については、通産大臣はどういうふうなお考えを持っていられしやるかというのをひとつお聞かせいただきたいので

す。

○中曾根国務大臣 まず第一に節約運動、けちけち運動と言われますが、私はそういう現象的なことよりも、もっと本質的な哲学、生活の知恵を日本はいま再検討すべきであり、転換すべきである。戦後アメリカから入ってきた俗悪な消費的、量的文明というふうなものを日本固有の非常に節度の

ある、質をとらえ、そういう文明観をもう一回掘り返して、あのさがさした大きな紙袋を持つて歩くのがいいのか、自分の趣味に合ったふろしきを大事にして何回も使うのがいいのか、そういうような哲学的転換を特に女性の方々にお願いして世の中を指導されるようにお願いしたいと思ふのであります。

それからサマータムにつきましては、これは賛否両論ありまして、私は占領中経験いたしました。土井委員も御経験なすったと思ひますが、どうもこれは男性を疲れさせますね。それで、朝早く起きてやるのはいいのですけれども、日本の場合は、うちへ帰ってきてからやるのがなくて、おそくテレビばかり見るという形になりはせぬか。早く寝るというのはいいのですけれども、アメリカのような、ああいうふうに全部利便が整っている国で、非常に膨大な国土を持っています、わ

りあいにならな生活をしている国はいいのですけれども、日本のように南北が非常に長く、北海道から沖縄まで時間差が、太陽の影響が非常に長い、変化があり過ぎる、こういう国で実際にやってみましたら、私三日ぐらいいやたらもうがっかりしまして、理想としては非常にいいけれども、

実際やってみるとアメリカと事情が違ふというものが当時の実感で、それでやめちゃったわけです。やめるにはやはりやめる理由があったので、私はやはりサマータムを採用するについてはよほど

慎重にしてやらぬと、また三日坊主になりはせぬか、そういうことをおそれております。

○土井委員 これで質問を終わりますが、これは紙袋よりもふろしきをといて、耐久力のある品物を愛用するようにというおすめであると思ひますが、それは使い捨ての文化、消費生活というの

はやめなければならぬ。しかし、それは消費者が好んでそれを求めたわけではないのであつて、日本の産業構造、経済政策そのものがそれを巻き起こしてきたんだ、その上に成り立つたんだという

ことをひとつお忘れなきようにお願いしたいわけでありまして、したがって、この問題につきましても、サマータムというものについて日本

の実情に合わない、自然、天然現象の実情に合わない、それだけであるというのなら何をか言わんやでありまして、やはり産業構造の基本的な切りかえ、経済政策についての根本の手直し、それに

従つて考えていった場合に、こういうふうに向つていくのは可能であるという観点からして、サマータムに対する検討も可能ではないかと思ひます。したがって、これは男性が疲れるという

ことだけ出てくるというふうなこともおっしゃいます、女性も労働力からいいますと均等に提供しているがゆゑに世の中はやはり存在しているわけでありまして、男性のみに對して力点を置いた御発言のように私は受け取れるわけでありまして、ひとつその辺の手直しもお願いして、最後に一言お伺ひして終わりにします。

○中曾根国務大臣 男女平等に慎重にこれは検討すべき要素があると思ひます。

午後一時三十九分休憩

午後二時三十分から委員会を再開

○田中六六委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。神崎敏雄君。

○神崎委員 初めに、わが党は、石油問題、これに關連する中東問題その他の基本問題は、本会議

あるいはまた予算委員会が質疑を行ないましたので、私は、それ以外の若干の問題についてお尋ねをすることにいたします。

まず、通産大臣に伺ひますが、今日石油危機が異常な事態だ、パニックだ、こういうふうな非常に懸がれておるのが実情で、この中で、石油需給適正化法案を出されました。ほんとうに石油が非常事態だというほどわが国には不足をしておるのかどうか、これをひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 この時の輸入見込みに對しまして逐次削減が加えられつありまして、下期については、予定数量よりも二〇%以上の削減が見込まれる情勢になりまして、不足している状態であり

ます。

○神崎委員 下期についてはというのは、下期というのはいまも入つておるわけですね。そこで、私の調査では、十二月の十四日、大蔵省の貿易統計速報によりますと、十一月の原油輸入量は二千三百九十八万キロリットル、この量は前年と比べますと五・四%増加している。大蔵省はこの数字を認められますか。

○齋藤説明員 貿易統計の数字は、先生のたゞいまおっしゃつたとおりの数量でございします。

○神崎委員 そこで、いまの十一月の原油輸入量は二千三百九十八万キロリットルであるということは大蔵省が認められた。したがって、通産省発表の統計によれば、石油製油所の十一月在庫量は大幅にふえて、灯油は昨年の約四〇%増になつておる。それは、製油所における灯油の在庫は昨年

十月が二百二十五万三千二百四十四キロリットル、この十月は三百九十九万四千六百六十六キロリットル、すなわち去年の十月とこの十月とを對比しますと三七・三%増であります。また、この九月と十月とを比較いたしますと、灯油の在庫量は製油所で四十六万三千六百八十一キロリットルふ

えております。九月末在庫は、石油連盟の説明で六十六日分とっております。

そこで、石油製品の製油所における在庫量は、昨年十月とこの十月を比較いたしますと、ガソリンでは二五・五％増、ナフサで五九・六％増、軽油で二・六％増、A重油で八八・八％増、B重油で三〇・六％増、C重油で七・四％増、ただ一つ減っているのは、液化石油ガス二％だけであります。あとは読み上げましたように、全部在庫はふえておる。したがって、石油不足、いわゆる石油騒動は大手石油業者の売り惜しみによってつくり出されたものだということがここで明らかになります。石油がわが国にあることがはっきりしたのだから、私はここでほんとうに石油がいまないのであるのかというのを明らかにしなればならない。これが国民に対する今日の最大のわれわれの義務だと思っております。一般的によくいわれますが、灯油は五百八十万キロリットルあるとか、あるいは五百九十万キロリットルあるとか、こういうことをよくいいます。

〔田中(六)委員長代理退席、稲村(佐)委員長代理着席〕

トータル数字はよく見えますが、企業別の在庫量をここで公表すべきであると私は思うのです。そうしたら、国民もそれだけあるならという形で安心をしたいと思います。

そこで大臣に伺いますが、この在庫量をいわゆる企業別で発表される用意があるのか、あるいは公表される用意があるのか、ここをお尋ねいたします。

○山形政府委員 在庫につきましては、九月末で五十九日であったわけですが、十一月末で五十七日ということになっております。

ただいま先生のおっしゃいました各油種別の在庫日数もわれわれのはうはつかんでおります。一番在庫日数の多いのが、御指摘の灯油でございます。われわれといたしましては、十日おきに各社から報告を受けることになっておりまして、全体としての在庫量及び在庫日数につきましては、こ

れを当然に外に出すつもりでございます。

それから、一番最初に御質問のございました十一月の通関統計でございますが、これは対前年同月比で五・四％の増でございますけれども、当初われわれが想定いたしました必要量約二千八百万キロリットルに對しますと一四・四％の減でございます。まして、われわれ最初七％くらいだと思っておったわけでございますが、一四・四％の減少というところに相なっております。

○神崎委員 企業別の在庫量を公表されるかされないかというのを大臣に伺っております。

○山形政府委員 各社別の在庫といたしましては、非常に地区別、その他詳細なものでございまして、どういふ品物がどのくらい、どこで在庫されているかというところは、われわれのほうとしてはなかなかわかりにくい点もございます。一応数量としての報告は受けておりますが、これを集計いたしました、各油種ごとによりまどういう状態にあるかということについては公表できませんけれども、各社別の詳細につきましては、私は無理だと思っております。

○神崎委員 トータルはわかっていただけけれども各社別のやつは公表できないというのは、何か根拠があるのですか。

○山形政府委員 われわれといたしましては、灯油につきましては、先般御存じのとおり十月中旬で六十三日分、いま御説明しましたように、十一月末では六十七日分、要するに各社の備蓄数量をふやすことによりまして、あわせて価格を凍結し、販売ルートを通じて全体にこれが円満に解決する、流通するようには手配いたしておるわけでございます。こういう行政目的からいたしまして、全体の備蓄量がかめれば十分ではなからうかと考えておるわけでございます。

○神崎委員 聞いていることに答えてください。公表するのもしないのか、できないのかできるのか、しなければならぬ、できなければならぬ、できるならぬ、それを答えてもらいたらいいます。いつも企業秘密、企業秘密ということを聞

きますから、それを聞いています。

○山形政府委員 各社別につきましては、私は公表できないと思っております。

○神崎委員 それは企業の側の希望ですか、当局側の希望でございましょうか。

○山形政府委員 行政目的からいまして、私のほうはいま一生懸命やっておりますわけでございますが、各社別を公表いたさなくてもこれは十分できると思っています。各社からの要請が私にあればいいわけではございませんが、各社の在庫といましては、灯油に限らず、あらゆる油種につきまして各社の営業につながることでございまして、俗なことばでいう企業秘密の中に入るのでないかと思っております。

○神崎委員 各社の企業秘密に属するものであるから、政府もそうだとおもうに理解しておる、そういう立場をとっておる、こういうことだと思ふのです。

そこで私は聞きますが、十一月二十九日、日本石油本社を私はたずねました。そこで岡田常務取締役という人に会った。日本石油の在庫量を発表するように私は申し入れた。五百八十万とか九十万とか、日によって違いますが、そこでその五百八十万というものが、たとえば日本石油には何ぼあり、どこに何ぼありといて、総合計がそうなれば国民はもうあせらない、だからおたくではどれだけの在庫量をお持ちですかということをお願いした。そうすると、岡田常務は、即座に提出いたしますと約束したのです。ところが、タンクが全国的に散在しておりますので、それを電話等で問い合わせるのは約二時間ぐらいはかかるでしょう。私が岡田常務と別れたのは三時です。必ず五時までに議員会館にお届けいたしますのというので私は別れた。そうすると、五時少し前に電話がありまして、実は先ほど約束いたしました在庫量を五時に持ってきていきたいと思いますけれども、通産省に渡すことをお尋ねしたら、そういうものを発表してもらったら困るときびしく言われた。そこで、どうかひとつその資料を渡す

ことをかんべんしてくれ、そして点在しているタンクの場所と個数はお知らせいたします、量だけはかんべん願いたい、こういう電話が、非常に丁寧に、電話では失礼ですが、これから伺ったお話をしようと思っておりますが、お待ちになっていただいけませんのというので電話をいただいた。そこで私は、岡田氏に、それは通産省のだから、どこがそういうものを公表してはいけないと言っておるかというのをただしましたら、総務課でありますという話も聞いた。企業が発表するといっているのに、通産省が発表するというのは一体どういうことなのか。それ以降私は非常に疑義を持ちながら遺憾に思っている。よくここで中曾根大臣も企業の秘密でございましてということをおっしゃるが、これは企業の秘密なのか、通産省の秘密なのか、こう思わざるを得ないのです。一体これについてはどういふような御回答があるか、明確にひとつ答えていただきたい。

○山形政府委員 通産省のほうで、企業が出すといっているものをとめるという考えは毛頭ございせん。むしろ、先ほど申し上げましたように、われわれといたしましては、全体の量をつかむことによりまして目的が達せられるということで行政をいたしておるわけでございますから、もし先生のおっしゃいますようなことがございまして、総務課でそういうことを言ったということでございますれば、私の監督不行き届きでございます。

○神崎委員 常に私は事実に基づいて発言をするのですが、先般も、川崎市のときにあなたが、もしそのことが事実であればということをお尋ねしたのですが、事実だから言っているんだ、もしはよけいなことだ、取り消しなさいと言ったことを覚えております。ここに岡田さんの名刺もありまして、ここで架空なことを言っているのじゃない。いますぐだれか通産省の方が岡田常務に電話されて、神崎議員にそういうことを電話したかきぬかというのを聞かれました、すぐわかることです。私は常にそう思うのですが、いかに自民党政府と

いいですか、あなた方が大企業の擁護をする立場といふものを一貫しているかといふことを追及するのとは、五百九十万キロリットルあるとか、五百九十万キロリットルあるとか、テレビや新聞では盛んに言っておるのに、町へ行く、油屋さんには灯油がない。そこでまた買い急ぎやらいわゆるパニックが起こっているのでしょうか。心配するな、日本石油にはこれだけあり、大協石油にはこれだけあり、丸善石油にはこれだけあるんだ、そういうことを公表したら国民は安心するのでしょうか。感覚的にいっても、五百九十万キロリットルといったら一体どれだけの量かわからないですわね。ところが、昨年よりもまだよけいに輸入されているんだ。油はあるのです、五百八十万もあるのです、九十万もあるのです、買い急ぎをしなさんなど、大臣はテレビで盛んにおっしゃるが、行ったらないからこれだけの騒動が起こって、危機とまでいわれているのでしょうか。それになぜこの段階になって企業別の在庫を明かすことにためらうのか、しかも企業が言ってもらっちゃ困るといって政府に懇請しているならいざ知らず、日本石油の最高責任者が発表しますと言っているものを通産省が押えるというのはいくつものことなのか、これはどうですか。

○山形政府委員 在庫につきましては、各社相当のアンバランスに実は相なっておりまして、ある社は非常に油の入手がよいというようなことから、またその油の性質が軽質性であるというようなこと、いろいろな事情がございます。各社別にそれぞれ非常に差があるわけでございます。これは従来からもあったわけでございますが、現在でもあるわけでございます。したがって、それぞれ在庫のユーザは、従来から、ある会社との取引経路を持っておる例が多いわけでございますが、各社別の在庫をそのまますと、地域別、部分的にも非常に問題が生ずるおそれもあるわけでございますので、われわれといたしましては、特に灯油等につきましては非常に重要なものでございまして、本日から各府県別のあつせん所も

つくりまして、結局玉を公平に分けるというのが行政の目的でございます。在庫の少ないところ、それに付ながつたところにショートが出ましたときでも、融通を通じてこれを過不足なく公平に、即座に機敏に配給するというねらいがあつせん所のねらいでもございます。各社別の在庫というのは誤解を生ずるおそれもございます。われわれとしては全体をつかみながら、それぞれのあつせん機能、苦情処理を通じて、公平なる行政をやっていくのがいまの基本的な原則でございます。

○神崎委員 非常に異なことを聞くのですが、各社別に差があつたら、あるいは地域別に差があつたら困るので、それを公平にやるためにはそれを発表しないほうがいいと思うということ、企業秘密という形で今日までそれを厳守されてきたことは、理解の前提が、あるいはいまの答弁が異質のものである、私はそう思う。

もう一つは、大手十一社とか十三社とかいわれるように、各社が独立したものを保持していますね。そうして、いわゆる地域的に変わつたりしますね。それを公平にするというのは、Bの会社が少ないからAの会社からBの会社のほうへ回すとか、あるいはCはAよりもよけい持つておるからさつちへ回すとかというふうなことをおやりになるために公表してはいけないというふうにおっしゃるのですか。

○山形政府委員 先ほど申し上げましたように、あつせん所というのがきょうから始まつたわけでございしますが、もう一つ並行いたしました、各社間の油の持つておるものが、いま先生のおっしゃる融通に、ある社の販売店からある社の販売店に流れる、またはユーザ別に見ますと、いままでたとえばA社にくつておつたものの流れが、今後はB社とのつながりをつづけておつたもの、取引経路の変更等も必要であるわけでございします。石連の中に、この融通のための委員会をつくりまして、いまやっておるわけでございしますけれども、なかなか過去の商圏というものを失いたくないという

ことにおきまして、まだ成案が最終的には出ておりません。しかし、そういう方向とあつせん所の機能と両方込みにいたしまして今後行なつていくわけでございします。こういうことが推移しております段階でそれぞれの各社から出ますことは、それに付ながつております消費者にむする非常な混乱を起こすことが考えられますので、これらの成案を得、全体の円滑なる配給を確保するようなことで進んでおるわけでございします。

○神崎委員 大臣、先ほどから私が言っていることで長官が答えておられますが、通産省としてあるいは通産大臣として、常に中曾根さんは企業の秘密といふことで守つておられて、その立場を貫いてこられたのです。この企業秘密といふものがあり方について私がいま質問をしておるのです、企業の秘密を守るといふのは企業であつて、政治秘密ではないと私は思う。それをそういう形できて、企業の責任者が出すと言っているものを通産省がそれにストップをかけた。そういうような形に通産大臣は指導されているのですか。

○中曾根國務大臣 通産省としては、全体を把握するといふことが大事で、各会社から報告をとつて全体をにらんでおるわけであります。その通産省が各社の内容を各社の同意を得ずして明らかにするといふことは、業務上知り得た秘密に近いことを通産省が公表するといふのは適当でない、その思いです。しかし、各社が自分で出しているといふものは通産省が別に阻止する必要はない、その私は思います。通産省が知り得た業務上の秘密、たとえば保有量なんかも私は業務上の秘密に入らうと思うのです。と申しますのは、たとえば日石のような会社は喜入の基地がありましてかなり貯油量は豊富であつて、デモンストラーションにも使えるわけですね、わが社はこれだけ持つていますからというふうな、しかし、少ない保有量の会社、たとえば少なかったというときがありまして、そういう会社は、傘下の系列がみんな心配して心理的なショックを受けたら、またいろいろな業界が下部において乱れたりするといふ危険性がなきにしも

もあらずです。でありますから、こういう問題に関する各社の利害はまちまちなところがあるし、その時点によつても違ふと思ひます。でありますから、通産省が業務上知り得たそういうものは会社別に発表することはよくない。しかし、各社が自分でいいと思つたことをやるということ、通産省は阻止する理由はありません。いまそういうことがあつたとすれば、こちらの落ち度であると思ひます。

○神崎委員 大臣がそういうことはできない、私もそういうことはできないと思う。もしもそういうことがあつたら通産省の落ち度だといふことを認められたのだから、私はそれで一応この問題はいいと思ひます。そのとおりだと思ふ。これは何も長官、一生懸命に守つたりせぬか、公然とこの各社のやつが出てるのだ。それでこういうものを通産省で発表したら、国民は油を買いに走つたり、そういうことをしないのですよ。

たとえば、私は時間の関係で一例だけしか言いませんが、いわゆる原油在庫状況ですが、「出光・日石、四十日分で優位」それからいわゆる共石グループの中でも富士石油はプラス三十三・七日分の油を保有しているのだ。九月末各社のいわゆる原油在庫状況。グループ別に言います。またこれも日石グループの中の一つですが、たとえば日石精製、これは十三・四日分、興亜石油は十五・六日分、昭和四日市は十一・五日分、まあ大体十二日分、十六日分あるいは三十三日、三十四日に近いもので、マイナスのところもあります。しかし、このように大量の油があると公然と出しているのです。いいですか、日経産業新聞の十月二十七日に、だから、山下次官の発言があつたりして問題が起るんですよ。こういうものが公然と通産省発表で出されたら、国民はわざわざしないではないでしょうか。油はあるんだ。どこにあるんだかが問題だ。あれば出さないといふことなんだが、出る言つたら国民は安心するんだ。だからパニックが起つていふんですよ。それで、ある先をい

ま言うたんだ。

〔稻村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

これはどうです。放出させますか、長官。

○山形政府委員 従来生産動態統計に基づきまして各油種別の月ごとの在庫は発表いたしておりますので、これは全体といたしましては発表いたしましたように、私のほうで正式に出すことはむしろ現段階では混乱のもとではないかと思っております。

○神崎委員 おかしいことを言うね。油を出したら混乱が起こる——出さぬから混乱が起こっているんですよ。田中総理や中曾根通産大臣は、本会議やその他で、政府は全力をあげて国民経済の混乱を未然に防ぐ、こう言明されておる。石油連盟は、通産当局の指導によって可能な限り生産と備蓄につとめる。そうして昨年比べて、先ほどもお認めになったように約四〇〇％増の備蓄量を持っているんだ。ところが石油危機なんですよ。これはつまり政府の指導の方針あるいは元売り会社の全く不法で不当な売り惜しみが行なわれて、これが国民生活を混乱させている。そうして物が無いというところがつくり出されている。特に油は。そしてあらゆる物資が不足し、値上げをしているのですね。これに一番いい手は放出することでしょう。過去においても大手石油業者に在庫の放出を指導したことがあるのかないのか。いま私が申し上げたこともお聞きしていただいて、出したほうがいいと思われるかどうか、この点をお聞きしたい。

経企庁長官来ていますか——いや、それはあとで聞いたら、先にその答弁をしてください。

○中曾根通産大臣 放出という意味がよくわかりませんが、当方としては、毎月毎月の需給計画に基づきまして、融通し合いながら各社協力し合っている国民の需要に合うように石連その他を中心にしてやらせておるのであります。石連の内部に需給の委員会もありまして、お互いがかばい合いながら需給を合わせるようにしているわけです。LPGにしても灯油にしても同じであります。そ

ういうようなことをやっているわけですから、各社別々に放出するということはできません。全体としての需給計画に合うように業者の内部において相互調整させながら徐々に放出していく、そういう形でやらせております。

○神崎委員 放出ということばがわからないとおっしゃるのは、放出ということばは、いわゆる行政指導で、いまみな油がなくて困っているときに、三十日もあるいは二十日近い備蓄を持っている、そういうところは早くルートをそろえて、過去の取引関係が非常に長いとか短いとかということを出すことを惜しんだりそういうことをさせないように、いま国民が困っているのだ、電気まで消える、あるいはガスがとまる、大臣は、もうドアのすき間まで目張りをして、できるだけ晩はテレビを見るな、こういうところまで政府当局は非常に緊迫した状態でおっしゃって、だから国民はその状態をまともに受けて、そういう状態だと思っているのでしょうか。ところが一方でこういうものがある。そうでしょう。そうしたら、そういうことの心配のないようにどんどん早く、たとえばスタンドへあるいは給油所へ油を出しなさいというのを指導するのが行政指導であり、いまの国民の当面の心配を解消する道だと思いのですが、そういうことを私は放出という表現で表現をしているのですね。そういうことは指導しませんが、持っている者は持つておれ、困っているやつはこまめに困っておつてよろしいという態度ですか。

○山形政府委員 先生御存じのとおり、石油は非常にカットがきびしくなっております。われわれのいま十一月末の在庫は、原油で二十五日、製品で三十一日でございますが、これを最後とまで食いつぶせるかという問題でございますが、これは合計で三十九日分ということになっております。われわれはこれから需給を見つつ毎日四日ないし五日分をだんだん食いつぶしながらやっていくかざるを得ないと思っております。少なくとも三月末までにぎりぎりの線まで持っていくような、

そのあととはまたどうなるかわかりませんけれども、三月末までで四十日分くらい在庫を保有するように、むしろこれは段階的、計画的に在庫の放出を行ないながらやっていかざるを得ない、こう思っておりますので、一ぺんにこれを大量に放出しますと経済全体が非常におかしくなってしまうわけでございます。

○神崎委員 経済がおかしなことになると思うと言いますが、もういま経済がおかしくなっているのですよ。それでパニックが起こっているのです。いままでそういうことを一回もおやりになっていない。あしたからあつせん所をつくるというのですね。こういう問題から起因して、起こらなくともいいのにこういうことが起こって、すべての物価が上がっていくという傾向があるが、経企庁の次官は来ているのですか。——たとえば、これは通商産業大臣官房調査統計部が発表しているのですね。昭和四十八年九月分という、これの昭和四十七年の十月のいわゆる原油輸入だけの合計を見て二千三百三十五万、十月ですよ。——これは九月を対照にしたほうがいいでしょう。九月にしましゅう。九月が二千二百四十九万九千八百二十三キロリットル。それでことしの一月を対照したら二千五百六十二万五千六百三十九キロリットル、約三百二十万キロリットルふえておるんですね。だから原油輸入の量はふえている。だから油は、多いところでは三十日、十日日という在庫がある。ところが、ちまたにはないんだ。油、どこへ行つた。

長官はぼくが言うと、何かむずかしそうに、いやなこと言いよるなというてよを見ているが、まじめに聞きなさいよ。国民はいまほんとにパニックなんですよ。輸入はふえているんですけど、去年の十月とことしの十月では。そして在庫の数は、どの会社はどれだけ持つていてというところも紹介した。ところが、ちまたには油がない。そして電気をとめたり、ガスをとめるところに来て、もうとめたところもある。問題を起しておる。いいですか、この間言うた川崎市のも問題になっ

た。すぐ手を打ってもらって出た。私は思うのは、トイレットペーパーが大阪にないと言ったら、静岡からずつと来るんですよ。東京に塩がないと言ったら、どこから来るんですよ。なかつたら回しますなんて自慢そうに言うところがあるが私はおかしいと思うのです。なかつたら、ほんまにどこにもないんです。大阪にはないが、千葉だったらあるんですよ。あるいは静岡には。そうすると、そのものはあるということでしょう。なかつたら、お金をだそうが、静岡でも、どこでも、ないときはないのです。ところが、言うたら出てくるんだ。出てきたときは、うんと高くなつて出てくる。そうすると、物がないから、もう少々高くても、これで物さえあればけっこうだという形で、国民は泣き寝入りをして、ほしもの三分の一ぐらい手に入って、値段は三倍ほどになつて、苦しんでいるんだ。ところが、在庫はたくさんあつて、輸入はふえている。これをどういうふうな形で指導するんです。

しかも、大手石油業者は、こういうことをやる中で、非常に大きな在庫をかかえて価格をつり上げる。大手会社の利益は、近來にないほど大幅に伸びている。たとえば大協石油ですね。この十一月決算を私は見た。これは石油連盟の会長におられるところだ。協力すると政府に言っておられるところですね。この十一月決算は、昨年比べて七〇％も伸びている。これは十二月十六日発表、大協石油は十一月期決算を集計中だが、製品値上げによって為替差損十二億円をカバーし、経常利益は前年同期比七〇％増の十三億円を確保した模様である。天下に公表している。こんなのは国民が見たらどういう感情になるか。

ここで経企庁長官に聞こうと思つていたんだが来ない。こういう形で現状はあるということについて、私は、中曾根大臣が各大臣にその所管所管についての応援を頼んだり、いろいろ言われていることを報道やいろいろな関係で聞き、知っておりますが、こういうことでも多面的、多角的、有機的にごらんになつた上でやられておるのかど

うか。あるんだ、あるんだ、心配するな、しかし現在中東からの輸入量は将来はこうなる、だからわれわれは節約しよう、感情的な訴えについては私は異議は申しません。しかし現実問題には、数字は現実的ですから、事実ですから、これが正式の文書でなされていること、当局が発表されていること、やられていること、と、当局が発表されていることの数字というものについて、統一性がないんですね。ここでひとつ大臣の、これについての決意を私は聞きたいと思うんです。

○中曾根国務大臣 十一月末の通関統計は、お示しのとおり二千三百万トンであつたと思ひますが、それはわれわれがごとき輸入量として期待していた数量二千八百万トンから比べれば一四・四％足りないであります。昨年よりは、なるほど五・四％くらいふえているかもしれませんが、ごときわれわれが計画した数量から見れば一四・四％足りないわけです。したがって、下期に向かつて足りないという現実がかなりここで強く出てきたわけでありまして、七％程度ではないかと思ひつておつたのが、一四・四％計画に対して足りませんから、そろそろこれは石油対策を引き締めていかなければならぬ、そう決心したわけでありまして。

○神崎委員 それは、大臣がそういうふうに必要なのいわゆる増大によるところの先行きを見越した、私は話としては聞いておきます。しかし今日は、これから先の話じゃなしに、こういう法律を急遽出して日曜日も返上してやらなければならぬ、ここまで緊迫化している状態をその時限に立つて数字をあげて申し上げている。したがって、今日の物不足と異常な物価の騰貴を抑える道は、私は大臣こう思うんです。

まず第一には、大企業のいわゆる生産出荷、これの調整の位置が一つの原因をなしておる。第二は、現在の物不足は人為的な消費の拡大である。結論的には、大企業の暴利の追求を取り締まることである。それは大企業のいわゆる隠し製品をすべて放出させることだ。先ほど、放出については

説明いたしましたから、そういう立場の放出。それから原価を国民の前に明らかにする、そうして在庫量を公開する。この三点をおやりになれば、私は国民は安心をすると思うんですね。

そういうような状態で、この現在の異常状態が正常な状態へ向かつて進むと私は思ひますが、大臣はそういうことだけではあかぬ、ほかにまだいい手があるというふうな思われるのだったらひとつ示してほしいし、それをやれば好転するだろうと言われるんだらう。それならもう一つも一つこうですが、これは経企次官、諸物価値上げにも関連がありますので、ひとつ両方から聞かしていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 いまの三点は御意見として承つておきたいと思ひます。われわれ現に行政を執行する者として、実行するにむずかしい面もございます。

○神崎委員 事務的な事務官じゃなしに、大臣が出席すると言つておつて出ない。そうして次官が来るというので待つておつたら、次官はどこやらさがしているがわからぬ。(発言するものあり)次官が時間切れになつたと横で言うておるが、こんなことじゃ困るじゃないか。そう事務的なことじゃないから米原議員に譲ります。

○濱野委員長 米原君。

○米原委員 質問に入る前に、一言わが党の立場について明確にしておきたいことがあります。

昨日、中曾根通産大臣は、用紙問題についてのわが党石母田議員に対する答弁の中で、わが党の代表、つまり私のことであるが、紙不足に際して通産省を訪ねられた際に、用紙の配分が片寄っているから、政府が割り当て制をとるようによ要求したかのように答弁しましたが、それは事実と反しております。政府に用紙の割り当て制を要求した事実は全くありません。このことは、十月二十三日の商工委員会における私の発言を速記録でくらんになれば一目瞭然であります。わが党は、現在の紙不足が言論出版の自由を物質的に圧迫している事情にかんがみ、この自由を保障す

るために、各種用紙の生産が必要にこたえられるように、石油と電力を製紙業に可能な限り供給すべきであることを、そしてそのことを政府が保障するように強調しているのではありません。この点を一言明確にしておきます。

次に、先日、私の質問が時間切れのためにできなかった点について、本日は若干、わずかな時間ではありますが、質疑を続けさせていただきます。まず、在日米軍が、今日石油不足というわが国のきわめて困難な経済情勢のもとで、石油の調達を削減しているかどうかという点であります。この点について外務当局は、米軍は昨年度と比べて本年度は一四％の削減の方針をとっておるし、在日米軍もこの方針に従つてすでに削減を実施している、こう言われるのみで、削減について具体的な事実は何一つあげられませんでした。在日米軍側が外務当局にそのように言っている、こう言うだけでは証拠にならないのであります。だから私は、それと反対の発言を米軍側が述べているじゃないかということ、スターズ・アンド・ストライプスの記事を紹介しただけであります。だが、この際つけ加えておきますが、在日米軍が石油の使用を削減しているかどうか、この事実は何も米軍側に伺いを立てなくてもごく簡単にわかることである。日本の石油業者から在日米軍がどれだけ石油を調達しているか、これをお調べになればすぐわかる。通産省に調べていただければすぐわかるはずであります。私も通産省に尋ねて、本年十月までの調達状況はすでに存じております。それを見ても、昨年と比べて一四％削減しているということは全然ありません。逆に昨年と比べて調達量がふえている、これが事実であります。

そしてこのことはまた、すでに衆議院内閣委員会でも、十一月二十一日ですが、防衛庁の方が答弁されて、ことしの一月から八月までに約五十五万キロリットルの石油が日本の石油業者から在日米軍に出されている、こういうことを発言しております。この点を見ますと、昨年は約三十八万キロリットルの石油が出されたというのですから、す

でに去年よりもこの時点で十七万キロリットルもたくさん出されている。そのあとで私が通産省に尋ねて調べたのも、九月と十月で八万七千キロリットルというものが在日米軍に出されております。ですから、どう考えたら昨年と比べてことしすでに一四％削減されているなどということはないのであります。ところが、この国会に際して質問が出るといっても、米軍は一四％削減する方針だということを聞いておるとか、すでに実施されていると聞いているとか、米軍側に聞いてそのうだという、それだけをオウム返しに繰り返すだけのことなんですね。これは日本の政府ですぐわかることだと思ひし、通産省は実は御存じだと思ひます。そして米軍に対して、この際、石油の調達を削減してもらいたいという折衝もすでに始まって話し合ひをされているということでありまして、けれども、それならば、実際は削減されてないというこの事実をつかんで折衝されるのが当然であつて、全く不可解なんです。ですから、この点については、何ももう外務省に聞く必要はなくなりました。私は、これはこの法案自身はもう間もなくこの委員会でも通過することになるでしょうから、時間はありませんけれども、あとでもいいですから、この問題は今後ともあとを引く問題だと思ひますから、当然通産省のほうで御存じでありまして、それから、在日米軍がどれだけ日本の石油業者から石油を調達しているか、この状態をぜひ資料として提出していただきたいのです。このことを委員長に特にお願いしておきます。

時間がありますから、もうあとは一萬千里に進めていきます。

次に、自衛隊への石油の問題であります。これは防衛庁のほうから資料を出していただきました。先日は、大臣のほうは、緊急用備蓄は別としてというふうなことを言つたのではない、スクランブルのような領空侵犯に対する緊急発進のようなものは練度を落とすとはいけないから、やはりやつておいてもらふ必要がある、こういうことを

言ったんだという御説明がありました。私も、速記録を読んで、大臣の発言はそのとおりであったということを再確認いたします。

それで、それはそれといたしまして、そうなる、もう一つ具体的なことをお聞きしたいのですが、この防衛庁から出された資料を見ますと、二番目の「緊急用備蓄量」というところに「自衛隊では油の緊急用備蓄は特に保有していない。」と書いてあるわけなんです。私は、幾らか保有しているのが当然じゃないかと初め思っていたので、どういう意味なんだろうかと思つて考えましたが、結局、そうだとすると、防衛庁の方にお伺いしたいのは、中曽根大臣の言われた緊急用発進のために練度を落とすとはいけないと言われるそうした訓練用の燃料ですね、これは、この資料の中の一のところに書かれていて「通常の油の使用量」の中に含まれているのであって、特に別扱いにして備蓄しているのではない、こういうふうに理解していいでしょうか、この点をひとつ最初に聞きたい。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の点につきましては、私どもの日常の業務の中で行なっております緊急発進業務、それから平常事態におきまして緊急的に発生する災害派遣といったようなものの燃料は、通常私どものほうで訓練等に使用しております燃料をもつてそのつどまかなつておりますので、緊急用備蓄ということでは取り扱っておりません。

○米原委員 では、その点はよくわかりました。

そこで、その次の二に「なお、調達リードタイム用ランニングストック」というものが書かれております。これは調達にすぐ間に合わないというようなことがあるので、一定量のをストックとしてとっておかなくてはならぬ。たとえば年度末に予算がきまつて、それから調達するということになって、すぐに入るわけじゃないでしょうから、そういうときにこういうランニングストックが必要だ、こういうような意味だと理解していいのでしょうか。この点、ちょっと一応お願いいたします。

ます。

○友藤説明員 お答えいたします。

調達リードタイム用ランニングストックの意味でございますが、自衛隊の主燃料は例年二回に分けて一括契約をしておるわけでございます。したがしまして、年度当初の調達には、各燃種ごとに納地にその所要量であるとか、納入時期であるとか、納入方法あるいは荷役等、当該年度予算をいただきましてからその計画等を勘案いたしまして、契約前にいろいろ検討いたしまして、相当長期間の準備が必要になるわけでございますので、そういった所要量はつきりいたしましてから初めて各会社と入札等の現実の調達契約に入るということになっております。したがしまして、各部隊等への燃料の納入が開始をされますのは大体八月前後になるというのが通例でございます。この間におきます部隊の活動であるとか、教育訓練であるとか、こういったものの使用に当てますのが調達リードタイム用ランニングストック、かように考えておるわけでございます。

○米原委員 そうしますと、私たちが普通常識では、正確なことばかどうか知りませんが、石油の備蓄があるというように感じに使っている備蓄と、ことばとあまり違わないような感じもするのです。とにかくランニングストックでいいと思ひますが、ちょっとここに出てくるのを見ますと、たとえばランニングストックが総量約三十五万キロリットル、こういうふうに出てあります。昨年一年の使用量が六十四万キロリットル。結局このランニングストックというのは、計算してみますと六カ月から七カ月近い量があるということになるわけですね。もともとそのあとで四十八年九月末では在庫量は約二十四万キロリットルになつておりますが、これで見ましても大体四カ月から五カ月近い備蓄量がある。この備蓄量と申ししますのは常識のことばですが、そういうものがあるといふことを感ずるわけなんです。これはかなり多い量じゃないかということをおの表を見たときにすぐ私感したのです。

私が言うのは、いろいろこの問題について国民の間にも意見があるわけですが、とにかく先日のこの商工委員会に石油連盟の会長が来られて、そして日本全体の備蓄量がどのくらいあるかというところについて発言されて、原油が十一月末日現在二十八日分、製品は二十一日分、いま日本全体の備蓄量が五十日以下という状態だとおっしゃるわけですね。その中で自衛隊は四、五カ月あるいは七カ月に近いようなものもランニングストックでありますから、入ってくるのもまちなちでしようから、あるときはかなり少なくなるけれども、あるときはかなり多くなるというふうになつていくのでしうけれども、全体の石油情勢、そして一般の国民に対して節約が呼びかけられている中で、自衛隊が六、七カ月分にも相当するようなストックを持てているというふうことですね。このことに対しては、非常にこれはおかしいじゃないかということを感じておられると思う。私も感じます。節約されていることはこの資料にも出ておりますが、節約されているとすれば、去年とはさらに違つてこのストックが、いままで、たとえば一カ月で消費したものが十日ぐらひは延ばされるというふうになるわけですから、むしろ全体に国民が石油の節約をしなくちゃならぬときに、このストックというのは相当大きな量じゃないか。もちろんこれを回しましたとしまして、国民の側に放出するということも、ことをやりましても、全体の量としてはそれほど国民経済に大きく影響をするほどの量ではないことは知つておりますけれども、官庁全体も節約されているでしうが、おそらく一番こういう燃料を使われるのは防衛庁だろうと思つてます。それだけに一般官庁並みに削減されるということとを考へられるならば、私はこの数字を見ると、もっと節約して、そして結果として国民のほうにもっと石油が回るようにすべきだ、こういうふうに感ずるわけでありまして、どうでしょうか。

○水間説明員 先生は備蓄とおっしゃいましたけれども、あくまでもランニングストックでございまして、したがしまして季節的に見ますと、先ほど先生御自身もおっしゃいましたように、トン数は非常に増減いたします。そのほか、自衛隊の行動の実態に基づきまして、たとえば非常に災害派遣が多いような場合には、このランニングストックはどんどん減つてまいります。そういう性質の数字でございまして、日本全体の備蓄が何日分というお話がございましたのは非常にマクロ的な数字でございまして、その数字は安定した数字になりますが、自衛隊の場合は、その実態に基づきまして非常に大きな変動を受ける数字でございまして、その点御了承いただきたいと思ひます。

○米原委員 ただ、いままで私がいろいろいう数字をもらいましたから、この関係の官庁にもいろいろ聞いてみたのです。そうしたら九月末、それが昨年度末と比べると減つていますけれども、自衛隊としてランニングストックとしては三十五万キロリットル、これをこえることもあるし、これより減ることもあるが、大体このぐらひは保有されているのが実情だということも伺いましたので、そうだとすると、もっと節約するのが当然じゃないかということをおは再度強調せざるを得ないのであります。

時間がもう十分ぐらひしかありませんからすぐに次に進みます。あとは非常に簡単ではあります。が、アラブ政策の問題について外務省の方に伺ひます。

この前、参議院の予算委員会がわが党の渡辺議員が質問をした中で、政府が発表した新しいアラブ政策、これをほんとうに実効あるものにしなればならぬ、口先だけではだめだというふうな議論が行なわれまして、そしてある場合には、イスラエルに対する今後の措置として、国連憲章四十一條の非軍事的制裁の条項も適用するような決意で一步一步進めべきだということを主張しましたが、この点は、いまアラブとイスラエルの和平交渉が始まるうとしていふので、この成り行きを見てから考えたいというふうな政府の答弁がありました。それとは別に、国連でしばしば問題になつ

ていた天然資源の恒久主権についての決議、これはもうアラブ諸国を含めてアジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上国が一貫して主張してきているところであり、これに対して日本の態度は、いつでも反対あるいは棄権の態度をとってきた。これでは発展途上国のはんとうの理解を得られないじゃないかという問題に入りかけましたところ、いやそうじゃない、ということと突然外務省のほうで先日——というのは、私あとで調べてわかったのですが、十二月六日に国連でアラブのイスラエル軍による占領地域、この占領地域における天然資源の恒久主権についての決議、これが出た際には、アメリカは反対しなかった。日本は賛成の立場に立ったという説明がありました。それはそれとして、私は非常にけつこうなところだと思ふのです。アメリカが反対する決議に日本がはつきりと賛成したということは、ある意味で画期的なことでありましょうし、そのことは一つの前進だと私は思うのです。ところが、私はそのときにその決議を知らなかったで、あとで外務省に要求して手に入れて見ましたところが、そこでわかったことは、この決議を採択して日本が賛成したときに、その意見表明の中で、この決議には賛成だけれども、いままでもってきた天然資源の恒久主権についての立場は変えるものではないというのを言っておられるのです。このことはあとでわかりました。これは全く問題の本質をそらすことにこの問題が利用されているような感じがするのです。アラブの占領地域の決議に賛成するということは、これは占領地域ですからね、その天然資源の主権を認めるということ自体はごく当然なこと、ある意味では当然過ぎるほど当然で、これに棄権したりした逆におかしいことだと思ふのです。問題は天然資源の恒久主権についての考え方は依然として日本は変わっていないということなんです。これはきょうも先ほど議論になりましたが、最近起こったリビアの石油を買う問題にも決して無関係じゃないと思ふのです。つまり、天然資源の恒久主権についての決

議に対して、いままでも社会主義国それから発展途上国の圧倒的多数がいつても賛成しているのに、日本、アメリカ、イギリスその他二、三の国が反対ないし棄権しているわけですね。私はなぜかということ、これを調べてみると、要するに国有化の問題あるいは大陸的な問題、この主権の確立というところに逆に日本が異議をつけている。これは私は不可解だと思ふのです。先ほど議論がありましたメジャーの石油支配の問題に対して、日本がもっと自主性をもって臨まなくちゃならぬ。今度の石油危機に際してもこれは非常に重要な点だと思ふのです。そして、先ほど加藤委員の質問に対する中曾根大臣の答弁の中でも、やはり日本の周辺の大連だから石油が出るという問題ですね、これを採掘する場合、まさにこの天然資源の恒久主権について、これに対する日本の主権を確立するということは非常に重要な点だ。ところが、こういう問題について、いつでも日本が棄権したり反対したり、こういう態度では発展途上国の理解を得られないじゃないか。この点こそはつきりさせれば、私は、リビアの石油を買取る問題についても非常に立場がはつきりしてくるんじゃないか、この点は当然いまだ踏み切るべきときに来ていると思ふのです。この点についての見解をひとつ聞かしていただきたいと思ふます。

○鈴木（文）政府委員 いま御質問の中にありましたアラブ諸国の天然資源の恒久主権、それからもう一つは、一般的な天然資源恒久主権の問題について、国連の場合において日本がどういう態度をとってきたか、二つの御質問があったかと思ふますが、まず前者につきましては、日本がこの十二月六日、国連総会の第二委員会におきましてこの決議案に賛成いたしましたのは、この決議案の趣旨が、イスラエルの占領下にある地域の天然資源がアラブの主権のもとにあることを確認して、かつイスラエルによるこれらの天然資源の開発なり不法な利用を非難するということに主眼がありましたために、日本はこれに賛成いたしましたわけであり

それから他方、天然資源の恒久主権の問題につきまして御質問がございましたが、これはたまたま、いまアラブ諸国の天然資源の恒久主権に賛成したときの投票理由説明という関連でも御質問があったと思ふますが、この天然資源の恒久主権ということは国連総会の場合に出まいりましたのは一九六二年の第十七総会からでございます。ただこの場合に、この名前が出ましたが、この中身が何であるかというところは何も議論されておりました。その後、六六年の総会及び七一年、七二年、七三年の四回の総会にこの同じような問題につきまして決議案が出る過程で、後進国がこの恒久主権の中身についての主張をだんだんと固めてまいったわけでございます。これはいま先生御指摘のとおり、一つ一番大きな問題は国有化の権利、第二点は隣接水域の相当広い水域における海洋資源に対して沿岸国である開発途上国が独自の権利を持つものであるというこの二つの点でございます。

日本がなぜこの点について投票理由の説明で日本の立場を明らかにしたかと申しますと、天然資源の恒久主権という中に、国有化という権利がはたして一方的に開発途上国にあるのであろうか、あるいは国有化する場合にその補償を一方的にきめ得るのであろうか、あるいはこれについて紛争があったときにその国の法律だけでこれを解決できるのだろうか、これは国際法上あるいは従来国家間の関係におきましてもいろいろ問題のあった点でございますので、これはこの決議を中心とする国連の動きと離れまして、それ以外の国際会議の場合あるいは対外関係の場合にとつてまいりました日本の基本的な関係との関連で問題があるということ、この点についての態度を留保いたしますか、表明した次第でございます。

ただ、国連の場合におきまして日本の態度が常に変わっているではないかという趣旨の御質問があったかと思ふますが、ただいま申し上げました国有化の問題あるいは海洋資源に対する沿岸国の独占的な権利という問題につきまして、日

本の態度は終始一貫して同じ態度をとつてまいりました。

○米原委員 時間ありませんのでただ一言だけ言っておきます。

この問題は、第二次大戦後いままでも長い間大國の植民地であった国々、そういう国が政治的な独立を達成して、同時にそれを自主的なものにするために経済的な独立を達成する、こういうふうに向かつて進んでいる過程で起つていっている問題であります。簡単に言えば、その場合に、私たちはそういうふうな事態が大きく変わっているということとを認識しておかなければ、真の開発途上国の理解は得られないということです。いま起つてい

るいろいろな問題がその根本的な考えから来ているということなのです。資源の問題についても、やはり石油政策の根本的な転換についても、この点についての認識は、日本が戦後敗戦の結果いろいろな面でアメリカの力が入つてきて経済的にもいろいろ依存するようなものができて、そこで起つてい

るこの石油のメジャー対日本の会社の問題をいろいろ考へてみましても、この態度を明確にすることは今後非常に大切であつて、いままでものうな態度は変えていただきたい、このことを申し述べまして、私の質問を終わります。

○濱野委員長 近江已記夫君。

○近江委員 今回の石油危機の問題は国民生活に非常に大きな影響を与えてきておるわけであり

ます。政府といたしまして、石油緊急対策といたしまして、第一次、さらに一月からは第二次を予定されておられるわけですが、この第一次のときに、民間に対する節約の要望なり、官庁自身から節約をしていく問題であるとか、そうした具体的な指示をされたわけであり

ます。この節約キャンペーンを打ち出しておるわけであり

ますが、この官庁による自粛という点につきましても聞きたいと思ふのであります。

この十一月十六日の閣議決定によりまして、その方針に従つて今日まで、約一カ月ということになるわけですが、電力なり自動車用のガソリンで

どれくらい節約が行なわれたわけですか。これはエネルギー庁長官にお伺いしたいと思います。

○山形政府委員 石油緊急対策要綱は十一月の十六日に閣議決定をいたしましたわけですが、実施は十一月二十日から民間部門、官庁部門を通じてこれをやるべきだという考え方で進めておるわけですが、まだ日もあまりたっておりませんので集計できておりませんが、通産省の実績においてこれを言いますと、十月下旬の実績と十一月下旬の実績で申し上げますと、電力におきましては、十月下旬に對しまして十一月下旬は一八%の節約が達成されております。それから、通産省のガソリン使用実績で申し上げますと、十月下旬の実績に對しまして十一月下旬は一七%の節約を実施いたしておるわけでございます。

全般的に申し上げまして、民間側の節約というのは、もちろんまだ不十分な点があるかと思ひますけれども、これから一そうこれを具体的に呼びかけまして、マイカーの自粛等につきましても今後進めてまいりて所存でございます。

○近江委員 いま長官からマイカーの自粛ということがあったわけですが、その効果というものですけれども、それが徹底すれば石油でどのくらい節約ができるわけですか。

○山形政府委員 われわれ最初に閣議決定に基づきまして節約キャンペーンを行なつたわけですが、この場合、これを大まかに言ひまして、石油関係ではマイカーの通勤の自粛及びマイカーの中のレジャー用の自粛、この辺がわりあいに大きな比率を占めておりました。御存じのことと思ひますが、全ガソリン需要量のうち一要するに乗用車のうちの半分が自家用車でございますが、そのうちの約二五%ぐらいが、まあレジャーと言つて語弊がございますけれども、レジャーに使われておるという想定で、その三分の一ぐらいが自粛によつてこれが達成されるというような前提等も置きまして計算いたしましたところ、マイカー

レジャーの自粛におきましては全油の、これは下期だけでございますが、一・二%ぐらいの節約効果が出るという、当時は節約効果を試算いたしましたわけでございます。

その他大きなものを申し上げますと、ビル、事務所等の暖房の温度を一度下げるといふのが非常に大きな効果を持っております。これがそれぞれの達成の率等もございすけれども、一・三%ぐらいの原油の節約に相当するといふことでございます。

別途、家庭電力関係におきましては、電灯のつけっぱなしとかテレビのつけっぱなし、電気洗たく機の使用の合理化等々をお願いいたしたわけでございますが、この中で一番大きいのはテレビ関係でございます。テレビのつけっぱなしを自粛していただくことによりまして、〇・〇八%、これは油換算で節約が期待されるということに相なっております。

それから、大きいものといひましては、事務所の窓ぎわの電灯を約三分の一消灯するというところで〇・一三という試算もできております。ほかにございすけれども、キャンペーン系統を全部足し算しまして、われわれのほうの期待額は、少ない場合で二・六八、多い場合で四・三ぐらい、全油量に換算いたしまして節約効果を當時は期待したわけでございます。

○近江委員 この第二次の対策でございますと、家庭用の電気まで停電させなければならぬというような御答弁がきのうはあったわけでございます。そこまで深刻化してきておるわけでありまして、そういういたしますと、この第一次でこうしたキャンペーンを張られたわけですが、あまり効果があつておらない。そうなりますと、第二次におきまして、たとえばマイカー使用の自粛であるとか、高速運転の自粛、旅行の自粛、週休二日制の促進であるとか、室内温度の適正化、ネオンサインの自粛等の問題等におきまして、具体的に規制するなり、その実施を促進しようというようなお考えに立つておられるわけですか。

○山形政府委員 ネオンサイン及び屋外灯につきましては電気事業法の関係できつちり規制ができますので、これは規制をいたしたいと思ひます。その点、その場合でも、当然に営業時間中の店の点示、その店の点示、これは、これを消すといふことは営業の自由に関係することでございますので、営業外等につきましては、こういうときでございますので御協力を願う、そういう方向で考えたいと思ひます。

それからマイカー関係につきましては、いわゆる自家用という中にお医者さんもございすし、農家も入つておるわけで、営業用にも使ひ、かつ自家用にも使ひ、ということ、完全な自家用といふものとそういうものとの区別がなかなかつかないわけでございます。したがひまして、この法律が通りまして、この法規に基づいて公安委員会のほうで、たとえばある曜日を含めて白ナンバーの通行をとめるというようなことは、当然に考えられることだと思ひますが、私の所管でございせんけれども、非常に数多くの人間に関係することでございます。その具体的な規制のやり方等につきましては、国家公安委員会、警察庁においていま検討を進めておるやに私、聞いておるわけでございますが、いずれにしましても、十一月十六日に行なつた節約キャンペーンよりはより一歩進んだ、きめのこまかい節約のやり方を今後進めていくことに相ならうかと存する次第でございます。

○近江委員 国民生活に与える影響というものが非常に大きいわけですね。そういう点で、第一次のときは呼びかけであつた。第二次の場合は、こゝろなつてきますと、具体的に規制といふことになつてくるわけですね。そういう点で、非常に与える影響が大きいわけですね。こういう石油危機の中で、国民そして産業界、すべてこれは協力をしなければならぬわけでありまして、与える影響というものが大きいわけでありまして、よくそうした点を検討していただいて、慎重にやつていただきたいと思ひます。

それから、この第二次対策において油なり電力は約二〇%という削減率と聞いておるわけですが、そんなんですか、長官。

○山形政府委員 第二次といひますか、一月をどうするかといふことでございすけれども、現在、油の入着の最終の詰めに入つておるわけでございます。当然に当初予定しておりましたカット率よりも高くなることは予想されるわけでございます。各産業別に何割カットするか、電気についてどう行なうかといふことにつきましては、現在、非常にむずかしい問題でございまして検討中でございます。比率は明確に申し上げにくいわけでございますけれども、少なくとも第一段のときよりは相当高まつたかつこうで、しかもきめこまかく行なう必要があるかと存するわけでございます。

○近江委員 これは言うまでもないわけですが、家庭の停電等は非常に大きな影響を及ぼしますし、これはもうできる限り国民に對して節約も呼びかけていただくと同時に、できる限り避けていただく。そういうことで、一般家庭用な農林漁業用、公共施設用等についてはできるだけ限りの確保をしていただきたいと思ひます。この点につきましてお聞きしたいと思ひます。

○山形政府委員 いわゆる公共用の需要をできる限り確保するのは当然でございます。また、電気の場合におきまして、病院、保育所等々につきましては特別の措置をするのは当然でございます。まだ停電をするというようなことがございす。まだ停電をさせないけれども、もしそういうことになりましたらたいへんでございますが、そういうことに対応する現在の各電力会社の架線の状態、その点検、それからそれを直すときの手当て、修繕といひますか、線をかけかえる準備等あらゆる準備行為をいまやつておる段階でございまして、公共用の需要、その必要の確保については、御説のとおり万全を期したいと存する次第でございます。

○近江委員 この石油事情というものは非常にき

びしい状態になってきている。そこで、この法案が国会を通過しますと、政府としては直ちにそれを使うということになるわけでありまして、私は、一連のそうしたお話を聞いておりまして、第十一條の割り当て、配給等の形に、これは最終的な段階でありますけれども、そういうような状態になるのが案外に近いんじゃないかという感じがする。その中で、そう言った場合、当然この優先順位なり割り当てという問題になるわけでありまして、最優先すべきものの、優先すべきものの、一般的なもの、非優先的なもの、このように四段階ということを聞いておられるわけでありまして、この最優先すべきものというものは、本法の第九條第二項に規定しております医療、消防、警察、通信、緊急災害等、第十條第一項に規定しております一般消費者等、これは一般消費者、中小企業者、農林漁業者、鉄道、通信、医療その他、こういうものは最優先すべきものという中に入るわけですか。

○山形政府委員 御説のとおり、十條で例示してございます各事業及びその他公益性の強い事業というところで上下水道、定期路線バス等々、清掃事業も当然入ると思いますが、そういう公益性の強い事業活動が優先されるべき業種であるかと考えております。

○近江委員 いまのは最優先すべきものですね。優先すべきものというのとはたとえばどういうものですか。優先すべきものと最優先すべきものについて伺います。

○山形政府委員 これは現在まだ詳細に指定されておられませんで、関係各省等も鋭意検討している段階でございます。最優先といいますが、先ほど申し上げました非常に公共、公益性の強いものはばわかるわけでございますけれども、その次に位するといいますが、その辺については内閣全体としてこれをきめるといってございまして、現在こまかいその次、またその次という仕分けは申し上げる段階に至っておりませんわけでございます。

○近江委員 この最優先すべきものというのは公

共性の強いもの、そういうようにやはり基準となるべき考えというものがあられるわけですね。ですから、優先すべきものの、一般的なもの、非優先的なもの、これはどういふような考え方が基準になるわけですか。

○山形政府委員 非常にむずかしい御質問でございます。価値判断の問題でございます。総意を結集いたしましてその辺の判断をいたさなければいかぬわけでございます。私の個人的な見解を申し上げることにしまして、現段階では差し控えていただきたいと思います。

○近江委員 長官にこれ以上お聞きしてもちやうとむずかしいと思ひますので、これはこれで終わりたいと思ひます。

それから、中曾根大臣にお聞きしますが、きのう連合審査でお聞きしたわけですが、総合エネルギーのバランスの問題でございます。私の持つておりますこのデータは四十六年度のものではないわけですが、水力が六・七、原子力が〇・六、石炭が一七・五、石油が七三・五、これはもう少しふえておると思ひます。天然ガスが〇・九、LNGが〇・四、まきか〇・四、こういうぐあいになつておるわけですか。こういう総合エネルギーのバランスという点につきまして、大臣は原子力を特に伸ばしていくということを言っておられるわけでございますが、そのほかに、いまこうした項目を私申し上げたわけですが、特に大臣として今後力を入れていこうとなさつておられるのはどの点ですか。

○中曾根國務大臣 外国の例を見ますと、石炭、天然ガス等に対する依存がまだかなり強いようでありまして、日本の場合は原子力に対する期待が非常に大きい、そのほか石炭、水力発電あるいは地熱発電、こういう面に依存する部分を多くしていく必要があると思ひます。

○近江委員 通産省としては将来のエネルギーとしてサンシャイン計画等に相当力を入れておられるようでありまして、これはいつごろまでにどのくらいの投資をして完成しようという御計画であ

りますか。これは長官でもけつこうです。

○山形政府委員 サンシャイン計画と申しますのは、太陽エネルギー、地熱、合成天然ガス、それから水素の活用、大きくいいますとこの四つに相なるわけでございます。原子力の関係につきましては、これは科学技術庁等とも相談いたして別途あるわけでございますが、一応この四つを中心にして、四十九年度から西暦二〇〇〇年までに相当程度の目標を達成しようということでございます。一応段階的には、太陽エネルギーにつきましては、まず革新的な冷暖房システムを一九八〇年ごろ、小規模の発電を一九八五年ごろに、大規模たとえば二百万キロワットクラスのものにつきましては二〇〇〇年を目途にいたしておるわけでございます。

それから地熱につきましては、いまの日本の地熱発電の規模が非常に小さいわけでございます。これを五百万キロワット級のものを一九八五年、それからより大きな、いま掘つておる深さをもつと深くする、十百万キロワット級のものを八五年、やはりそのころに同時に達成したい。最後は、いわゆる火山を利用した地熱発電でございます。これは規模としては大体三十万キロワットくらいでございますけれども、一九九〇年ごろの達成を目途にいたしております。

それから非常に重要な石炭のガス化、液化の問題でございますが、これは一九八〇年から八五年くらいにかけて、最終的にはガス化発電を二十万キロワットのクラスで達成したいと思つておるわけでございます。

水素エネルギーにつきましては、トータルシステムを一九八五年から一九九〇年ごろまでに完成いたしたいというのが現段階のサンシャイン計画の内容でございます。

○近江委員 全体の投資額というのは大体どのくらいになるのですか。

○山形政府委員 全体の投資額は八千二百四十七億円、こういうことでございますが、これは現時の価格でございますので、当然にでき上がり

しては相当大きな金額に相なると思ひますが、俗に一兆円といわれておるのもそういう意味だと思ひます。四十九年度初年度につきましては、それのうちの五十五億円を現在予算要求を行なつておるわけでございます。

○近江委員 中曾根大臣も原子力については非常に期待しているというお話があったわけでありまして、御承知のように、安全性の問題あるいは環境汚染の問題等、これは非常に大きな問題になつておるわけでありまして、いままで政府としてはどうしてもその開発に力を入れていく、原子力委員会自体の体制もむしろそういう姿勢に私は非常に片寄つておつたように思ひます。今後この原子力というものを進めていくということになつてきますと、当然そういう問題が大きな問題になつてくるわけでありまして、いままでのようなそういう政府の姿勢であつては、私は地元住民の協力を得ることはむずかしいと思ひます。そういう点で、いまそういう予算の最終段階にもきておるわけでありまして、いままでのように前年度にスライドして、たとえば二〇％増だからというふうな考え方の張りつけであつては私はどうしようもないと思ひます。そういう点、飛躍的な安全性、環境汚染の対策問題等に力を入れるべきだと思ひます。きょうは原子力局から来ておりますので、局長にお伺ひしたいと思います。

○田宮政府委員 お答えいたします。お説のように、原子力発電に対します期待は非常に大きいわけでございます。それで従来安全審査の問題、安全研究の問題、それから環境の問題等につきまして、私どもいたしましては十分力を尽くしたつもりでございますけれども、こういう事態に対応いたしまして、この点につきましてさらに一段と力を注ぐ必要があるというふうに考えております。

○近江委員 私はそんな抽象的なことを聞いてはいないのです。力を入れていくというものは何回も科学技術委員会等でもそういう答弁はあるわけですが、ですから予算等の問題におきましても、

これだけの具体的な数字をもって大蔵省に要求しておるとか、あるいは安全性の問題、環境汚染対策等についても具体的にこういうことを考えておる、そういう中身を言わなければ、いつもそういう前向きにやりますとか、そんな抽象論であつては私はだめだと思ふのです。もっと具体的に言ってください。

○田宮政府委員 安全審査の専従の人員の増強、それから安全研究の充実ということでも要求をしておるわけですが、このような事態に際しまして、この点等につきましてさらに一段の強化をお願いする、そのために予算の要求をいたしたいということでも現在検討中でございます。

○近江委員 大臣にお伺いしたいと思います。大臣は科学技術庁長官もずっと歴任されておられますし、当然これは通産省と共管の問題にもなつておるわけでありまして、その予算等も大臣としてはどのくらい要求され、また構想はどういうものをお持ちであるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 科学技術庁で森山新長官が非常に張り切つておられて、人員及び予算等について先般来事務的に出したのをこれは御破算にする必要があるというので、最近党の科学技術特別委員会、商工部会等と一緒にしまして、かなり思い切つた予算要求と人員要求が出ております。これは大蔵省がなかなかのまぬと思ふようなものであります。私ら通産省としても大いにバックアップしてやつてあげようと思つております。

中身は、原子力発電の安全性確立のための予算、それから原子力発電所設置の地点に対する諸般の対策の予算、それから廃棄物処理施設に関する諸般の予算、それからPRR等に関する諸般の予算等でございます。内容的にはかなり妥当なものであると思つております。

○近江委員 そういふ点、特にこれは環境問題、安全性というところは、開発よりもむしろそちらを先行させなければならぬ重大問題でありますし、大臣はいま画期的な、従来にならぬ規

模ということをおわしておられるわけですが、これはほんとうに国民の不安もあるわけでありまして、力を入れていただきたいと思ふのです。

それから、いま石油が足りないということになつておるわけでありまして、その備蓄の点にまで手が届かないということはおわるわけですが、しかし将来のことを考えますと、やはりいままでの政府の備蓄対策というものは、私は弱かつたと思ふのです。そういう点、今後の備蓄についての考え方なり、あるいはたとえ石油開発公団等にそういうような調整機能を持たすとか、あるいは備蓄公団というような考え方もあるのじゃないかというふうな話も聞いたこともあるのですが、備蓄に対する大臣の考えをお聞きしたいと思ひます。

○山形政府委員 石油の備蓄につきましては、四十七年度から計画的にこれを増強するというところで、四十九年度末に六十日分を保有するということがきまつて、着々進めておつたわけでございます。現在、すでに大体六十日が達成できたわけでございます。すけれども、当然これで十分なわけではございません。

ちなみに、諸外国は大体七十五日ぐらいといわれております。これは統計上は八十六日という数字もございますが、諸外国の統計の取り方は前年度の実績の何日分という統計でございますので、日本のようにこれからの所要量の何日分というのはギャップがございます。

いづれにしても、諸外国の備蓄のほうが進んでおることは確かでございますので、いま石油のめどが非常につかない段階でございますが、将来の考え方としては、これを相当程度備蓄をふやして、日本に保有しておく必要があるのかと思つておられます。そのためには、これを現在の国家助成、これは運転資金、設備資金等につぎまして開採及び公団の保障が行なわれておるわけでございますが、こういう従来のあり方ではなく、もっと備蓄の機構そのものの、その保有の

基地の問題等も含めまして、国家的な事業としてこれに取り組むべきであらうかと思ふわけでございます。この辺につきましては総合エネルギー調査会石油部会にも御審議をお願いしておるわけでございますが、その辺の答申の出方にもかかわりますけれども、前向きに、積極的に進めてまいりたいと思ひます。

○近江委員 メジャーから入れておる割合というのは非常に多いわけでありまして、自主開発の推進につきましては大臣もしばしば表明されておられるところでありまして、いま何か萎縮しておるような、そういう空気に包まれておるようには思ふわけですか。この自主開発につきましては、やはり力を入れていかなければならない。日本の利益だけを考へて、ゴリ押しのそういう行き方はいけません。しかし、自主開発をどんどんやつていく必要があると思ひますし、その点、大臣としての構想をお聞かせいただきたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 石油政策の中の一つの重要なポイントは、自主開発の推進でございます。かつて答申で、原油の三割を目標にせよという答申をいただいた、その線で努力しておりますが、最近の情勢では、それがたしか九〇%程度で、三〇%にはまだ遠いようであります。しかし今後まず第一に、私らやはり日本列島周辺、大陸だなおける開発を至急促進してまいりたいと思つております。これには漁業権の問題等が非常にからんできて、かなりの困難もございしますが、遠隔の地へ行つて掘るよりも、わが国の周辺において、福島県の沖等において一日五千万リッターぐらいの大量のガスが出てきておりますから、したがつて五千立米ですか、そういう面から見るともって有望性が出てきておるわけで、まあ日本海岸にはあるといわれておつたけれども、太平洋岸にあるということはいままで確認されておらなかったのです。それが出てきたというわけでありまして、これは北海道の南からずっと沖縄の周辺にかけてある可能性があると思ひまして、これをまず第一に心がけていくということ、それからいままでも努力してき

ております中近東方面並びにいまベールでせつかく努力しておりますし、またオイルシェール等については、ベネズエラで最近話も起きております。

そのほかガスにつきましては、オーストラリアとの協力及びインドネシアとの協力及びイランとの協力等もございまして、イラクにおいても、日本との協力に最近非常に顕著な意欲を持つてきております。それからソ連のチメニ並びにヤクートの石油及びガスの問題、こういうような問題について、日本の技術、日本の資本等を活用して、そして日本が権利として受け取れる油の量をできるだけ多くし、ガスの量も多くしていきたいと思つておるところでございます。

○近江委員 エカプエの調査等でも、東シナ海の埋蔵量というのは中東クラス以上だということ——これは掘つてみなければわからぬわけですが、そうなるべきですと、中国との問題があるわけですが、その点、中国とのそういう折衝ということとはなされておられるわけですか。

○中曾根国務大臣 まだやつておりません。

○近江委員 韓国との間にある鉱区ですね、これはどうですか。

○中曾根国務大臣 これは話を進めておりまして、大體条約文といひますか協定文が、ほぼできてきておるところまで到達いたしました。

○近江委員 それから、こういうエネルギーの事態が来まして、この機会に産業構造の転換ということも、きのうも時間がなかつたものですが、若干お聞きしたわけでありまして、この産業構造の転換と同時に、消費構造のそういう改革ということも大事じゃないかと私は思ふのです。たとえば大企業の特約店システムによる大量生産の使い捨て消費財の供給であるとか、過剰包装あるいは使い捨てのプラスチック容器であるとか、あるいはアルミかんの問題であるとか、いろんな点があると思ふのですけれども、こういう点は浪費、むだをなくすべきであると思ふわけですか。そういう点におきまして、何か具体的な考え方なり

施策を立てておられると思うのですが、お聞きしたいと思ひます。

○中曾根閣務大臣 これは今度の石油危機が起る前からそういう考えがあり、政策を進めてきたところでございますが、石油危機によって促進されたと思ひたいと思ひます。先ほども申し上げましたように、ややもすれば、戦後のアメリカの俗悪な消費文明を受け入れて、そういう点が、日本人の元来持つお節度とか美徳を非常にスポイルしてきている面もあるように思ひます。先ほども申し上げましたように、そういう意味において、これは哲学の転換と申しますか、生活の価値観というものを基本的に変えていく必要があると思ひます。日本人のいままでの美徳というものは、やはり節度とかあるいは質の高さ、心の高尚さというものが大事であつたので、量を膨大に持っているとか、使い捨てが盛んに行なわれるとか、景気がいいということが人間の高尚性を意味しているものではなかつたはずであります。そういう点について、戦後の文明というものは著しく批判されるべきものがあると思ひます。そういうものをそのかしたのが石油であつたと言われれば言われぬこともないと思ひます。そういう意味から、たとえばモデルチェンジの問題あるいは上げ底の問題あるいは包装紙の問題、そういうような問題が起つておりますし、また一面においては、いわゆる大型ごみをはじめとするごみの始末という問題が起つてくるわけでありまして、ビニール類のごみの始末にもすでに困つておりますし、夢の島の問題、東京都で美濃部さんが一番当惑している問題はごみ戦争でございます。これらはみんな使い捨てからきている問題が非常に多いと思ひます。また新聞紙その他にしても、毎日入ってくる広告、ビラを見ますと、目に余るものがある。ダイレクトメールにしても同じであります。そういう意味において、万般にわたつてここで点検をし直して、そして質的な充実、そしてより高尚な生活というものを日本人が考えてやり直さなければならぬときで

ある、その基本的な思ひます。
○近江委員 それでこのエネルギーの第一次、第二次のそうした計画を立て、進めようとなさつていくわけですが、それと同じように、そういうただ哲学的な、また考え方の吐露ではなくして、やはり何か通産省としてきちつとしたそういうタイプを立て、国民に呼びかけるとか、また産業界に訴えととか、そういうようなことはお考えですか。

○中曾根閣務大臣 これは、通産省は単に事務的にやるべきことではなくして、またやれないと思ひます。やはり精神的な運動、国民的な風潮というものを呼び起こさなければなりませんから、内閣全体としての取組むべき仕事であるだろうと思ひまして、来年度予算が近く編成されますので、その際に、私は閣僚といひまして、そういう方向に政治を引っ張つていきたいと思います。

○近江委員 それから公取委員長がお見えになつておりますので、お伺いしたいと思ひます。

だき合わせ販売ですね。この間トイレットペーパー等で、大阪からああいう問題が起きまして、全国的に、局部的にはパニック状態も起きたわけでありまして、砂糖であるとか小麦粉であるとか洗剤等が一時的に店頭から姿を消して、そういうパニック状態を起した。そういう中で、一部の小売りにおきましては、たとえば千円以上購入したお客にだけ洗剤を一箱売るとか、あるいはある米屋では、米を買わない人には灯油を売つてくれない、そういうだき合わせ販売が横行しておるわけですね。さらに、公取の立ち入り検査で明らかになつて、石油業界、塩ビ業界、ポリエチレン業界においては、そういう緊急事態に便乗したやみカルテルというものが横行しておるわけですね。こういう点、だき合わせ販売とか、あるいはやみカルテルに対するきびしい取り締まりをしていくべきだと私は思ひます。

今後さらにそういうような物不足あるいは高騰、これを何とかして押さなければならぬわけ

すが、そういうような状態が起きるといふようなことは非常に不幸なことでありましてけれども、こういうことを徹底して取り締まらなかつたら、国民生活はほんとうにパニック状態になつてしまふ、こういう問題につきまして公取委員長の御見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 いまお話しのように、小売りの段階でだき合わせ販売が行なわれているというところは事実のようでございます。千円以上購入した者でなければ砂糖を売らない、あるいは二千五百円買つてないという紙やトイレットペーパーを売らないとか洗剤を売らない、こういうふうな行為が行なわれておまして、私のほうにだぶ苦情が来ております。先月の下旬から、その事件について、行政指導でございまして、呼びまして、絶対に以後こういうことを行なわないように注意をいたしました事件が十五件ございまして、これからはそれはますますふえるのじゃないかと思ひます。私のほうとしては、能力の限界がありますけれども、しかしできるだけの人員を振り向けて、そのような行為が蔓延しないようにするし、もしも行政指導だけで有効でないと思へば、小さな事件であつても私もそれはいよいよやる事件として取り上げて、つまり排除命令の対象にするという考えであります。

それからなお、やみ再販とか大企業の段階でも、いわゆるやみカルテル的行為が非常にふえてきているように思ひます。私も、この前も申しましたが、六十数名しかおらない実人員を百名をこえる人員にまで臨時にはからみ込んで振り向けて、さらに必要とあらば私はもう少しやりたいと思つていくらいでございまして、いまはなるべく早く摘発した事件について答えを出さなければならぬ。月おくれになつてしまつたのでは効果が乏しいものですから、あまりやたらに戦線を広げることなく、重点的にそれらのものを処理しながら、さらに疑わしいものがあれば厳重にこれを摘発する、そういう体制をとつております。今後ますます独禁法の運用はきびしくならざるを得ないし、私も全力をあげてそういう覚悟をもつて規制に当たるつもりでございまして。

○近江委員 公取委員長にもう一問お聞きします。

これも具体例なんですけれども、新宿区の百人町というところでありますが、トラックにドラムかんを積んで灯油を所別訪問で移動販売する者が出ておるのです。こういう事実を知つておるかどうか、こういうやみ業者に対する取り締まり方法をどうするか。この事例におきましては、適当な容器がなければバケツや洗面器でも売つておるといふのです。これは非常に危険なんです。こういうことはまだ全国的にはないと思ひけれども、今後はやはりこういう問題も出てくると思ひます。こういう点につきましてエネルギー庁長官と公取委員長にお伺ひしたいと思ひます。

○山形政府委員 灯油の小売りは全国十三万軒あるわけですが、しかしいま先生のおっしゃいますように、トラックにドラムかんを載せて売つておるといふのは、まことに遺憾でございまして、私が初めて聞いたわけでございます。これは全石商連という団体もございまして、各府県ごとに全部支部が結成されております。今回の灯油の価格問題等を通じて、いまその団体の中におきまして非常に自律的な機運が高まつておるわけでございますので、そういうことのないように、これはどういふ経路でどういふふうになつておるか私存じ上げませんけれども、非常にあぶない、消防法上の問題も当然ここからむかひたいと思ひますので、至急に事態を調べまして、消防庁等との連絡もとつて、そういう危険なこと、また不正な行ないが行なわれないように取り締まりしたいと思います。対処をしまひたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 ただいまのお話はとも公取の職分ではないように存じますが、通産省のほうで免許のない者がかつて販売することは厳に禁止しているということだと思ひます。
○近江委員 もう時間もありませんので、あと一問お聞きしますが、今回の石油危機によりまして、中小

企業は物不足あるいはものすごい高騰、こういうことで倒産状況に追い込まれておるところがたくさん出てきております。年末融資として三千四百億財投を出してもらってあるわけでありまして、今後月がかわりますと、年度末三月にかけてはたいへん状態が来ようかと思うのです。この前も、中小企業庁長官は、年末融資のほかに、また緊急の対策を年度末にかけて何か考えるということもおっしゃっておられたわけです。そういう点におきまして、状態が非常に悪化し、進行してあるわけでありまして、具体的な対策をお立てになつておると思いますので、お聞きしたいと思ひます。

○外山政府委員 ただいま御指摘のように、先般中小企業の資金難の緩和と、それからもう一つは、今回の石油危機に伴います物不足問題、こういうことに関連して、私どもとして万全の措置を講じてまいりたいということで、すでに先般実施いたしました年末財投の使用の問題、あるいは従来からやつてまいりました物資ごとのあつせん所の問題、こういうことをやつてまいりましたが、さらにここで物の適正な配給と申しますか、不当なしわが寄らないように、資源エネルギー庁にもお願いをいたしまして、石油製品のあつせん所をつくつていただいたわけでございます。ただ、こういった物不足の緩和のほか、やはり何と申しましても減産をしてくるとか、あるいは資材が高くなるために増加運転資金が要るとか、そういうことは今後もし起ころうかと思ひます。私どもはいま冷静に事態の推移を見守つておるところでございます。そして時々刻々状況をつかんで、適時適切な対策をとらなければならぬ、こういうことで、いろいろ勉強しておるところでございますが、御指摘のように、一月を越してから状況については、私どももかなり心配をしております。適時適切な対策を誤らないように、今後も勉強してまいりたいと思つております。

○近江委員 終わります。

○濱野委員長 宮田早苗君。

○宮田委員 私は、本法案に関連をしまして、まず通産省に御質問をいたします。

今日のOAPECの石油削減に端を発しましたエネルギー危機を切り抜ける方策として、政府はいろんな対応策を打ち出しておられるわけですが、私は、まず民間設備投資の見直しに関連をしてお伺いをいたします。

昨日の連合審査の場で、通産大臣はわが党の河村議員の質問に対して、新規着工のすべて繰り延べなどを答弁しておられましたが、一月以降に完工をいたします工場への電力、重油供給にはどういう対応をなさいますか。まずお聞きをいたします。

○岸田政府委員 お答えをいたします。

新規に完成をいたしました設備に対する電力量の算定でございますが、これはすでに稼働中の設備につきましても、ある程度の抑制をお願いするということとの均衡から考えまして、通常の節約率以上の節約率をある程度予定をして、それを削減目標として考えていくというふうな方針をとつていきたいと思つております。

○宮田委員 私がこの問題をお伺いいたしましたのは、新規工事は抑制をいたしましたとしても、継続中の工場はいずれ完工をするわけでございますが、一月以降稼働する工場のうちで、受電契約を新たに電力会社と結んでいる新設工場は、十月の受電実績というものが無いわけでありまして、実績に基づいて現在の電力カットをしているわけでございますが、この新設工場に対する電力供給をどうするかというのを聞いておるわけでございますので、その点御答弁をいただきたい。

○岸田政府委員 新設設備につきましては、その設備能力に応じて標準的な電気の使用量というものをあらかじめ算定をし、それに対して先ほど申し上げましたような削減率を適用するという方式が一番妥当なのではないかと考えております。

○宮田委員 もう少し端的にお聞きいたしますが、さっき言いました一月から稼働する新増設工場には電力や重油のカット率をいままでござい

す既設の工場より以上に高くするというようなお考えなんですか、どうですか。

○岸田政府委員 そのように考えております。

○宮田委員 ただいまの質問とはうらはらの問題になるわけですが、逆に今後完成をいたします発電所に対する重油の供給体制、これはどういうふうになさいますか。

○岸田政府委員 発電所に対する油の供給につきましては、今後の削減目標を大口需要、小口需要あるいは家庭用と積み上げてまいりまして、これによって必要とされる発電量、これを別途水力の見通し、原子力の見通し、火力の依存すべき部分というもので差し引きまして、火力に依存すべき部分というものが算定されるかと思ひます。この火力として必要な油の所要量、これをいかに各社に分けるかということが問題でございますが、その場合には発電所ごとといったようなことではなくて、電力会社ごとというふうな考えまして、その中で最も比率のいい使い方をするというような考え方をとつてまいりたいと思ひます。したがしまして、そういう考え方に立てば、新規であるから、これは実績がないから割り当てないというふうな関係ではない処理の方法が可能であると思つております。

○宮田委員 通産大臣にお聞きをいたしますが、電力料金の問題についてでございます。

OPECの値上げ姿勢あるいはまたOAPECの生産削減によりまして、電力の燃料コストが大幅に上がるのじゃないかという考え、片方、政府の行政指導に基づく供給カットによる需要のダウン、こういうものが電力会社の経理内容を非常に悪化させてあるのではないかと、こういう考えであります。そういうことに対して、この夏、御存じのように関西、四国両電力の二社が値上げをしたわけでありまして、その後からまた他の電力会社も五十年ごろまでの値上げ必至というふうなことを言つておつたわけでありまして、今日に至りまして、その時期はむしろ早くなるのじゃないかというふうにも考えられるわけでありま

す。

そこで政府は、公共料金の引き上げを極力押えろと言明しておられますが、その方針にやささも変更がないものかどうかということが一つであります。

もう一つは、停電によりまして電化生活の犠牲を来年からはいられるということになると思ひます。そういたしますと、その上電気料金を値上げされたということになりますと、これはたいへんな問題だといふふうに思ひます。極端に言いますと、国民に節電を呼びかけながら、片一方では料金を上げるというふうなことになるように、消費者に對します電力料金は絶対に上げないという約束ができるものかどうか、ここで確答をお願い申し上げたいということです。

○中曾根國務大臣 私は、先般電気事業法における原価主義を再検討するために委員会を発足せると申し上げまして、この委員会では電気料金の値上げは認めないようになしたい、ただし、燃料費等の暴騰があつた場合は別である、そういうことをお答えいたしました、いまでもそういう考えでおります。

それで、いろいろ給電者の側におきまして、受電者の側におきまして、石油の削減という異常事態が出現して、非常にお困りの条件が出つたと思ひますけれども、この際は、物価を抑制するということに至上命令でございますから、物価抑制ということを貫くために、極力いま申し上げたような線を私たちも堅持してまいりたい、そういうふうに思ひます。

○宮田委員 ただいまの問題について要望しておきますが、大臣おっしゃいましたように、極力値上げしないということにせしめて、電力会社そのものは今日の事情からやはりコストの問題等を勘案して上げるといふ傾向が強くなつてまいりますが、その点、通産省あるいは大臣の御指導によつてこれを押えていただき、くれぐれも消費者に對する電力料金を上げないようにしていただきたいというのを要望としてまず申し上げておきま

次の質問に移りますが、まず、石油危機が表面化したしました先月十三日、石油審議会は約百万バーレルにのぼる能力の石油精製プラントの新造設を認めたわけであります。そのとき、業界からの申請合計は約八十万バーレルだったと思います。この認可にあたって、各社の原油手当て見通しに問題点はなかったかどうかということあります。

もう一つ続けて申し上げますのは、認可後の原油輸入情勢の大きな変化があったわけでありまして、これにどう対処するのかということと、会社によりましては、設備着工を繰り延べる場合もあると思います。原油手当てだけでなく、将来の省エネルギー産業構想も踏まえて政府が再検討させられるようなことは考えられませんかどうか、この点について伺いをいたします。

○山形政府委員 申請量は、たしか二百三十万バーレル・バーデーぐらいであったと思うのですけれども、百十三万を認めたわけでございます。

この場合、御説のとおり、原油の手当ての問題は大きな問題でございますが、五十一年ないし五十二年の完成という目途で、長期的な観点でこれを認めたわけでございまして、原油の問題はそのときにおいて考えるということでございます。ちなみに、現在これは審議会の御答申をいただいた段階でございすけれども、現実の許可は一件もまだおろしておりません。これは、先ほどほかの質問に對しまして大臣からも御答弁がありましたように、より一そう環境問題、立地問題等を詰めて、もう少し現実化したところで、その当時の情勢、そのときには当然に原油の一般的な事情も勘案して許可するわけでございますが、現段階におきましては、まだ許可は一件も行なっておりないうわけでございます。

それから、最後の御質問の、全体を通じてこういう情勢で総需要の抑制、投資の抑制ということも問題になっておりますので、いま直ちにこれを着工するというようなことは当然に私は指導

すべきだと思いますが、何ぶんにも五十一、二年の完成でございますので、いま直ちに着工する計画は聞いておりませんですけれども、もしそういう場合がございましたら、当然に私はそれは繰り返すを指導したいと思うわけでございます。

○宮田委員　次に労働省にお伺いをいたします。
わが国の産業界は、過去一カ月のエネルギーの供給見通しのむずかしさ、あるいは価格の大幅な上昇というダブルパンチをまともに食っておるわけでありまして、そのために今後の生産見通しすら立ちまわれないというのが実態じゃないかというふうに思っております。そのため、すでに大手の生産ダウンということが現実の問題として起こっておるわけがあります。それはともかくとして、それに關係をいたします中小、特に下請企業の受注の減が表面化をしておると思うわけでありまゝす。それだけならともかくとして、そこに働いておられます従業員が非常に問題化されております。

〔委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席〕
すでに新聞あたりで出ておりますように、一時停
休制あるいはまた臨時工の切り捨て、こういう影
響が出ておるわけですが、この石油危機の
就業という構造に与えます影響、これを根本的に
検討し直さなければならぬじゃないかと思つてお
りますが、労働省は、こういう関係について、ま
ずどのようなお考えを持っておられますか、お聞
きします。

○岩崎説明員 お答え申し上げます。
ただいま御指摘のありました雇用情勢に及ぼすこの石油危機の影響につきましては、私ども重主な関心をもって見守っているわけでございますが、いままでのところ、労働力の非常な不足状態の中におきまして、現在まで私どもが把握しておりますところでは、労働力の需給逼迫の中にあってこそすぐに失業問題というものが非常に大きき形で表面化するというふうには考えておりません。ただ、今後の推移等につきましても十分に検討いたしましたして、いま御指摘のあったような失業

問題の発生につきましては、十分にこれを防止する措置をとりますとともに、万一離職者が出ました場合には、その再就職というにつきまして万般の施策を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。

○宮田委員　過去十年間の高度経済成長期にはいまおっしゃいましたように、労働力をいかになくさん確保するかということが一番重要な問題だったわけであります。ところが今後は失業対策が国の施策の重要なポイントになるのじゃないかかというふうに思っています。季節工の切り捨て、さらには従業員解雇などが多発した場合の失業対策をいかに進めるかということが一つと、失業保険制度の抜本的な改正ということを意図しておいでになるやに聞いておるわけでございますが、この失業中の労働者に対する保護と、さらに再就職につながる対策というものが必要と思うわけでありますが、その面に対してどうお考えか、お聞きいたします。

○岩崎説明員　お答え申し上げます。
ただいま御指摘の、今後離職者が発生します場合の対策につきましては、現在の失業保険制度、それから職業転換給付金制度というのがございますが、これの活用をはかりまして、職業紹介あるいは再就職のための職業訓練というものを十分行いたしまして、万般の施策を講じてまいりたいというふうに考えておりますが、いまお話がございました失業保険制度の改正につきましては、実

今日の十一日に、半年ほど御研究いただきました失業保険制度研究会から御報告をいただきました。その研究会の論議の過程におきましても、最近の石油危機に伴います今後の雇用、失業問題というものに非常な御検討をいただきまして、そ面での対策として、第一には失業の予防、それからそこに出てまいります種々の雇用調整、それから就職の確保ということにつきまして次のよう施策を講じろというふうに御指摘をいただいております。

第一には、失業の予防という点につきまして

そういふ企業が直ちに離職者を出すということ
でなしに、まず第一に、よくあります操業短縮あ
るいは一時停休というようなことをされますが、
そういうようなことで、解雇することなく、休業
手当を払って労働者に休業していただくという場
合につきましては、その要しました、支給しまし
た使用者の負担に対しまして一定の交付金を支給
してそれをカバーする、それによって直ちに失業
者が発生するということの措置が企業にとつてと
られないようにしてまいりたいということが第一
点であります。

て、これは特に全国的な非常な不況のような状態、それから万一失業者が出た場合におきまして、それから万が一失業者が出ました場合に、おきましても、それが一定の産業について非常に集中的に失業者が出るというような事態が参りましたら、それに一律に失業保険の給付日数を延長するという措置をとるようなことができるということになつております。

それからもう一つは、特に中高年者等につきま
しては、失業してしまふと就職困難であるといふ
ような個人個人の事情が出てまいります。そうい
う人につきましても給付日数を延長して、失業中
の生活の安定をはかつてまいりたいといふようか
らの生活の安定をはかつてまいりたいといふよう
なこと、それからまた、その就職の促進につしま
して種々の施策を講じ得るような措置をとる、こ
れが一つの雇用対策、雇用調整対策といふことで
但し、この制度の中に取入れられるようにといふ
提案をいたしております。現在それに基づきまし
て意成家を得ましたら国会に御審議をいただき
たいといふふうに考へて作業を進めておるとこ
ろでございます。

○宮田委員　ただいま失業対策ということでお聞きいたしました、いままでの失業対策、特に職安を中心にしたしました対策ということは、失中に対しまする生活の保障と同時に就職をあせんするということが中心になって行なわれたのだ、こう解釈しておるわけですが、今の実態、これが一時的なものでないということ十分御存じだと思います。これは永久的に考えて

かなければならぬ問題が今日到来したものだと思断いたしますと、その失業者に対する職業安定所の機構そのもの、それから性格そのものを考えなければならぬと思いますが、その点についてはどういうお考えをお持ちになっておりますか。

○岩崎説明員 現在の職業安定所の仕事は先生おっしゃったとおりでございますが、特に失業保険の給付という面に非常に手をとられて、必ずしも職業紹介機能が十分に果たされていないという御指摘も先ほど申し上げました研究会で御指摘いただいております。そのようなことは、この失業保険制度の改正の中で、ほんとうに職業紹介あるいは再就職のための種々の措置ということの裏づけがございまして、失業保険のほうの合理的な改善と相まちまして職業安定所の職業紹介機能というものが充実される。それからまた職業安定所には種々の専門的な就職促進のための職員がおります。これらの機能を十分に發揮いたしましてそのような情勢に対応してまいりたい、このように考えております。

○宮田委員 最後に要望をしておきます。

と申しますのは、今日のこの事態から考えますと、産業の構造そのものを根本的に変えなければならぬ時期に参っております。そこで就職、雇用という対策の問題については、いままでのような慣習をそのまま踏襲するということでは、構造の変化に即した雇用問題あるいはまたそれに對するものもろの対策、失業した場合の保障という問題については恒久的に考えていただきたいということを特に強調しまして、御要望にかえて、終わります。

○稻村(佐)委員長代理 中村重光君。

○中村(重)委員 三十八時間三十七分という長い精力的な審議をやつてまいりましたが、私が締めくくりに形の問題をやることになるわけでありま

す。ずいぶん同僚諸君が質疑をいたしましたけれども、私は修正作業と並行いたしておりましたので、同僚諸君の質疑を突は聞いていない点が非常に多

いわけであります。したがって、重複する点多々あるであろうと思いますが、短い時間でございまして、簡潔に質問いたしますが、御答弁もひとつ簡潔にお願いいたします。

時間の関係もございましてから自治大臣にお尋ねをいたしますが、その前に、通産大臣、もうこの石油の問題は十一條の割り当て、配給というような、まあ何と申しましょうか、第二ラウンドの施策を講じなければならぬような事態にあるのではないかと考えますが、その通産大臣の考え方はいかがでございましょうか。

○中曾根國務大臣 目下のところは、まだその事態までいってないと思ひます。目下のところは、その前段階の行政指導でこれを切り抜けていく、そういう考え方であります。

○中村(重)委員 目下のところは、そこまでいっていない、行政指導で切り抜けていきたいということでございますが、実は私は石油の輸入という点について樂觀的な考え方を持っていないわけでありまして、そういうことから、結局十一條の割り当て、配給という事態になっていくのではないかと申すわけですが、その事態にまでまだ時間があるとしたとしても、それに備えた準備というものはなされなければならぬと思ひます。そうなるまいと思ひます、通産省自体でもそうでありまして、地方自治体に権限を委任するという形に実はなるわけでありまして、そうなるまいと思ひますと、地方自治体といたしましてそれだけの準備をしていかなければならぬということになってまいりまして、専門官であるとか専門職員であるとか、あるいはその他の事務的な充足というものをやつていかなければならぬ。

〔稻村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕また、予算の問題におきまして、地方公共団体の長への権限委任に伴ひまして、地方公共団体の負担というものも相当多額の費用を要することになってまいりますが、その点に対する自治大臣のお考えはいかがであらうか、伺つてみたいと思ひます。

○町村國務大臣 もし将来、割り当ての事務というものを地方公共団体がお引き受けをいたさなければならぬということに相なりますれば、私、まだ十分な検討もいたしてはおりませんけれども、これだけの自動車の保有台数がございます以上、実は相当な事務量になるものと、かように考えられるのでございまして、目下私どももいたしまして、通産省とそういう点について、地方自治体にもとより財政的な負担を私どもはさせていくことは許されぬという立場で、国のほうで十分そういうことは配慮されるということを希望いたしまして、そういう点につきましては、事務的に通産省とも一応の打ち合わせを進めておるところでございまして。

○中村(重)委員 もしそういう事態になったならばということ、通産省と事務的な打ち合わせをやつていくということでございます。しかし、行政があと追ひをやる、そのためにたいへん混乱が起きて、国民に対して多大な迷惑をかけていくというこの現状から考えてみましても、もうそういう事態は避けられないのだという考え方の上から立って、財政措置をどうするか、要員をどうするかといった問題を考へていかなければならぬのじゃないでしょうか。具体的な作業というものを進めなければならぬと思ひますが、そうではなくて単に事務的な打ち合わせという、自治省の考え方としてはそれでよろしいということでしょうか。

○町村國務大臣 私どももいたしましては、そういうたつた一の場合を想定いたしまして、通産省とは十分打ち合わせをいたしておる段階だ、さうにお答え申し上げたわけでございます。

○中村(重)委員 地方自治体に対して権限が委任をされている行政というのは非常に多いわけですね。ところが一番問題は、人の配置がないということなんです。それを裏づけするところの財政措置が講じられていない、そのために単に形式に終わつていくということなんです。それは公害の問題であるとか、あるいはいりんな面においてたいへん

トラブルを起こすとか、あるいは十分な施策が行なわれない、そのことが国民に対してたいへん迷惑をかけるという形になっているわけでありまして。この石油関係の問題だけではなくて、そういう一般的なことに對して大臣は十分御理解になつておられるだろう、こう思ひますが、そういう事実から考えましても、どうすべきかという一ことに対しての考え方があつたのではないかと思ひますが、その点はいかがでございましょうか。

○町村國務大臣 先ほど御指摘になりましたような事務を地方公共団体に委任するという場合には、やはり市町村長に委任をするということにせざるを得ないのではないかと。とうてい府県段階だけでは処理することができない。したがって、これを市町村に権限を委任するということになりますれば、市町村の財政力ももちろん不十分でもございまして、さらにはまた、市町村にはこういう仕事のできる人が必ずしもたくさんいるというわけではございません。したがって、お引き受けをするには非常な困難があるというふうな判断はいたしておるわけでございますけれども、国の全体の立場からどうしてもやらなかならぬという場合には、そういう困難を克服しながら、少なくとも私は、いま御指摘になりましたような財政上の負担を課するということについては絶対にないような考え方であつてまいりたい、こゝろ存じておるわけでございます。

○中村(重)委員 次は、行政管理局長官にお尋ねをしたいと思います、その前に、通産大臣いかがでございましょうか。この石油需給適正化法案を実施をする、そして第一、第二、第三段階という形に実はなつてまいります。国民生活法案のほうは経済企画庁長官からお答えをいただきますが、こうした業務を執行していくということについての程度の要員というのが必要になるんでございまいしょうか。○中曾根國務大臣 いままでの売り惜しみ、買いだめ規制法の場合には価格調査官というのが任命されましたが、これは特定の少数でございまして、今度の適正化法案につきましては、これは全業者あ

げてみんなかからなければできないことであると思っております。したがって、もしその必要が出てくるという場合には、これはほかの局の人間も動員して併任でその仕事をやらせるとか、そういう形でこの臨時緊急の場を切り抜けるようにいろいろ内部の人員操作をやって、全員総がかりでやるという精神でやっていきたいと思っております。

○中村(重)委員 配給段階になってまいりますとどうでしょうか。いまのお答えと同じことになるのでしょうか。

○中曾根国務大臣 できるだけ部内において人間をくめんしまして、そういう専任者をふやすとか、あるいは補助者をふやすという形でやっていくたいと思っておりますが、どうしてもやむを得ないというような事態になりますれば、これは大蔵当局に対して緊急の措置を要請したいと思っております。

○中村(重)委員 経済企画庁長官にお答えをいただきますが、この国民生活安定法案の關係で、いま中曾根大臣に私お尋ねをいたしましたと同様な点からお答えをいただきたいと思っております。

○内田国務大臣 今日の状況から申しまして、にわかには増員をするということにはなかなか困難であると考えます。しかし事の重要性にかんがみまして、私どもは庁内を編成かえをいたしまして、そしてこの国民生活安定緊急措置法の執行に關する仕事に極力差しつかえがないようなことをもって当面応じてまいりますが、しかし明年度におきましては、やはりある程度の新規増員をも実は要求をいたしておるわけでございます。

また、中村さんも御承知のとおり、標準価格などについての監視の仕事など、当然地方公共団体に委任をいたす面があるわけでございますから、地方公共団体の協力体制につきましても、自治大臣と打ち合わせをいたしておるところでございます。

○中村(重)委員 行管庁長官にお尋ねをいたしますが、この両法案が成立をいたしまして実施されるということになってまいりますと、私は膨大な

業務が生ずるであらうと思えます。その点に対しては、いま両大臣がお答えになりましたような程度を行政管理局としてもお考えになっていらっしゃるのではありませんか。

○小澤(大)政府委員 両大臣がお答えいたしましたと同じ考えでございますが、中村先生御存じのとおり、価格調査官は、立ち入り検査の権限と質問の権限を有する官職を法律によってつくったわけでございまして、元来この仕事は、従来指定された物資に対する業務を担当しております職員にこの権限を付与することによりまして十分に能力をあげるといってまゐるにいたしております関係もございまして、現在併任の形をとっているわけでございます。今日のこの緊急、急迫な事態に對処いたしまして、併任の形では不十分だという懸念もございまして、しからばそれを専任にしてはどうかという御意見はたぶんあるんじゃないか、こういうことも考えられますけれども、ただいま申しましたような趣旨で併任という制度をとっておりますような関係でございまして、これを生かすためには関係省庁が全力をあげて、その価格調査官になっておる者が最優先的にこの問題に取り組んでいく、こういうことで解決し得るんじゃないか、そういうしなければならぬ問題であらう。現在三百六名の者が調査官になっておりますけれども、必要な度合いに應じまして、各省庁でさらにこの併任の者をふやすということは現在でも可能でございまして、そういうふうな全力をあげてやっていただきたい。

それからまた、企画庁長官が答弁されましたように、現在の定数をもって全力をあげてやる、これが私はたてまえだと思えます。この緊急な臨時な措置でございまして、関係各省庁が全力をこれに集中する、こういうことでやるべきであって、これを乗り切っていくという覚悟がなければならぬ。このために定員をふやすとか、あるいは増員をするというふうなことはむしろこの際適當でない、このように行管としては考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 通産大臣、ほんとうにやる気があるのですか。現在の買い占め、売り惜しみ防止法にしても専門官が足りない、手も足も出ない状態にあるんじゃないか。統制当時の経済安定本部の要員は二万人だったといわれる。配給の業務に携わっている人です。いまのように行政事務が膨大になって、今日ですらその要員不足というところで行政が非常に立ちおくれしているんでしょ。にもかかわらず、今度この膨大な業務をやっていくのに、それはたてまえとしてはわかりません。いま通産大臣がお答えになりましたのも、内田経済企画庁長官がお答えになりましたのも、たてまえとしてはわかるけれども、人間が仕事をやるわけですよ。できるはずがありませんよ。本気でやりやうとするのか、予算をどうするかというのをまず先にお考えにならないといけないわけじゃないやしませんか。ただかっこうだけつくるというふうなことでは、これはかえって国民に対して迷惑をかける、混乱を起こさせるというふうことになっていくと私は思います。通産省と経済企画庁の両大臣が公正取引委員長と覚書をおつくりになった。そういうことも、役所は人手不足なんだから業界に一切がっさいやってもらおうといったような考え方も、あとで私はこの点をお尋ねするのでありますからカルテルの問題は別といたしまして、そういう仕事までやってもらうんだ、業界まかせで、どうぞひとつよろしく頼みますというふうな考え方でやるというふうに思っているのじゃないやしませんか。通産大臣、いかがですか。

○中曾根国務大臣 そういうことはございませう。これはやはり政府が責任において行政権を發動してやることでございまして、政府の責任においてやることです。通産省としては、来年度は八十人ばかりの増員を要求しているそうでありまして、それで、やはりこれは単に資源エネルギー庁だけのことでなくして、いろいろな物資の問題が出てくれば、ガラスについては当該原局、セメ

ントについても当該原局、そういうものがすべて総動員されて、一面においては普通の行政事務をやると同時に、一面においてはそういう法案から行政指導もやらなければならぬ。むしろおそれる法案から行政指導というものが中心に次第に轉移していくんだらうと思えます。そういう意味において、全権をあげてこれに取りかかっている、そういう考え方で進んでいきたいと思えます。

それで、いまも申されました割当て云々という場合にどうしてもやむを得ない、これだけはどうしても必要だというものが将来出てくる場合には、そのときにおいて善処したい。これは大蔵大臣なり行管長官に対して、そのとき要請しなければならぬと思えます。

○中村(重)委員 自治大臣と小澤行管政務次官にお答えをいただきますが、いま通産大臣から来年度予算で八十名を要求している——これはもう当然なこととして、八十名だなどというふうなことはお話にならない。私が政府から伺ったことではありませんが、いろいろと政府と与党は話を公式、非公式にしていらつしやるだらうと思う。両法案が成立をしてこれが業務を遂行していくというふうことになってくると一万人ぐらゐの人が要るんじゃないやなかろうかというふうなことが実はささやかれているというのか、頭の中にそういうことも考えられている。いま八十名というのでございまして、その八十名の要員が必要であるということについて、どういう部面に必要なのかという点についてお答えをいただければなお幸いだと思ふのであります。地方自治体に対してもやはり権限を委任するということになってまいりますと、それだけの要員が必要である。具体的に自治省としてもお考え方があるんじゃないやなかろうか。また、自治省に業務がそれだけ委任をされる財政的な裏づけ、それがなければ、地方自治体といたしましてはたいへんなんですからね。いま通産大臣が八十名というのを四十九年度です、考えられているのだということもございまして、やはり一応自治省といたしまして具体的な考え方を、用

意というものであるのではない。また、この両法案に對しまして行管もこれは合議をされたでございましょうから、いまの八十名の要員をふやすといったような問題についても、具体的なこととして行管としての考え方もあるのではないかと、思いますから、抽象的なことではなくて、具体的なことについてお答えをいただきたいと思ひます。

○町村國務大臣 もし将来末端の消費者に對して石油の割り当て業務を行なうというようにすることに相なりますれば、申し上げるまでもなく、こういうことはきわめて公正に行なわなければならぬ、したがって、確実な確認をいたしまして、たとえば切符なら切符を渡すということをやらなければならぬ、かように考えます。したがって、そういう点から見まして、今日の自動車の保有台数から考へてみまして相当膨大な仕事になるであらうということは私も予測をいたしておるわけにございまして、したがって、全国の市町村にこの仕事を委任するというに相なりますれば、相当の実人員が要すると思ひます。また同時に相當な経費が要するということも、これまた當然のこととございまして。

この人員が一体どれくらい要するかということについては、まだ私もそこまでの検討が進んでおりませんので、いま一体どれくらい人間が、そういう事務を万一担当しなければならぬ場合に要するのかということについてお答えはいたしかねますけれども、しかし、これも御承知のように、現在少なくとも直ちに人をふやすなどということは事実上不可能でございまして、こういう緊急な業務を市町村が担当しなければならぬというに相なりますれば、市町村に担当できるように、行政的な指導をまず私もはいたしてまいりたい。しかし、先ほども申し上げましたように、これに相當な費用がかかるということには言ひまでもございせん。この点については、私も、将来そういう場合には大蔵省としては十分そういう費用のことは考へてもらいたいという

ことは大蔵大臣にも話をしており、大蔵大臣もその点は了承をいたされておるところでございします。

○小澤(木)政府委員 増員につきましては、先ほど私が申しましたような考え方を持っております。具体的に關係省庁から申し入れがあるかと思ひますが、十分に検討はいたします。いたしますけれども、私どもの考え方といたしましては、先ほども申し上げましたように、今回のこの緊急非常の事態を現在の各省庁の全員をあけて、全力をあけてこれを乗り切っていく、その態度で臨んでもらいたい、こういうことが私どもの考えでございします。具体的にはどのようにするかということ

はこれから検討はしたいと思ひます。
○中村(重)委員 行管が行管の立場からそう言われることは、事務的に聞いていますとわかるような気もいたします。しかし、そういうことでは、政府全体がこの難局にぶつかっていく、国民に迷惑をかけないという姿勢だというふうには受け取られない。依然としてぬるま湯に入つたような考へ方から一歩も出てない。やる気なし、こう申し上げなければならぬと思ひます。時間の關係がございしますので、自治大臣並びに小澤政務次官は御退席をいただいてけうでございします。

通産大臣にお尋ねしますが、時間がございせんから意見は申しませんが、端的にお尋ねをしてまいります。今後の省資源政策をどう進めておいでになりますか。

○中曾根國務大臣 これはやはり石油の輸入量というものを適正量にして、経済成長を安定成長の路線にしっかりとセットさせる、そしてその上に立て、電力とか、あるいはそのほか必要なものが適正な活動に自然に調節されていく、また電力、石油等必要とする産業自体の構造、機器というものが自然にそれに適応するように変換されていく、そういうふうにして指導していききたいと思ひます。

やはりいままでは石油が無限度に入るといふことを前提にしてすべての産業や道具、機器が動い

ておりましたから、自然にこれを乱用するという形になつてきたと思ひますが、この石油危機を機に、そういうふうなまず歯止めを行なうということをやっていくのが正しいと思ひます。

○中村(重)委員 あとで内田長官に価格の問題で尋ねをしたいと思います。また通産大臣あるいは公正取引委員会委員長に對してお尋ねをする時間が相當な時間になるのだから、こう思っております。したがって、もし物特の委員会の關係その他でお差しつかえてございしたら御退席をいただきまして、あとでまた御連絡を申し上げますので、御出席できればお願いをしたいと思います。

先般、参考人からいろいろ意見を伺つたのですが、この石油資源脱却の産業政策を考へるべきだといふ非常に参考になる参考人の意見であつたわけでありまして、それでどうなんですか。石油は今後期待をされているように入つてこない。中東平和が訪れてまいりまして、これはアラブ諸國の経済状態から考へまして、値段は上がるけれども、物は思うように入つてこないという事態が起こつてくるであらうというように考へます。そうしてまいりますと、産業政策の転換、石油資源からの脱却、そうした産業政策といふことは当然強力に推進をしていかなければならぬのだというように思ひますが、通産大臣の御見解はいかがでしよう。

○中曾根國務大臣 これはやはり徐々に転換を促進させんと、いろいろ副作用も起こるわけでありまして、要は、一つはやはり日本経済というものを適正成長の路線にセットする、そういうことから始まつて、それにはやはり石油の輸入量というものが限定される。必然的にいまおっしゃるような値は高くなるし、量もそうふんだんに入るといふ時代ではなくなると思ひますから、そういう制約は受けると思ひますけれども、そういう面から始めていくべきであると思ひます。

○中村(重)委員 好むと好まざるにかかわらず、マイカーの締め出し規制なんといふことは当然やらなければいけないであらうというように思ひ

ます。それよりも根っこを押さなければならぬ。自動車産業それ自体というものは私はダウンをさせなければならぬと思ひますが、通産大臣のお考え方はいかがですか。

○中曾根國務大臣 省資源というふうな考え方をそのまま貫くとすれば、やはり石油を多量に使う自動車というふうなものも、当然検討の対象に入ってくるだらうと思ひます。

○中村(重)委員 不要不急のガソリンあるいはLPGその他石油の節約ということについて、具体的な構想をお持ちだらうと思ひますのでありますが、これは山形長官からでけうでございしますから、お答えをいただきたい。

なお、各産業界に對して、石油をいままで使つておつたところの実績、今後の割り当ての作業というものを進めているのかどうか、そこらについてお答えをいただきたいと思ひます。

○山形政府委員 不要不急のものは当然抑制すべきだと思ひます。その代表的なものはやはりマイカーの自粛ではないかと思ひますが、その他いろいろとあるんやないかと思ひますが、ございしますが、マイカーにつきましては、これは公安委員会、警察庁が中心になりまして、現在の規制を検討いたしておるわけにございします。

全般的な産業部門別の需要の把握、それをどう配分するかということにつきましては、それぞれ国民生活、国民経済上の重要性もございしますし、關係各省でいま鋭意検討いたしておるわけにございまして、乏しい、少なくなつてきた石油を最も公平に、最も効率的に、当然に配分いたさなければいかぬと思ひます。

われわれといたしましては、需要がどういふところにあるのか、使われておるか、油種別にどうなつておるかといふことは常時精密に把握いたしておるつもりでございしますし、今後その点はより一そう完備してまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 精密に検討しているといふことです。各産業界における石油の需要の実績は

つかんでいるでしょう。それに對しては今まで一〇%なら一〇%カットをやってきたのですが、それではおさまらないから、今度は二〇%カットぐらいやろうという考え方があつたわけですね。そうすると、一律に各産業界に對してカットするのですか。あるいはそうではなくて、その重点度に應じて差をつけるというような考え方を持っているわけですか。具体的な例を、たとえばこういう産業界に對してはこうしていきたいというような考え方もあわせてひとつお答えをいただきたいと思う。

○山形政府委員　たとえば、農林物資または漁業用の物資の生産または輸送に關係いたします油につきましては、先般來農林省、運輸省と折衝いたしておりました、十二月分の所要量についてはこれをきめたわけでございますが、そのときの基本的な考え方は、一般にカットされるよりもこれを優先して、優遇して取り扱うということでございます。先生の御説のとおり、全部一律ということでございます。関係各省との打ち合わせで、内閣全体といたしましてそれぞれの部門にカットが加わる場合におきましても、おのずから公共部門の優先的確保等につきましては、これからも当然にそれは行なう方針でございます。

○中村(重)委員　もう少し具体的に聞きたかったのですが、まあそれは資料でもって出していたただきたいと思ふ。一〇％から二〇％カットということになってまいりますと、各産業に与える具体的な影響はどういう形が出てくるのですか。

○山形府府委員　これは各産業によりまして非常に違いがあると思いますが、先般われわれのほうで主要業界につきましてこれをチェックした資料があるわけでございます。たとえば一〇％カットいたしましたしてやった場合の仮定でございますが、その場合、鉄鋼で六社の高炉メーカーでございますが、粗鋼段階で一・七％のダウン、それからセメントはほぼ同等の一〇％のダウン、それからエチレンが保安石油の関係がございまして一三％くらいのダウン等々の数字がそれぞれ出ておるわ

けでいします。

しかしながら、これは従来のパターンで生産活動を行なったという場合の想定であつたわけでございまして、いま各産業も非常に使用の合理化をして、なるだけ生産効率を落とさないというかつこうの努力を非常に進めておるわけでございまして、それぞれの業界によつて油及び電力の使い方が違ふわけでございますので、一律に申し上げにくいのでございますが、大体一〇%の石油カットに応じましてほぼ同等のカットが出るというのは、私は若干そこで使用合理化効果がこれからは出てまいりまして、よくわかりませんがけれども、七、八%のものは期待されるのではないかと考えております。

○中村(重)委員 通産大臣、二〇%ダウンをいたしますと経済成長率はこの程度落ちるのでしよう。

○中曾根国務大臣　大体下期かなり落ちてきまして、年間を通じて約六〇％程度になるのではないかと。大体初め二一％か二二％程度くらいではないかと。思われたのが、六％程度に落ちるといふGNPの比率になるだろうと思います。

○中村(重)委員 私は、経済界に混乱を起こさせないというためにも、一つの目標をお立てになる必要があるだろうと思う。もうこの段階で、これから恒久的な一つのエネルギーの状態ということを考えてみると、石油は二億トンなら二億ト

ンしか入ってこないという形の産業構造を樹立する必要があるのではないか、そのように思いますがいかがでしょう。それに基づいて設備投資なんかも考えていくことになるだろうと思うのですが……。

○中會根國務大臣　そういう方向に産業政策を変えていくという必要があるように私も思います。

○中村(重)委員　そうした施策というのですか。いまお答えになりましたようなことでまだ作業は進めてないわけですね。これから進めていくということになりますか。

○中曾根國務大臣　まだ進めておりませんけれど

も、四十九年度予算編成にあたりましては、大石油の輸入数量の見通しを基礎にして、そして大蔵省は諸般の計数をつくっていった。すなわち来年度は二億六千五百万トンから約二億七千万トンの範囲、その程度というものを基礎数字にしてGNPその他を計算し、各省の仕事の規模等も検討し始めた、そういうことで、来年度予算から初めてそういうことが行なわれるだろうと思います。

○中村(重)委員 先ほどお答えになりましたように、GNPもわかりますが、産業構造自体を、もう油は二億トンなら二億トン以上入らないんだというような形で産業構造を樹立していくということが私は大切だというように思います。そうしなければ、設備投資抑制のことを政府がどんなに推進しようとしたにしても、なかなかそうはいかない。そのことをもっと具体的に私の考え方を申し上げて御意見を伺いたいと思いますけれども、時間の関係がありますから省略させていただきます。

それから、政府は混乱を避けるために一〇％のカットをやった。しかし、現実には二〇％から五〇％のカットということになっている。それで大混乱を起こした。ところが政府は、民生用の優先ということをしてきたわけですが、現実には一〇％カットの対象となつた産業界、いわゆる大企業、そこらはあまり影響は出ていないのですね。そして政府が優先的にこれを確保しよう、割り当てをしようというようになりました部分にたまたまいへん影響が起つてきた、混乱をしている、そういう形になっておりますが、その原因はどこにあるのございませうか。

○山形政府委員 十一月十六日の閣議決定は、あくまで行政指導で入ったわけでございまして、こういう事態が急激に参りましたために、御指摘のとおり、非常に混乱が起こったわけでございます。われわれのほうといたしましては、石油連盟及び全石商の側と各業界、中小企業も含めましたそれぞれの団体との間にそれぞれ需給協議会をつくりまして、そこで個別に話を進めるように指導して

まいっておるわけでございます。

なお民生用として一番低価格に起こりました灯油とLPG、またLPGを使っておるタクシーに付きましては、先般それぞれ価格の凍結を行なうと同時に、タクシー用につきましては十二月分の数量を確定し、運輸省においてこれの需要者別の公正なる割り当てを指導して、混乱はほぼおさまったと私は考えておるわけでございますが、何ぶんにも非常に新しいことで、灯油だけとらえますしても十三万軒の小売りがあるわけでございますので、混乱が起りましたことは確かでございます。けれども、鋭意この混乱を解除して、民生の安定確保ということにつきましては、やはり基本的な原則は堅持しておるつもりでございます。

C中村(重)委員　それは原因にいろいろあります。しょう。品薄を見越してメーカーやあるいは元卸というものが品物を押えて出さなかった、あるいはその他の小売り段階なんかも、そういう傾向はなきにしてもあらず。それだけではないのですね。

大企業というものがほとんど買い占めたというところですよ。それで、あなた方がたてまえとしておつた民生用というものは結局弱いんだから、その弱いところにしわ寄せされた。逆の結果を生んでできたということです。

この法案が通らないので、実は法的裏づけがいかうまくいかないんだ、こう言っている。しかしこの法案が通りましても、当分は行政措置上というようなことで、第一ラウンドでやっていこうというわけなんだ。第二ラウンドの割り当て、配給というようなことは当面考えていない、要員の手当ても何も考えていない、来年、四十九年度予算で八十人ばかり予算要求をしているということですが、その程度のことでは、単に事務的な処置ができるにすぎないと私は思う。そういうことだと、法案は早く成立をさせてくださいいさせてくださいと盛んに言うのだけれども、あなたのほう準備というものはさっぱりできていない。そういうことでしょう。それでは混乱は一向おさまりませんよ。この法律の制定を期待した国民大衆と

ういうことをおっしゃったか、私よくわかりません。まあ想像すれば、海外の開発、経済協力等について民間がお互いに足を引っぱりあって、そして外国において若干国益を損じたりあるいは醜態を演じているというようなところが見えるものがありますから、そういう点について言及なすたのではないかという気もいたします。

○中村(重)委員　私も実はテレビで聞いておりました。メモしたのですが、いろいろ考えてみたのです。いま通産大臣がお答えになりましたように、とも考えてみたわけですが、もう一つは、御承知のとおり、石油開発公団を石油公団に、その業の内容を含めて改めているわけです。その石油公団に鉱区の取得から開発から輸入から、それから配給までとは、私はまだそこまでの考え方は持っておりません。その適不適は、そこまで煮詰めて考えていないのですが、ただいま申し上げましたようなことは当然石油公団にもやらすべ

だ。私がいつか国民の生活物資の問題をとらえて、公団の問題を本会議で問題提起をいたしました。際、通産大臣も傾聴に値する意見だ、さっそく実行に移すようにしたい、というようなお話を実は伺ったわけでもございましたが、石油の場合、石油公団にそれだけの業務をやらせる必要がある、そう思います。通産大臣、御見解いかがでございますか。

○中曾根国務大臣 私中村委員のおっしゃった方向については賛成でございます。それを具体的にどういふ改正法律として提出するか、いま検討されているところでございますが、社会党の皆さま方がおっしゃるようなERAとかENIというような機構も大いに参考に、単に民間がやることをうしろから応援しているというだけでは採掘し、あるいはこれを輸入し、輸入しというような権限までやらせるほうがいいのではないかと。ただし、それを公団が自分の事業として長い間やるということは必ずしも適当でないで、国内体制を整備したらそれに渡していく、そういう過渡期のパイオニアの役目を果たさせるというほうがいいのではないかと考えております。

○中村(重)委員 私は通産大臣のお答えもわからないではないわけですが、公団にはそれだけの業務をやらせることが適当だというふうに考えるのです。コントロールするという面からでも必要がありましようし、これから先の石油の輸入の問題と経済協力という問題とは切り離すことができないと思ふですね。ただ掘ってどうん物を持つてくる、物取りの経済協力というふうな批判というものが非常にあります。石油開発公団は政府機関でもあるわけですから、そこまではやはり石油開発公団というものを活用していく、積極的な業務を推進していくというふうなことでなければいけないのではないかと。私には思いますが、ただ何か困ったときの緊急避難的なことで石油公団を考へるといふのではなくて、恒久的な対策として考へる必要があるか。

るであらう。また、あらためてこのことについては私の意見を述べたいと思います。大臣の見解も伺いたいと思います。

○中曾根国務大臣 昔、日本で「鉄は国家なり」ということがありました。いまアラブにおいては「石油は国家なり」、そういう時代に入ってきていると思います。国家が出てきていくわけですから、やはり国家が出ていかないと話にならない。そこへ民間がのこ出ていくというところは、立ちおくれや混乱が起るという要素が見えてきていることは御指摘のとおりでございます。そこでERAとかENIというものが出てきておるのだから私は思います。

そういう時代の趨勢を見ますと、やはり国が出ていく、そして国と話し合う、そういう形の時代に入っていくつある。特に御指摘のような経済協力の問題が随伴してまいておるものですか、経済協力というものはやはり国家が意思を持って行なうという形が本筋の仕事でございますから、当然そういう結びつきが出てくるような気がいたします。

○中村(重)委員 それから通産大臣は、エネルギー対策として石炭の見直しを強調されたわけですが、見直しということばで通産大臣が何を考へていらっしゃるかというふうなことはわからないでもないわけですが、具体的に見直してどうするか。今後の石炭政策をどう進めていくのか。いま五十年二千万トンの第五次答申によってこれからやることになるわけですが、これをどのように改めたいかというの、前の五千万トン体制というふうな意欲的な考へ方の上に立っていらつしやるのかどうか、具体的にお考へ方を聞かしていただきたいと思ふ。

○中曾根国務大臣 第一次には、第五次答申の線を実行していくということ、その基礎の上に立って、最近の情勢変化を踏まえて、最近中間答申が行なわれましたが、中間答申を誠実に実行していく、そういう意味で、この間エネルギー

庁長官が御答申申し上げましたが、二千二百五十万トン・ラインというものを新たな目標として考へていくということ、それを行なうためには石炭専焼火力をふやすというふうなことも、あるいは特殊の利用を除き閉山をできるだけ阻止していく、そういうような政策につながってくるだろうと思ひます。

○中村(重)委員 考へ方はわかりました。わかりませんが、石炭専焼火力発電所も北海道に一つ、あるいは九州に一つつくるといふ考へ方だけで、それじゃ具体的に四十九年度からどうするかということ、あるいは混焼の発電にいたしましたとしても、混焼率をどう高めて、いつからそれを実行するのかということについての考へ方を明らかにされないでですね。もう十分事務当局とも打ち合わせをしておられて通産大臣の考へ方は固まっているのではないかと。その点はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 石炭火力につきましては、北海道、九州にこれを増設したいという気持ちがありますが、何しろサイトの問題がありまして、地元の下承を得るということが非常に大事なことである。それにはやはり公害問題を解決していく、そういうような排煙脱硫、そのほかの科学的な推進ということが非常に重要であると思ひます。具体的に中間答申のラインをどういふふうに進めていくかということも目下石炭部においていろいろ検討させておられます。この間答申をいただいたばかりでございますから、いま具体的にそれを来年度以降どういふふうに進めていくか、研究させておるところであります。

○中村(重)委員 石炭政策を見直すということになってまいりましたが、石炭労働者の協力というものがないとどうにもならないというところで、炭鉱をつぶす政策というものをいままで強引に進めてきた。そのことが労働条件というものを非常に低下させてきた。それでも石炭労働者は歯を食いしばってがんばってきた。にもかかわらず、

どんどん山から人が追われてきた。今度の石炭見直し政策にいたしましたも、結局緊急避難的な形で、幾らかでもたくさん掘ってくれという形で、石炭労働者に負担の目を要求するといふ形になるのではないかと。はたして将来どうなるのであろうかという不安が実はあるわけですね。だから、石炭見直しの政策をこれから推進していくということになってまいりますと、石炭の国有化、公有化の問題等も含めて、やはり地下にある日本の石炭資源というものは大切なんだ、経済ベースのみで考へてきたことは間違ひであったという反省から出発をして石炭政策を進めていくのでなければ問題の解決にはならない。労働者が安心して働ける職場、そのためには保安体制をまず確保していくこと、労働条件を改めていくこと、そういう一連の石炭政策というものが確保されなければならぬと思ひますが、通産大臣の考へ方はいかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 石炭労働者の賃金や期末手当がほかにくらべて低いことをわれわれもよく知っておりますし、ともかく石炭生産をめぐる環境の整備、経営の充実あるいは販路の問題、そういう諸般の問題等につきまして、先ほど申し上げた公害その他も含めて積極的に推進していきたいと思つております。

○中村(重)委員 時間が参りましたから、電力の問題等お尋ねをしたわけですが、……通産大臣、電気事業法の二十七条、これを発動するといふ考へ方、さらにこの対象を拡大するといふ考へ方があるのでしょうか。電気使用制限規則、電気事業法二十七条です。

○山形政府委員 石油のカットの率が一月以降高まることも考へられます。電気は石油と違ひまして、電線を通じて、これは使用すれば備蓄とかそういうことはできませんで、たればなしの使用になつてしまふわけでございます。われわれといたしましては、電気事業法二十七条に基づきます産業界を主とした規制というものをやらざるを得ない段階だということで、現在準備を進めて

は、実はつくり方が非常にまずかった、これは認めます。(一)と(二)の条項はつながってあるのでございまして、横のカルテルは絶対認めない。ただ、末端価格を——十数万という業者がある、それに對して政府が全部いまの、たとえばいま凍結されておりますところの灯油価格につきましても守られていないという議論はありますが、とにかくそういうものに対して応急に何か措置を講ずるためには、必要があれば、元売りがそういうものに対して出荷停止というような制裁を加えることも違法ではない、そういうことを私どもは認めたわけです。これは独禁法上不当な行為とはみなされませんから、政府がきめた末端価格を守らない——守らないというところは、この場合、高く売るといふことです。高く売る業者に対しては出荷停止というふうな制裁手段をとつても、本来ならば、これは不正な取引で排除の対象になります。が、これはならないのだ、こう読むわけでございます、いかなる場合においても「協力措置」とあるのは共同行為ではないのです。共同行為を容認してやるということではないのであります。私はこの覚書をつくつたことでカルテルを容認したという、これはそういう新聞記事はたくさんございまして、ございまして、そういう考えは全くないというところをこの国会の場においてもたびたびはつきりしておる次第でございます。

○中村(重)委員 委員長、協力行為という名の共同行為です。これは明らかにカルテルですよ。あなたが、政府主導型の行為であるならばそれはカルテルではない、こうおっしゃるのだったら、何のために覚書をあなたは締結しなければならなかったのですか。そんなことをしないで、通産省がやっているようなこと、業界と一緒に何をやっている、これはけしからぬ、独禁法違反であるといつて、独自の立場からあなたはびしびしやたらよかつたじゃありませんか、わざわざ覚書なんてつくらないで、いいことだと思つての差しかえのない行為であるというならば、あなた

は覚書をおつくりにならなかつた、黙つて独禁法の番人として、公正な競争をやらせるために、共同行為において価格協定をやらせないように、そういうことをあなたははっきりいふべきではないか。さすがにあなたは、この法案の中に独禁法除外という形をやらせろ、それには抵抗したのではありません。結局どうにもこうにもならなかつたので、結局どうにもならなかつたので、覚書というところであなたはいくつか譲歩した。あなたはその中から逃げ延びた、こういうことになる。いけないことです、それは。だから私も、与党は与党の考え方がございまして、覚書をなくするといふ形、そこまでの文章はつくらないつもりでありますけれども、実体はそういう考え方で私どもは独禁法運用に関する特別決議をしたと考へてゐるわけです。結局独禁法というものは公正に守られていくのでなければ、資本主義経済だって健全な運営はできないのですよ。公正な競争といふものは、資本主義経済としても大切なことではあります。このような覚書なるといふ小刀細工をやる。そしてあなた自身——私はずっと質問して、あなたの顔も見ています。答弁態度もずっと見てゐるわけです。注目してゐるのです。非常にあなたは苦惱の色があるのです。やるべきことではないことをおやりになつたから。前車の誤つた轍を踏んではなりません。

かつて独占禁止法違反の特振法というものを政府は提案をしました。その際、私もこれを廃案にいたしました。その当時、当時の事務局長であつた竹中さんが、たしか佐橋次官であつたと思ひますが、覚書を結んだのです。たいへんそれが批判されたのです。独禁法の骨抜きという方向に進んだのです。行政が介入したものはカルテル行為ではないといふ形の覚書であつたわけです。それが非常に経済がずつと動いていく、情勢も変わつてきた、そしてまたあなた自身が今度はこういう形で覚書を締結された。まことに遺憾なこと

であつたと思ひます。しかし最後に、もう覚書を結んでしまつたのですから、撤回されることを要求したいと思ひます。しかし、あなたもすぐ撤回といふものはなかなかできないでしょう。しかし、事実上いまあなたが答えになりましたように、カルテル行為を絶対にやらせない、ここに書いてゐるような(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ヘ)、(ヘ)、(ヘ)といふことがあつてはならない。少なくとも協力措置といふような形で共同行為といふものはやらせないのだ、峻厳にその点は取り締まりをしていただかなければならない、そのように思ひますが、あなたのお考え方をもう一度お聞かせいただきます。

○高橋(俊)政府委員 いまおっしゃられたそういう考え方をもちの方がかなりおられる、そういう事実は私は認めます。したがつて、私がそういう覚書を結んだ——私も認めますが、公正取引委員会が覚書を結んだことについて非常に非難の聲があることを承知しております。しかしながら真意は、私も決して拡大解釈をして共同行為、カルテル行為を認めるという趣旨では全くないといふことをわざわざ注にもうたつておるわけです。一般民間業界が誤解をして、協力措置ならば相当共同行為でもいふんだな、こういうふうな思ひ方をしては困る、そこはききさしたものでありますけれども、しかしそれがどうやっても誤解が解けないといふことであります、私たちがしてはたいへん遺憾に存じます。しかし考え方は一向に変わつておりませんから、カルテルなどをこれに便乗して行なうものがあれば容赦なく取り締まります。そういう点については考えは変わりません。

○中村(重)委員 結局、この覚書に基づいて通産省があるいは経済企画庁が介入をして協力措置といふ形でこれから行政を進めていく、そういう場合、この覚書といふものは適当でなかつたか、あなたが気づかれたならば、いさぎよくこの覚書を撤回する、そういう交渉を進めるといふ態度をおと

りになりますか。○高橋(俊)政府委員 おっしゃるとおり覚書の趣旨に反する行為が頻発するようなことでありますれば、この覚書を破棄するような私どもは要請はいたします。ただ、相手のあることですから一方的に破棄といふわけにはまいらぬでしょうけれども、しかしながら実情がさうであるといふことであれば有害であるといふふうに存じますので、私もとしては、そういうことを要請するつもりであります。

○中村(重)委員 まだ若干話し合いが残されてゐるようでございます、続いて法案の採決という形に進まないようでありまして、しかし申し合はせの時間がまいつておりますので、あと一問で終わりたいと思ひます。

本法案の十一條、これは割り当て、配給でございますが、この業務はほとんど政令にゆだねられてゐるわけですが、このような重大なことを、通産大臣、なぜに政令にすべてゆだねることにされたのですか。

○中曾根國務大臣 これは、その対象が非常に多面にわたつてゐる、また経済が動いてゐるものから、千変万化に動く情勢であります。したがつて、行政官庁がそのときそのときに機宜の処置を取り得るよう弾力性を与えていただく必要がある。そういう意味で、政令にゆだねさせていたしたのであります。

○中村(重)委員 なるほど、あなたはそういうことをやりやすいでしようね。やりやすいでしようけれども、割り当てとか配給とかいうように、これは国民を大幅に拘束をするといふような、国民生活といふものに重大な影響を与えるといふような問題にまでなるわけですね。こういうものは、できるだけ法律事項にするといふようなことが必要ではなかつたのか。英国等では、御承知のとおり、割り当てとか配給といったような発動要件といつたものに対しては国会の議決事項になつてゐるということ等から考えますと、あなたのほうがりやすいからといふようなことだけで政令

事項にするという事は私は適当ではなかった、そのように思いますが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 やはり公正に実行しよう、そういう意味において、また、もう一つはタイミングを失しないようにやろう、そういう意味におきましてやはり機動的にやれるという点から政令にお願いしたのであります。

○中村(重)委員 まあ、あなたはそうした考え方で、何はお尋ねをしましても終始その線から一歩も出ないだろうと私は思います。しかし、これはまことに適当ではなかった。何らかの形のチェックをしなければならぬ、立法機関としては私は問題があるというように感じております。それらの点に対しては、あなたもまた政令をこれからつくっていくわけでありまして、十分国会とも話し合いをするというような民主的な方法、国民が納得するような行政運営をやっていたいただきたいということを要請いたしておきたいと思っております。

それでは、申し合わせの時間でございますから、これで終わります。

○濱野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後六時三十九分休憩

午後十一時二十四分開議

○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、石油需給適正化法案を議題といたします。

他に質疑の申し出もありませんので、本案に対する質疑は終了いたしました。

○濱野委員長 本案に対し、中村重光君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案にかかる修正案が提出されております。

石油需給適正化法案に対する修正案

石油需給適正化法案の一部を次のように修正する。

第二条第三項中「第六条」を「第七条」に改める。

第二十一条中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条第一号中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を二十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十一条 第十条第四項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十七条第一項中「第四条から前条までの規定は、第三条」を「第五条から前条まで(第十三条及び第十四条を除く。)の規定は、第四条に改め、同条を第二十条とする。

第十六条第一項ただし書中「第十一条」を「第十二条」に、「第十三条」を「第十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中「第十一条」を「第十二条」に、「第四条から第九条まで」を「第五条から第十條まで」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条第一項中「第五条、第八条及び第九条」を「第六条、第九条及び第十条」に改め、同条第二項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第二項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十五条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

第十三条 通商産業省に、附属機関として、石油需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、関係大臣の諮問に応じ、石油の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、関係大臣に建議することができる。

4 審議会は、学識経験を有する者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

5 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(国会への報告)

第十四条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、

第四条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間におけるこの法律の施行の状況を報告するものとする。

第十一条第一項中「第四条」を「第五条」に、「第三条」を「第四条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「を構成員とする団体」を削り、「その他必要な措置を講ずるよう」を「を」にするように改め、同条を第十一条とする。

第九条第三項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同項の次に次の八項を加え、同条を第十条とする。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その指示に係る措置を行わなかったときは、その者に對し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該売渡先に石油を売り渡すべきことを命ずることができ、

5 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に関し、必要な細目は、当事者間の協議により定める。

6 通商産業大臣は、第四項の規定による命令に係る売渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は当該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行うものとする。

7 通商産業大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つたものとみなす。

9 第六項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

11 第六項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、身体障害者でその生計を維持するため揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別の配慮をしなければならない。

第八条第二項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条第四項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同条を第七条とする。

第五条第四項中「公表することができ」を「公表するものとする」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(この法律の運用方針)

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

第三条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に關連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

2 政府は、石油に關し必要な情報を国民に提供するように努めなければならない。
附則を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、この法律の規定及びその実施状況についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第三十六条の十二第一項の表中石油審議会

の項の次に次のように加える。

石油需給調整審議会	石油需給適正化法(昭和四十八年法律第 号)の運用に關する重要事項を調査審議すること。
-----------	--

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は平年度約百五十万円の見込みである。

○濱野委員長 この際、修正案について提出者から趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいま議題となりました修正

案につきまして、提案者を代表して、その要旨を御説明申し上げます。

一、政府は、本法の運用にあたり、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者、公益事業、通信、教育、医療、社会福祉事業、言論及び出版に關連する事業その他に対して石油の供給を優先確保するよう配慮し、また、石油に關する必要な情報を国民に提供するように努めなければならないこととする。

二、通商産業大臣は、揮発油の使用の節減のため、自動車に直接給油する石油販売業者に対して必要な指示をする場合に、身体障害者でその生計を維持するため揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別の配慮をしなければならないこととする。

三、通商産業大臣は、石油の売り渡し指示を受けた特定石油販売業者に対し、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、石油を売り渡すべきことを命ずることができることとする。

四、通商産業省に、学識経験者及び一般消費者のうちから通商産業大臣が任命する二十名以内の委員で組織する石油需給調整審議会を設置し、同審議会は関係大臣の諮問に応じ、石油の割り当てまたは配給等その他本法運用上の重要事項を調査審議し、また関係大臣に建議することができることとする。

五、政府は、おおむね六月に一回、国会に、本法施行の状況を報告するものとする。

六、政府は、この法律の施行後一年以内に、本法の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○濱野委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

中曾根通商産業大臣。本修正案は、やむを得ざるものとこれを認めます。

○濱野委員長 これより討論に入るのであります。本案並びに修正案につきまして、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、中村重光君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本案は中村重光君外四名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいまの修正議決により、字句の整理を必要とする場合は、委員長に御一任をお願いいたします。したがって、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○濱野委員長 次に、本法律案に対し、武藤嘉文君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。武藤嘉文君。

○武藤(嘉)委員 ただいま提案いたしました附帯

決議案につきまして、提出者を代表して御説明申し上げます。

案文は、お手元にお配りしたとおりであります。本決議の各項目の詳細につきましては、当委員会の審査を通じて十分御理解いただけるものと存じますので、この際、省略させていただきます。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

石油需給適正化法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、内外石油情勢の急激な変化に対応してエネルギー政策を抜本的に再検討し、省資源型産業構造への転換、産油国等に対する経済協力・技術協力の積極的展開、サンシャイン計画の強力な推進等によるクリーン・エネルギーの開発促進等の施策を講ずるとともに、現下の石油危機において、石油製品等諸物資の著しい需給のひっ迫と価格の急騰により、国民生活が重大な脅威にさらされている実情にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 石油の割当て又は配給等の実施にあたっては、客観的な基準に基づいて公平に行なうよう特に配慮すること。

二 石油の割当て又は配給の措置を実施したときは、その実施の状況についてすみやかに国会に報告すること。

三 石油需給調整審議会の委員の人選にあたっては、一般消費者をはじめ国民各階層の代表を適切に選任するとともに、同審議会の建議は十分これを尊重すること。

四 不急不要の石油需要に対する抑制措置を強化するとともに、石油製品の価格の上昇については、極力これを抑制すること。

○濱野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 政府といたしましては、本附帯決議の内容を尊重し、これが実行に万遺憾なきを期する次第でございます。

○濱野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任をお願いと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 板川正吾君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提出にかかる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用の強化に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。板川正吾君。

○板川委員長 提案者を代表して、決議案の趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付したとおりでありますので、朗読を省略します。

御承知のとおり、公正取引委員会は、本法及び国民生活安定緊急措置法の実施等に関し、通商産業省及び経済企画庁とそれぞれ覚書を作成して、

政府の指示、監督に基づく業者の協力措置は独占禁止法に抵触しないものであることを確認いたしました。

この覚書は、本法の立案過程のある段階において、安定カルテルとして独占禁止法適用除外に関する条項が考えられていたため、これに代替するものと受け取られ、巷間、実質的にカルテルを容認したかのとき印象を与えておるのであります。

申すまでもなく、公正取引委員会は中立性、独立性を付与されておる機関であり、独占禁止法の適用除外規定を置かない以上、他のいかなる法令のいかなる条項も、独禁法の適用または公正取引委員会の権限の行使を排除することはできないのであります。

現在の石油危機において、諸物資の需給の逼迫と価格の急騰が国民生活に重大な脅威を与え、情勢はさらに深刻化するおそれもある今日、覚書の作成によって独占禁止法の適用が緩和されるような印象を与えることは、まことに遺憾なことといわなければなりません。

この際、われわれは、今日の事態を奇貨として、業者が実施する生産、価格協定等の違法行為に対処して、独占禁止法の適用及び公正取引委員会の権限がゆがめられることのないよう明確にすることが必要と考え、本決議案を提出した次第であります。

以上が決議案提出の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用の強化に関する件

現下の石油危機において、石油製品及び生活関連物資等は、著しい需給のひっ迫と価格の急騰を示し、国民生活に重大な脅威を与えている。原油等の輸入状況により、石油製品、電力、ガス、生活関連物資等の供給力が、さらに低下する恐れのある情勢にかんがみ、これを奇貨とする石油及び

生活関連物資等の需要、供給両業界の生産、販売、価格等に関する違法な共同行為は、厳格に取締ることが必要である。

よって政府は、石油需給適正化法等の施行にあつても、これらの法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を排除し、又は公正取引委員会の権限を制限するものと解してはならないことを確認し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について万全を期すべきである。

右決議する。

○濱野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、板川正吾君外四名提出にかかる動議のごとく決しました。

通商産業大臣及び公正取引委員会委員長から発言を求められております。この際、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根通商産業大臣 本決議の趣旨を尊重し、これが執行に万遺憾なきを期する次第であります。

○濱野委員長 高橋公正取引委員会委員長。

○高橋(後)政府委員 ただいまの決議の趣旨を十分体しまして、今後とも私も公正取引委員会といたしましては、独占禁止法の厳正、公正なる運用について遺憾なきを期したいと考えております。

○濱野委員長 おはかりいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付の取り扱いにつきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○濱野委員長 この際一言ごあいさつを申し上げます。

本法律案審査にあたりましては、去る八日、提案理由の説明を聴取いたしました以来、連日連夜にわたり、終始熱心な討議が続けられ、本日円満に終了することができましたことは、ひとえに練達さんのような理事諸君並びに委員各位の御協力のたまものと衷心から感謝する次第でございます。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時三十五分散会

昭和四十九年一月七日印刷

昭和四十九年一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W